

平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間  
に係る業務の実績に関する報告書（資料編）

平成22年 6 月

国立大学法人  
東京芸術大学

# 「資料・データ一覧」

## (1) 業務運営の改善及び効率化

| ○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。(資料1関係)                  |                |       |        |         |
|--|----------------|-------|--------|---------|
| 確認事項   |                | いる    | いない    |         |
| 学長等の裁量の予算、定員・人件費を設定しているか。                                    |                | ○     |        |         |
| (添付資料)   |                | 有     | 無      |         |
| 1-1. 学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針                                     |                | ○     |        |         |
| 1-2. 学長等裁量分の額、人数、配分方法(決定体制を含む)、配分対象                          |                | ○     |        |         |
| ○外部有識者の積極的活用を行っているか。(資料2関係)                                  |                |       |        |         |
| 確認事項   |                | ある・いる | ない・いない |         |
| 学外委員からの法人運営に関する意見があったか。                                      |                | ○     |        |         |
| " について法人内で検討しているか。   |                | ○     |        |         |
| " で具体的に改善した事柄はあるか。   |                | ○     |        |         |
| 経営協議会において、法令(国立大学法人法第20条第4項)で規定されている以下の審議事項が審議されているか。        |                |       |        |         |
|  | 当該年度における変更等の有無 | 事前審議  | 報告     | 審議・報告なし |
| ①中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの                        | 変更無            | /     | /      | /       |
| ②中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの                               | 変更無            | /     | /      | /       |
| ③年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの                               | ○              | ○     |        |         |
| ④経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項(学則、会計規程、役員報酬規程、職員の給与及び退職手当の支給基準など)  | ○              | ○     |        |         |
| ⑤平成22年度予算  | ○              | ○     |        |         |
| ⑥平成20年度決算  | ○              | ○     |        |         |
| ⑦組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項(自己点検・評価のうち、組織及び運営の状況に関する事項など) | ○              | ○     |        |         |
| (添付資料)   |                | 有     | 無      |         |
| 2-1. 経営協議会の議事録又は議事要旨(平成21年度における経営協議会の開催回数4回)                 |                | ○     |        |         |
| 2-2. 上記①~⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表         |                | ○     |        |         |
| 2-3. 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例及び公表状況が確認できる資料       |                | ○     |        |         |
| 2-4. 経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例                      |                | ○     |        |         |
| 2-5. 経営協議会に関連する情報の公表状況が確認できる資料                               |                | ○     |        |         |

○監査機能の充実が図られているか。（資料3関係）

| 確認事項   | 指摘事項の有無 | ある・いる | ない・いない |
|--|---------|-------|--------|
| 監事からの指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。   | ○       |       |        |
| 内部監査の指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。   | ○       |       |        |
| (添付資料)   |         | 有     | 無      |
| 3-1. 実際に実施した監事監査の実施スケジュール及び国立大学法人第11条第4項に基づく監事監査の結果の内容がわかる資料（監事の指摘事項をまとめた報告書または監査の内容をまとめた議事録等） | ○       |       |        |
| 3-2. 監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例   | ○       |       |        |
| 3-3. 実際に実施した内部監査の実施スケジュール及び内部監査報告書   | ○       |       |        |
| 3-4. 内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例   | ○       |       |        |

○男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。（資料4関係）

| 確認事項   |  | ある・いる | ない・いない |
|--|--|-------|--------|
| 男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。                                     |  | ○     |        |
| (添付資料)   |  | 有     | 無      |
| 4-1. 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況が確認できる資料 |  | ○     |        |
| 4-2. 男女共同参画推進のための組織の設置状況が確認できる資料                             |  | ○     |        |
| 4-3. 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況が確認できる資料                          |  | ○     |        |
| 4-4. 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況が確認できる資料          |  | ○     |        |

○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。（資料5関係）

| 確認事項                             |  | いる | いない |
|----------------------------------|--|----|-----|
| 教育研究組織の見直しの機会が設けられているか。（～平成21年度） |  | ○  |     |
| 教育研究組織の見直しの検討が行われているか。（～平成21年度）  |  | ○  |     |
| (添付資料)                           |  | 有  | 無   |
| 5-1. 教育研究組織の見直しの仕組みがわかる資料        |  | ○  |     |
| 5-2. 教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料    |  | ○  |     |

○法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。（資料6関係）

| 確認事項  | 該当なし | ある・いる | ない・いない |
|---|------|-------|--------|
| 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組があるか。（～平成21年度）                      |      | ○     |        |
| 全国共同利用の附置研究所及び研究施設を設置する法人において、全国共同利用に必要な措置を行っているか。（～平成21年度） | —    | —     |        |
| (添付資料)  |      | 有     | 無      |
| 6-1. 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況が確認できる資料                     |      | ○     |        |
| 6-2. 全国共同利用のための学内体制整備や資源配分の状況が確認できる資料                       |      | —     |        |

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料12-1関係）

| 確認事項   | ある・いる | ない・いない |
|--|-------|--------|
| 評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）について検討し反映したか。                            | ○     |        |
| （添付資料）   | 有     | 無      |
| 12-1-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表 | ○     |        |
| 12-1-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料                            | ○     |        |

(2) 財務内容の改善

○財務内容の改善・充実が図られているか。(資料7関係)

| 確認事項                                       | いる | いない |
|--|----|-----|
| 資金の適切な運用を行い、その運用益を教育研究の充実や学生支援等に結びつけているか。  | ○  |     |
| 財務情報の分析を行い、その分析結果を大学運営の改善に活用しているか。         | ○  |     |
| 随意契約に係る情報公開等を通じて契約の適正化を図っているか。             | ○  |     |
| (添付資料)                                     | 有  | 無   |
| 7-1. 資金運用の取組状況及びその運用益の活用状況が確認できる資料         | ○  |     |
| 7-2. 財務情報の分析状況が確認できる資料                     | ○  |     |
| 7-3. 財務情報の分析結果の活用状況が確認できる資料                | ○  |     |
| 7-4. 随意契約に係る情報公開の取組等随意契約の適正化に向けた取組が確認できる資料 | ○  |     |
| 7-5. 随意契約見直し計画の実施状況が確認できる資料                | ○  |     |

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。(資料8関係)

| 確認事項                                 | いる | いない |
|--------------------------------------|----|-----|
| 平成21年度における人件費削減にかかる取組が、年度計画を達成しているか。 | ○  |     |
| (添付資料)                               | 有  | 無   |
| 8-1. 人件費削減計画及び削減実績                   | ○  |     |

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料12-2関係)

| 確認事項   | ある・いる | ない・いない |
|--|-------|--------|
| 評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。                            | ○     |        |
| (添付資料)   | 有     | 無      |
| 12-2-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表 | ○     |        |
| 12-2-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料                            | ○     |        |

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。(資料9関係)

| 確認事項  | ある・いる | ない・いない |
|---|-------|--------|
| ITの有効活用等により中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。             | ○     |        |
| (添付資料)  | 有     | 無      |
| 9-1. ITの有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組状況が確認できる資料 | ○     |        |

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料12-3関係)

| 確認事項   | ある・いる | ない・いない |
|--|-------|--------|
| 評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。                            | ○     |        |
| (添付資料)   | 有     | 無      |
| 12-3-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表 | ○     |        |
| 12-3-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料                            | ○     |        |

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○施設マネジメント等が適切に行われているか。(資料10関係)

| 確認事項  | いる | いない |
|---|----|-----|
| キャンパスマスタープラン等を策定し一貫性をもって施設の整備が行われているか。                | ○  |     |
| 施設・設備の有効活用が行われているか。                                   | ○  |     |
| 施設の維持管理が計画的に行われているか。                                  | ○  |     |
| 省エネルギー対策や地球温暖化対策に関する計画的な取組が行われているか。<br>(～平成21年度)      | ○  |     |
| (添付資料)  | 有  | 無   |
| 10-1. キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況                     | ○  |     |
| 10-2. 既存施設・設備の有効活用への取組状況(講義室等の稼働率や共同利用スペースの確保面積等)     | ○  |     |
| 10-3. 施設の維持管理の取組状況                                    | ○  |     |
| 10-4. 省エネルギー対策等や地球温暖化対策に関する取組状況(中長期的な目標やその達成状況、取組状況等) | ○  |     |

○危機管理への対応策が適切にとられているか。(資料11関係)

| 確認事項   | 全学有 | 特定部局有 | 無 |
|--|-----|-------|---|
| 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等が適切に整備・運用されているか。       | ○   |       |   |
| 研究費の不正使用防止のための体制、ルール等が適切に整備・運用されているか。                  | ○   |       |   |
| (添付資料)   |     | 有     | 無 |
| 11-1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の整備・運用状況が確認できる資料 |     | ○     |   |
| 11-2. 研究費の不正使用防止のための体制、ルール等の整備・運用状況が確認できる資料            |     | ○     |   |

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料12-4関係)

| 確認事項   | ある・いる | ない・いない |
|--|-------|--------|
| 評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。                            | ○     |        |
| (添付資料)   | 有     | 無      |
| 12-4-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表 | ○     |        |
| 12-4-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料                            | ○     |        |

# 「提出した資料の名前一覧」

※昨年度までに提出した資料については【HO・資料〇ー〇】と記載しています。

## (1) 業務運営の改善及び効率化

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

| 指定された添付資料                           | (提出した資料の名前)   |
|-------------------------------------|---|
| 1-1. 学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針            | ①「平成21年度学長裁量経費について(通知)」<br>(※配分方針、配分方法、配分対象が分かる資料として) |
| 1-2. 学長等裁量分の額、人数、配分方法(決定体制を含む)、配分対象 | ②「平成21年度学長裁量経費の配分について」<br>(※配分実績額、配分先等が確認できる資料として)    |

○外部有識者の積極的活用を行っているか。

| 指定された添付資料  | (提出した資料の名前)                      |
|--|----------------------------------|
| 2-1. 経営協議会の議事録又は議事要旨(平成21年度における経営協議会の開催回数4回)       | ○経営協議会議事要録(第28回～第31回)            |
| 2-2. ①～⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表 | ○平成21年度開催の経営協議会における審議事項整理表       |
| 2-3. 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例           | ○経営協議会の意見の反映の具体例(H16～21)         |
| 2-4. 経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例            | ①理事室等の体制(平成21年度)<br>②東京芸術大学理事室規則 |
| 2-5. 経営協議会に関連する情報の公表状況が確認できる資料                     | ○経営協議会に関連する情報の公表状況について           |

○監査機能の充実が図られているか。

| 指定された添付資料  | (提出した資料の名前)   |
|--|---|
| 3-1. 実際に実施した監事監査の実施スケジュール及び国立大学法人第11条第4項に基づく監事監査の結果の内容がわかる資料(監事の指摘事項をまとめた報告書または監査の内容をまとめた議事録等) | ①平成21年度監事監査計画書<br>②平成21年度監事監査実施スケジュール<br>③平成21年度監事監査報告書 |
| 3-2. 監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例   | ○監事の意見の反映の具体例   |
| 3-3. 実際に実施した内部監査の実施スケジュール及び内部監査報告書   | ①平成21年度内部監査計画書及び定期内部監査実施要領<br>②平成21年度定期内部監査 監査報告書       |
| 3-4. 内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例   | ○内部監査の指摘事項反映の具体例  |

○男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

| 指定された添付資料  | (提出した資料の名前)  |
|--|--|
| 4-1. 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況が確認できる資料 | ○東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項  |
| 4-2. 男女共同参画推進のための組織の設置状況が確認できる資料                             | ○東京芸術大学理事室規則<br>*資料2-4と同じ。本学では男女共同参画推進に特化した組織を置くのではなく、職場環境整備や人事制度などを所掌する理事である「管理・運営室(特に人事・総務部会)」がその役割を担当するものとして置かれている。 |
| 4-3. 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況が確認できる資料                          | ○教職員女性比率の推移  |
| 4-4. 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況が確認できる資料          | ①東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則<br>②東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則<br>③東京芸術大学におけるハラスメントの防止等に関する規則                                       |

○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等が行われているか。

| 指定された添付資料                     | (提出した資料の名前)   |
|-------------------------------|---|
| 5-1. 教育研究組織の見直しの仕組みがわかる資料     | ①教育研究組織の見直しを行う体制図(平成21年度)<br>②東京芸術大学理事室規則<br>*資料2-4と同じ。 |
| 5-2. 教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料 | ○教育研究組織の活性化に向けた検討状況について                                 |

○法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

| 指定された添付資料                               | (提出した資料の名前)                   |
|---|-------------------------------|
| 6-1. 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況が確認できる資料 | ○法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組について |

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

| 指定された添付資料  | (提出した資料の名前)  |
|--|--|
| 12-1-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書</li> <li>○「平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書</li> <li>○「平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書</li> <li>○「平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書</li> </ul> |
| 12-1-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>【H19・資料11-1-1】経営協議会(平成19年11月1日開催)(議題:中期計画の変更について)</li> <li>【H19・資料11-1-1】事務組織の見直し計画</li> <li>○(資料2-3参照)経営協議会の意見の反映の具体例</li> </ul>   |

※12-1-1, 12-1-2については, インデックス番号は「12」

## (2) 財務内容の改善

○財務内容の改善・充実が図られているか。

| 指定された添付資料                                  | (提出した資料の名前)   |
|--|---|
| 7-1. 資金運用の取組状況及びその運用益の活用状況が確認できる資料         | ○平成21年度余裕金運用実績報告書   |
| 7-2. 財務情報の分析状況が確認できる資料                     | ①平成20年度財務諸表(抜粋)<br>②平成20年度事業報告書(抜粋)   |
| 7-3. 財務情報の分析結果の活用状況が確認できる資料                |   |
| 7-4. 随意契約に係る情報公開の取組等随意契約の適正化に向けた取組が確認できる資料 | ①随意契約に係る情報公開の取組について<br>【H19・資料7-3、7-4】随意契約見直し計画<br>【H19・資料7-3、7-4】随意契約の点検・見直し状況<br>【H19・資料7-3、7-4】東京芸術大学政府調達協定実施規則<br>【H19・資料7-3、7-4】東京芸術大学建設工事等随意契約実施要項<br>②公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表<br>③随意契約見直し計画の実施状況 |
| 7-5. 随意契約見直し計画の実施状況が確認できる資料                |   |

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

| 指定された添付資料          | (提出した資料の名前)  |
|--------------------|--|
| 8-1. 人件費削減計画及び削減実績 | 【H19・資料8-1】中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標値について<br>【H19・資料8-1】東京芸術大学人件費削減計画<br>○人件費削減実績(平成21年度) |

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

| 指定された添付資料  | (提出した資料の名前)  |
|--|--|
| 12-2-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表 | ○「平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書 |
| 12-2-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料                            | 【H19・資料8-1】中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標値について<br>【H19・資料8-1】東京芸術大学人件費削減計画<br>○(資料8-1参照)人件費削減実績(平成21年度)  |

※12-2-1, 12-2-2については、インデックス番号は「12」

### (3) 自己点検・評価及び情報提供

○中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

| 指定された添付資料   | (提出した資料の名前)  |
|---|--|
| 9-1. ITの有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組状況が確認できる資料 | 【H20・資料7-1】中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組状況について |

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

| 指定された添付資料  | (提出した資料の名前)  |
|--|--|
| 12-3-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表 | ○「平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書 |
| 12-3-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料                            | 【H18・資料9-3-2】・外部評価資料(抜粋)   |

※12-3-1, 12-3-2については, インデックス番号は「12」

#### (4) その他の業務運営に関する重要事項

○施設マネジメント等が適切に行われているか。

| 指定された添付資料   | (提出した資料の名前)  |
|---|--|
| 10-1. キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況                     | 【H19・資料9-1】施設マネジメント実施体制(図)<br>【H19・資料9-1】東京芸術大学施設・環境部会規則<br>【H19・資料9-2】キャンパスプラン報告書<br>○キャンパスプラン報告書(【H19・資料9-2】)のキャンパス計画図・更新版 |
| 10-2. 既存施設・設備の有効活用への取組状況(講義室等の稼働率や共同利用スペースの確保面積等)     | 【H19・資料9-3】東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則<br>【H19・資料9-3】東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する内規<br>○平成21年度施設の点検・評価に関する調査の結果による改善等の要請について    |
| 10-3. 施設の維持管理の取組状況                                    | ①維持管理マップの作成について<br>②平成21年度各所修繕工事採択事業評価の考え方について   |
| 10-4. 省エネルギー対策等や地球温暖化対策に関する取組状況(中長期的な目標やその達成状況、取組状況等) | 【H19・資料9-5】東京芸術大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画<br>【H19・資料9-5】省エネキャンパスの具体的取組み提案<br>○省エネルギーキャンパスへの取組                                 |

○危機管理への対応策が適切にとられているか。

| 指定された添付資料   | (提出した資料の名前)  |
|---|--|
| 11-1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の運用状況が確認できる資料 | 【H19・資料10-1】危機管理マニュアル(Webでは非公開)<br>【H19・資料10-1】安全管理指針(表紙、目次部分のみを抜粋)<br>○東京芸術大学新型インフルエンザ等患者発生時対応マニュアル   |
| 11-2. 研究費の不正使用防止のための体制、ルール等の整備・運用状況が確認できる資料         | 【H19・資料10-2】東京芸術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則<br>【H19・資料10-2】研究活動の不正等への取り組みに関する本学公式Webサイト公開情報<br>【H19・資料10-2】公的研究費の不正防止計画<br>【H19・資料10-2】公的研究費の管理・監査のガイドライン |

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

| 指定された添付資料  | (提出した資料の名前)  |
|--|--|
| 12-4-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表 | ○「平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書<br>○「平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書 |
| 12-4-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料                            | 【H19・資料10-1】危機管理マニュアル(Webでは非公開)<br>【H19・資料10-1】安全管理指針(表紙、目次部分のみを抜粋)  |

※12-4-1, 12-4-2については, インデックス番号は「12」

各 部 局 長  
各 理 事 室 長  
殿  
学 長 宮 田 亮 平  
(公 印 省 略)

平成21年度学長裁量経費について (通知)

このことについて、別添公募要領のとおり公募しますのでお知らせします。  
つきましては、貴部局において要求書等をお取りまとめの上、下記により提出くださるようお願いいたします。  
なお、採択にかかる審査を、管理・運営室において行うこととしており、提出期限については厳守願います。審査に支障のない要求書が期限までに提出できない場合は、審査の対象としませんので、ご了承願います。

記

| 区 分  | 提出期限                  | 提出部数 | 提 出 先  |
|--|-----------------------|------|--------|
| 教育研究改革・改善プロジェクト経費<br>A. 学内公募プロジェクト経費要求書<br>[別紙様式1-1]                       | 平成21年<br>5月15日<br>(金) | 1部   | 会計課財務係 |
| 教育研究改革・改善プロジェクト経費<br>B. 学長発信プロジェクト経費要求書<br>C. 学長プロジェクト実施申請書<br>[別紙様式1-2～3] | 平成 年 月 日<br>( )       | 1部   |        |
| 同上実施報告書 [別紙様式3-1～3]  | 平成22年<br>4月20日<br>(火) | 1部   |        |
| 同上研究成果報告書  | 平成21年<br>5月15日<br>(金) | 1部   |        |
| 教育基盤設備充実経費要求書 [別紙様式2]  | 平成21年<br>5月15日<br>(金) | 1部   |        |
| 特別教育研究経費<br>次期中期目標・中期計画を達成するための<br>実施計画調査経費 [別紙様式1-4]                      | 平成21年<br>5月15日<br>(金) | 1部   |        |

この経費は、従来より、各大学において学部の特を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。

法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

**I. 【教育研究改革・改善プロジェクト経費】**

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

- A. 学内公募プロジェクト  
本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。
- B. 学長発信プロジェクト  
学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。
- C. 学長プロジェクト  
学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

**II. 【教育基盤設備充実経費】**

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

**III. 【特別教育研究経費】**

次期中期目標・中期計画達成のため、(1)教育改革、(2)研究推進、(3)共同利用・共同研究拠点、(4)連携融合事業等に該当し、将来大型経費を要求するための調査経費。  
特に次期中期目標・計画期間中の実績として重点的に評価される1年次～4年次までに実施する大学全体、少なくとも学部・研究科単位のプロジェクトを立案するための調査を想定。

別 添

平成21年度 学 長 裁 量 経 費 公 募 要 領

1. 【教育研究改革・改善プロジェクト経費】

A. 学内公募プロジェクト

- ・本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募する。
- ・プロジェクトの代表者は、要求書【別紙様式1-1】を作成し、各部署長を通じ学長へ提出する。
- ・プロジェクトの実施期間は、原則として単年度とする。複数年度にわたる計画的なプロジェクトについての申請も可能とするが、2年目以降の採択を保障するものではない。
- ・プロジェクトの採択及び予算額の決定は、書面審査等により学長が行う。

B. 学長発信プロジェクト

※プロジェクトテーマは、未定である。テーマが決定次第、公募する。

- ・上記のテーマについてのプロジェクト研究を公募する。
- ・意欲ある教員は、チームを編成し、上記のいずれかの研究を遂行するための企画を学長に提出する。【別紙様式1-2】
- ・個々の企画案について学長が調整の上、採択する。

C. 学長プロジェクト

※プロジェクトテーマは、未定である。テーマが決定次第、公募する。

- ・上記のプロジェクトを立ち上げるに当り、各々のプロジェクトチームメンバーを公募する。
- ・いずれかのプロジェクトに参加したい教員は、参加して実施したい事例を文書にして学長に提出する。【別紙様式1-3】
- ・学長が調整の上、各プロジェクトチームメンバーを決定する。
- ・各プロジェクトチームは、学長とともに担当プロジェクトの実施計画を詰め、学長と綿密な連絡をとりつつ実行する。

\*各プロジェクト共通事項

- ・採択されたプロジェクトの代表者は研究終了後、実施報告書【別紙様式3-1～3】及びプロジェクトで作成される研究成果報告書を学長に提出する。
- ・研究終了後、学内において研究発表会を行う予定である。
- ・プロジェクトの代表者は、要求書【別紙様式1-1】を作成し、各部署長を通じ学長へ提出する。
- ・プロジェクトの実施期間は、原則として単年度とする。複数年度にわたる計画的なプロジェクトについての申請も可能とするが、2年目以降の採択を保障するものではない。
- ・プロジェクトの採択及び予算額の決定は、書面審査等により学長が行う。

II. 【教育基盤設備充実経費】

1. 1件の金額が1,000万円以下のもの。
2. 採択の決定  
採択及び採択額の決定は、書面審査等により学長が行う。
3. 応募方法  
要求書【別紙様式2】を作成し、各部署長を通じ学長へ提出する。  
(各部署において要求書を付し提出する。)

III. 【特別教育研究経費】

- ・次期中期目標・中期計画の達成及び将来における新たな構想計画するための調査経費を公募する。
- ・構想計画代表者は、要求書【別紙様式1-4】を作成し各部署長を通じ学長へ提出する。
- ・計画の期間原則として単年度とするが、引き続き必要な場合は、次年度に申請する。
- ・計画の採択は役員懇を通じて学長が決定する。

IV. 要求書及び実施報告書の提出期限等

| 区 分  | 提出期限                  | 提出部数 | 提出先    |
|--|-----------------------|------|--------|
| 教育研究改革・改善プロジェクト経費<br>A. 学内公募プロジェクト経費要求書<br>【別紙様式1-1】                       | 平成21年<br>5月15日<br>(金) | 1部   | 会計課財務係 |
| 教育研究改革・改善プロジェクト経費<br>B. 学長発信プロジェクト経費要求書<br>C. 学長プロジェクト実施申請書<br>【別紙様式1-2～3】 | 平成 年<br>月 ( ) 日       | 1部   |        |
| 同上実施報告書 【別紙様式3-1～3】  | 平成22年<br>4月20日<br>(火) | 1部   |        |
| 同上研究成果報告書  | 平成21年<br>5月15日<br>(金) | 10部  |        |
| 教育基盤設備充実経費要求書【別紙様式2】   | 平成21年<br>5月15日<br>(金) | 1部   |        |
| 特別教育研究経費<br>次期中期目標・中期計画を達成するための<br>実施計画調査経費 【別紙様式1-4】                      | 平成21年<br>5月15日<br>(金) | 1部   |        |

## 平成21年度学長裁量経費の配分について

## 1. 経費の趣旨

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。  
法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

## (1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

## A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

## B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

## C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

## (2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等のないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

## (3) 特別教育研究経費

次期中期目標・中期計画達成のため、(1)教育改革、(2)研究推進、(3)共同利用・共同研究拠点、(4)連携融合事業等に該当し、将来大型経費を要求するための調査経費。

特に次期中期目標・中期計画中の実績として重点的に評価される1年次～4年次までに実施する大学全体、少なくとも学部・研究科単位のプロジェクトを立案するための調査を想定。

## 2. 配分額

今回の配分は、「(1)教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A.学内公募プロジェクト」、「C.学長プロジェクト」、「(2)教育基盤設備充実経費」、「(3)特別教育研究経費」及び「人件費」の配分をするものである。

単位：千円

| 科目       | 予算額     | 配 分 額                    |                   |                 |            |         | 差引残額     | 備 考         |
|----------|---------|--------------------------|-------------------|-----------------|------------|---------|----------|-------------|
|          |         | (1)<br>教育研究改革・改善プロジェクト経費 | (2)<br>教育基盤設備充実経費 | (3)<br>特別教育研究経費 | (4)<br>人件費 | 計       |          |             |
| 教育経費     | 105,000 | 10,540                   | 38,101            | 0               | 0          | 48,641  | △ 12,601 | 不足分は予備費より充当 |
| 研究経費     |         | 18,025                   | 0                 | 10,192          | 5,000      | 33,217  |          |             |
| 教育研究支援経費 |         | 30,579                   | 0                 | 0               | 0          | 30,579  |          |             |
| 一般管理費    |         | 5,164                    | 0                 | 0               | 0          | 5,164   |          |             |
| 合計       |         | 102,409                  | 38,101            | 10,192          |            | 117,601 |          |             |

## 学長裁量経費一覧

| 年度 | 部 局 別   |                |                                   |               |                                 |                |
|----|---|----------------|-----------------------------------|---------------|---------------------------------|----------------|
|    | 美術学部  |                | 音楽学部                              |               | その他                             |                |
|    | プロジェクト名称  | 金額             | プロジェクト名称                          | 金額            | プロジェクト名称                        | 金額             |
| 21 | (教育研究改革・改善プロジェクト経費)                               |                | (教育研究改革・改善プロジェクト経費)               |               | (教育研究改革・改善プロジェクト経費)             |                |
|    | 徳川本源氏物語絵巻の研究                                      | 研究経費<br>2,304  | 東京芸術大学所蔵貴重音響資料デジタル・アーカイビング        | 研究経費<br>3,742 | 映像研究科・国際共同プロジェクトに向けた調査研究        | 研究経費<br>2,512  |
|    | 三重県紀北町を学外連携拠点としたものづくりスピリット育成・発信事業                 | 研究経費<br>1,600  | 平成21年度伝統音楽指導者研修会                  | 教育経費<br>400   | 映像研究科映画専攻3期生修了制作作品集出版事業         | 教育経費<br>4,348  |
|    | 井野アーティストビレッジ推進プロジェクト                              | 研究経費<br>1,016  | シュトゥットガルト音楽大学との共同室内楽研究のための学生派遣    | 研究経費<br>360   | 映像研究科アニメーション専攻修了制作の35ミリフィルム作成事業 | 教育経費<br>5,792  |
|    | 芸術と脳科学  | 研究経費<br>640    | 児童生徒を対象とした早期英才教育の在り方検討プロジェクト      | 研究経費<br>685   | (附属図書館) 後藤家文書の修復・保存             | 支援経費<br>5,163  |
|    | 美術教育支援プロジェクト                                      | 研究経費<br>1,880  | 附属高校音楽科目総合プロジェクト                  | 研究経費<br>600   | (附属図書館) 図書の点検調査(研究室)            | 支援経費<br>6,491  |
|    | 「東京芸術大学美術館収蔵品の3Dデータの活用研究と応用研究」における大学3Dデータアーカイブの研究 | 研究経費<br>920    | (演奏芸術センター) 第5回、6回 学長と語ろう          | 支援経費<br>1,920 | (教育推進室) 教務システムの開発・拡張            | 支援経費<br>13,125 |
|    | 新疆芸術学院との国際交流プロジェクト「シルクロードの美術(キジル石窟壁画)」展覧会         | 研究経費<br>1,080  |                                   |               | (教育推進室) 学生による授業評価アンケートの実施       | 支援経費<br>2,000  |
|    |   |                |                                   |               | (国際交流室) アジア芸術宣言プロジェクト           | 研究経費<br>2,566  |
|    |   |                |                                   |               | (広報室) 大学紹介DVDの制作                | 一般管理費<br>3,030 |
|    |   |                |                                   |               | (学生支援室) 学生支援(厚生施設等の充実)プロジェクト    | 一般管理費<br>2,134 |
|    | (教育基盤設備充実経費)                                      |                | (教育基盤設備充実経費)                      |               | (教育基盤設備充実経費)                    |                |
|    | 大型ドライマウントプレス機                                     | 教育経費<br>1,664  | 手動式移動観覧席                          | 教育経費<br>7,600 | (演奏芸術センター) 奏楽堂音響システム(PA関係)1式    | 教育経費<br>3,640  |
|    |   |                | ピアノ椅子                             | 教育経費<br>800   | (大学美術館) 芸術資料購入                  | 教育経費<br>16,000 |
|    |   |                | 副科楽器充実5ヶ年計画(4年目)                  | 教育経費<br>1,200 | (大学美術館) 本館展示ケース・収蔵庫扉修理          | 教育経費<br>7,197  |
|    | (特別教育研究経費)  |                | (特別教育研究経費)                        |               | (特別教育研究経費)                      |                |
|    | 中期目標・中期計画推進リサーチ事業                                 | 研究経費<br>2,112  | 音楽研究センター史料文庫(アーカイブズ)構築に向けての研究     | 研究経費<br>4,400 | (大学美術館) 学芸員課程充実のための調査           | 研究経費<br>2,480  |
|    |   |                | 東京芸術大学における総合的なアーカイブズ戦略策定へ向けた基盤的研究 | 研究経費<br>1,200 |                                 |                |
|    | (人件費)   |                | (人件費)                             |               | (人件費)                           |                |
|    | 中期目標・中期計画推進リサーチ事業                                 | 教員人件費<br>2,500 | 平成22年度科学研究費補助金申請サポーター経費           | 教員人件費<br>125  | (大学美術館) 学芸員課程充実のための調査           | 教員人件費<br>2,500 |
|    | 平成22年度科学研究費補助金申請サポーター経費                           | 教員人件費<br>548   |                                   |               |                                 |                |

## 第28回 経営協議会 議事要録

日 時 平成21年6月24日（水）13時30分～14時55分  
 場 所 事務局第二会議室  
 出席者 宮田亮平学長、三浦春政理事、玉井賢二理事、  
 池田政治美術学部長、植田克己音楽学部長、  
 石田義雄委員、高階秀爾委員、中村胤夫委員、根本二郎委員、  
 末永壽男会計課長  
 監事：中島尚正監事、竹内雄也監事  
 欠席者 海老澤 敏委員、佐々木正峰委員

○ 議事に先立ち、議長から、新任の理事、部局長、学長特命の交代等について、下記のとおり紹介があった。

- ・北郷 悟理事〔研究担当〕（田淵前理事の後任）
- ・三浦春政理事〔総務担当〕（堀江前理事の後任）
- ・池田政治美術学部長（六角前美術学部長の後任）
- ・宮廻正明学長特命〔社会連携担当〕（新任）・社会連携センター長（玉井学長特命担当の後任）
- ・関 出大学美術館長（増村前大学美術館長の後任）
- ・杉木峯夫演奏芸術センター長（金前演奏芸術センター長の後任）

## 議題

## 1. 平成22年度概算要求に係る重点事項の概要について

議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

## 2. 平成20年度財務諸表（案）について

議長から標記のことについて提案があり、会計課長から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

## 3. 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

## 【同資料編】

議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

## 4. 第2期中期目標・中期計画（素案）について

議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

5. 東京芸術大学職員給与規則等の一部を改正する規則等（案）の制定について  
議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。
6. その他  
(主な意見)
  - ・第2期中期目標・中期計画（素案）に関して、芸大は出口（卒業生等）の技術力は優れているのであるから、それに加えて人間性も優れていると言われるように、人間力を付ける教育を目標とすることを期待する。
  - ・民間企業は企業価値を高めるために社会貢献をしており、文化活動を実施している企業も多い。産学連携において芸大の果たす役割は大きい。
  - ・アーカイブス機能は、成果が見えづらいところがあるが、必要であり強化すべきである。
  - ・文化発信の一例として、絵画とその絵画が題材とした風景・場所等を一体とした展示方法を取り入れる等、情報発信の方法を考える必要がある。

#### 報告及び連絡事項

1. 平成21年度補正における追加調書作成対象事業一覧について  
標記のことについて、三浦理事から、資料に基づき報告があった。
  2. 平成20年度寄附金受入状況（平成21年1月～3月入金分）について  
標記のことについて、会計課長から、資料に基づき報告があった。
2. その他
- 議長から、本会議外部委員に、次回経営協議会（10/22（木））開催日から委員任期末の平成22年3月末までの間の本会議開催日に、1時間程度の講演を願いたい旨の依頼があった。

## 第29回 経営協議会議事要録

日 時 平成21年10月22日（木）13時30分～14時50分  
 場 所 事務局第二会議室  
 出席者 宮田亮平学長、三浦春政理事、玉井賢二理事、  
 池田政治美術学部長、植田克己音楽学部長、  
 石田義雄委員、海老澤 敏委員、佐々木正峰委員、  
 高階秀爾委員、中村胤夫委員、根本二郎委員、  
 末永壽男会計課長  
 監事：中島尚正監事、竹内雄也監事  
 欠席者 なし

## 議題

## 1. 平成21年度下半期執行計画について

議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

## 2. その他

## ○平成21年度人事院勧告について

議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、給与等改定は、本人事院勧告に概ね準拠することを了承した。

## 報告及び連絡事項

## 1. 平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

標記のことについて、三浦理事から、資料に基づき報告があった。

（主な意見）

- ・具体的にはどのような事項が高い評価を得られたのか。
- ・大学評価は、①財務状況、②教育、③研究、④社会貢献について評価しているが、評価のウエイトが研究に偏っているような気がする。

## 2. 平成22年度概算要求に係る重点事項の概要について

標記のことについて、三浦理事から、資料に基づき報告があった。

（主な意見）

- ・新政権は、運営費交付金1%削減を見直すのか。
- ・新政権は教育に力を入れているようだが、文化・芸術に関して言及していないことが心配である。
- ・今後の日本が目指すべきことは、教育・文化立国及び科学・技術立国を両輪とした国作りである。
- ・予算編成は、官僚主導から閣僚主導へと変わっており、今までと同様の概算要求をしていてはだめである。

- ・ 予算要求のひとつの手法として、「科学と芸術は一体のもの」であるという概念を強調するとよい。
3. 平成20事業年度財務諸表の承認について  
標記のことについて、三浦理事から、資料に基づき報告があった。
  4. 平成21年度人事院勧告について【議題へ変更】
  5. 国立大学の現状に関する説明資料について  
標記のことについて、三浦理事から、資料に基づき報告があった。
  6. 平成21年度寄附金受入状況（平成21年4月～6月入金分）について
  7. 平成21年度寄附金受入状況（平成21年7月～9月入金分）について  
標記のことについて、6. 7. 併せて会計課長から、資料に基づき報告があった。
  8. その他  
(主な意見)
    - ・ 人件費を削減されている中、教員の不採用や採用を遅らせる等、様々な工夫をしているが、教育の質を確保するために、カリキュラムの見直しを行い、質の確保に努めなければならない。教育の質の確保は、大学として譲れない部分であり、削減により質の低下をまねきかけないことを声を大にして主張すべきである。
- 美術学部長から、机上配布資料の「上野タウンアートミュージアム（UTM）」について報告があった。
  - 映像研究科事務長から、机上配布DVD「東京藝術大学大学院映像研究科第三期生修了作品集2009」について報告があった。
  - 社会連携推進課長から、机上配布資料「芸大アーツ イン 東京丸の内」について報告があった。
  - 演奏芸術センター長から、「芸大21 アジア・躍動する音たち」（11/1（日））に視覚障害者100名（補助者を含む）を招待する旨の報告があった。
  - 渡邊理事から、芸大と理化学研究所との連携協力記念シンポジウム「未来を拓く～科学と芸術の交差～」（11/15（日））について報告があった。
  - 議長から、奏楽堂トーク&コンサート「学長と語ろうVI」（11/14（土））及び国立大学協会広報誌「JANU」について報告があった。
  - 社会連携推進課長から、「東京藝術大学2010カレンダー」について報告があった。

## 第30回 経営協議会 議事要録

日 時 平成22年1月28日(木) 13時30分～14時50分  
 場 所 事務局第二会議室  
 出席者 宮田亮平学長、三浦春政理事、玉井賢二理事、  
 池田政治美術学部長、植田克己音楽学部長、  
 石田義雄委員、海老澤 敏委員、佐々木正峰委員、  
 高階秀爾委員、中村胤夫委員、根本二郎委員、  
 末永壽男会計課長  
 監事：中島尚正監事、竹内雄也監事  
 欠席者 なし

## 議題

## 1. 第2期中期目標についての意見(原案)及び中期計画案について

議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

(主な意見)

- ・中期目標と予算との関連はどうなっているのか。(予算未決定のため空欄)
- ・事業仕分けにより文部科学省関係予算もカットされているが、芸大への影響はどうか。
- ・同様に舞台芸術関係予算(平成22年度予算)も大幅にカットされたが、その翌年度、翌々年度の予算措置がより心配である。
- ・文化芸術予算の必要性を主張し、これ以上予算を削減されてはどうにもならないという何らかの条件を考えないといけない。
- ・国立大学法人は仕分けの対象外と考えていいものか。初等・中等教育予算は、授業料無償化等増額することはあっても減ることはないであろうから、そのしわ寄せが高等教育予算にくる可能性がある。芸大としてやるべきことを明確に主張する必要がある。
- ・文化政策を知らない政治家が多いので、芸大が主張し、また、自治体や企業等と連携し社会貢献していることを知らしめる必要がある。

## 2. その他 特になし

## 報告及び連絡事項

## 1. 平成22年度概算要求に係る重点事項の概要について

標記のことについて、三浦理事から、資料に基づき報告があった。

## 2. 平成22年度収入・支出予定額[予算積算上]について

標記のことについて、三浦理事から、資料に基づき報告があった。

## 3. 平成21年度寄附金受入状況(平成21年10月～12月入金分)について

標記のことについて、会計課長から、資料に基づき報告があった。

4. その他

(主な意見)

- ・ 芸大には図書館、美術館等は設置してあるが、音楽のためのミュージアム、すなわち楽器博物館がない。西欧の芸術系大学には、伝統を受け継ぎ保管し引き継ぐ楽器博物館が必ず設置してある。唯一の国立芸術大学である本学にないのは誠に残念である。時間はかかるかもしれないが、計画し予算を組み、ぜひ設置してほしい。例えば、「小泉文夫記念館」を発展させ、東洋のコレクションと西洋の楽器を併せ持ち、音と音を生み出す楽器を収蔵する楽器博物館を設置したらどうか。
- ・ 教育・文化立国及び科学・技術立国は、国作りの、車に例えると両輪であり、それには知育・体育・美育、及び人間の感性教育が大事である。

○議長から、本会議終了後、15時から石田義雄先生の特別講演会「国鉄改革から20年」が音楽学部5-109室にて開催される旨の報告があった。

## 第31回 経営協議会議事要録

日 時 平成22年3月18日(木) 13時30分～14時50分  
場 所 事務局第二会議室  
出席者 宮田亮平学長、三浦春政理事、玉井賢二理事、  
池田政治美術学部長、植田克己音楽学部長、  
海老澤 敏委員、佐々木正峰委員、  
高階秀爾委員、中村胤夫委員、  
末永壽男会計課長  
監事：中島尚正監事、竹内雄也監事  
欠席者 石田義雄委員、根本二郎委員

## 議題

1. 平成22年度予算編成方針(案)について  
議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。
2. 平成22年度収入・支出予算(案)について  
議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。
3. 平成22年度 国立大学法人東京芸術大学年度計画(案)について  
議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。
4. 東京芸術大学職員給与規則等の一部を改正する規則等の制定について(案)  
議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。
5. 東京芸術大学経営協議会規則の一部を改正する規則の制定について(案)  
議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。
6. 平成22年度 東京芸術大学公開講座実施計画について  
議長から標記のことについて提案があり、三浦理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。
7. その他 特になし

報告及び連絡事項

1. 平成20年度決算剰余金の繰越承認について

標記のことについて、三浦理事から、資料に基づき報告があった。

2. その他

(主な意見)

- ・一般大学では就職が決まらず留年する等、学生の就職に苦労していると思うが、芸大の対応としては、同窓会組織が卒業生の就職支援等のバックアップをしてはどうか。
- ・大学の社会的貢献度では、芸大は大きな評価を得ていると思う。しかし、今後は専門教育と同時に総合的な人間性を教育することが大事である。また、地域の文化拠点としてだけでなく、日本における文化拠点として社会貢献してもらいたい。
- ・演奏芸術センターには研究機能はないのか。美術分野には美学があるが、音楽分野には相当するものがない。楽器博物館を設立し、芸大で音楽分野の学問をぜひ実現してもらいたい。

○議長から、下記のとおり今年度末で退任される委員等の紹介があった。

外部委員 海老澤 敏委員、佐々木正峰委員、根本二郎委員

内部委員 玉井賢二理事

陪席者 守山光三学長特命

○美術学部長から、机上配付資料「いま 天心を語る」及び「上野タウンアートミュージアム 8プロジェクト+記録概要集」について報告があった。

## 平成21年度開催の経営協議会における審議事項整理表

### ①中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

開催年月日：平成21年6月24日  
 審議事項：第2期中期目標(素案)について  
 開催年月日：平成22年1月28日  
 審議事項：第2期中期目標についての意見(原案)について

### ②中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

開催年月日：平成21年6月24日  
 審議事項：第2期中期計画(素案)について  
 開催年月日：平成22年1月28日  
 審議事項：第2期中期計画案について

### ③年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

開催年月日：平成22年3月18日  
 審議事項：平成22年度国立大学法人東京芸術大学年度計画(案)について

### ④経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項(学則、会計規程、役員報酬規程、職員の給与及び退職手当の支給基準など)

開催年月日：平成21年6月24日  
 審議事項：東京芸術大学職員給与規則等の一部を改正する規則等(案)の制定について(※人事院勧告対応。期末手当・勤勉手当の支給割合の改訂など。)

開催年月日：平成21年10月22日  
 審議事項：平成21年度人事院勧告について(※人事院勧告対応。期末手当・勤勉手当の支給割合の方針など。)

開催年月日：平成22年3月18日  
 審議事項：東京芸術大学職員給与規則等の一部を改正する規則等(案)の制定について(※人事院勧告対応。超過勤務手当の支給割合、期末手当・勤勉手当の支給割合、地域手当等の見直しなど。)  
 東京芸術大学経営協議会規則の一部を改正する規則(案)の制定について(※経営協議会の組織体制の見直し。)

### ⑤平成22年度予算

開催年月日：平成21年6月24日  
 審議事項：平成22年度概算要求に係る重点事項の概要について  
 開催年月日：平成22年3月18日  
 審議事項：平成22年度予算編成方針(案)について  
 平成22年度収入・支出予算(案)について

### ⑥平成21年度決算

開催年月日：平成21年6月24日  
 審議事項：平成20年度財務諸表(案)について

### ⑦組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項(自己点検・評価のうち、組織及び

**運営の状況に関する事項など)**

開催年月日 : 平成21年6月24日

審議事項 : 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

## 経営協議会の意見の反映の具体例

### 1. 募金による基金等の創設

(経営協議会での意見)

- 寄附講座を設置することを考慮して募金活動を行うことも一方法である。
- 寄附集めは工夫次第ではないか。また、プロデューサーが必要である。

第5回経営協議会(H16.9.30) 議事要録より

#### ① 藝大ルネッサンス基金(H17.5月～)

##### 【概要】

世界トップクラスの教育研究・創作活動を展開するための「藝大ルネッサンス事業」((1)社会に開かれた大学としての展開に係る事業、(2)演奏・展示活動の国際展開、国際発信に係る事業、(3)新たな芸術領域の創造と融合に係る事業)の支援を目的とした基金

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/assistance/renaissance.html>)

#### ② 藝大フレンズ賛助金(H17.4月～)

##### 【概要】

大学美術館や奏楽堂の運営ならびに教育研究活動や環境整備の充実を図るため、寄附(賛助金)で大学をサポートしていただく制度。藝大フレンズの皆様には、展覧会・コンサートの無料鑑賞を含む、本学の実情をご理解いただくための機会を提供する。

([http://www.geidai.ac.jp/office/kenkyo/index\\_friends.html](http://www.geidai.ac.jp/office/kenkyo/index_friends.html))

##### 【加入者数】(H22.3.31現在)

|              | 個人  | 法人 |
|--------------|-----|----|
| 賛助<br>フレンズ   | 203 | 5  |
| 特別賛助<br>フレンズ | 15  | 0  |

##### 【寄附実績】

|        |            |
|--------|------------|
| 平成17年度 | 5,360,000円 |
| 平成18年度 | 5,181,000円 |
| 平成19年度 | 3,990,000円 |
| 平成20年度 | 5,030,000円 |
| 平成21年度 | 5,109,000円 |

#### ③ 寄附講座の設置(H18.4月～)

##### 【概要】

我が国の映像分野における高度な人材育成及び開発研究の一層の展開を図るため、産学共同の教育・研究プログラムの開発と運営について連携・協力するものとして、株式会社電通と連携・協力協定を平成17年12月締結。平成18年4月の大学院映像研究科メディア映像専攻設置にあわせ、今までにないコンテンツの創造や流通メディアの開発を目的として、寄附講座(コンテンツ産業研究プロジェクト)を開設。特任教授による授業を行っている。

#### ④ 事務局参事役の配置(H18.12月～H20.3月)

##### 【概要】

上記①②の2制度の寄附金及び特に東京藝術大学創立120周年記念事業募金(H18.12月～H20.3月)の募集に関する渉外業務を専門的に行うために、事務局参事役を配置した。

## 2. 受託事業制度の整備

(経営協議会での意見)

○受託研究の新たな制度を構築し、資金確保等を容易にし、自前で新たな制度・方策を実施し、教育研究に還元していけるよう検討する必要がある。

第10回経営協議会(H17.5.26) 議事要録より

◎受託事業制度 (H18.2月～)

### 【概要】

本学の業務運営上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められるとともに、国内外における芸術文化振興や社会への貢献に資することができる事業について、外部から委託を受けて行う制度。(受託事業は、本学において外部からの委託を受けて業務として行う上記の諸活動のうち、受託研究を除くものであり、これに要する経費を委託者が負担して行う。)

### 【平成17年度受託事業】

- ・国際文化交流・協力推進事業「東京芸術大学・韓国芸術総合学校交流展」－出会い－ (文化庁)
- ・国際シンポジウム「映画作りは学校で学べるか？」 (文化庁)
- ・TGアートセッション (東京ガス株式会社)
- ・豊洲プロジェクト『蒼楽』 (東京ガス豊洲開発株式会社)

計4件

### 【平成18年度受託事業受入実績】

- ・(仮称)産業技術保存継承センターオープニング事業企画・設計及び監理委託 (北九州市)
- ・浅草公会堂改修記念演奏会実施 (台東区)
- ・文化芸術創造都市づくりの推進に向けた地域貢献事業 (横浜市都市経営局)
- ・メンデルスゾーン基金チャリティ・ガラ・コンサート (株式会社梶本音楽事務所)
- ・「取手けいりんサイクルアートプロジェクトセカンドステージ」全体デザイン委託 (茨城県自転車競技事務所)

ほか 計16件

### 【平成19年度受託事業受入実績】

- ・国際文化交流・協力推進事業「日中韓芸術大学交流事業」 (文化庁)
- ・「埼玉大学 大学歌」及び「埼玉大学祝典序曲」の録音原盤制作(埼玉大学)
- ・赤倉芸術交流センターを拠点としたアカデミー・イン・レジデンス(地縁法人赤倉温泉区)
- ・日銀ウォーキングミュージアム KINCO ～日本銀行×東京芸術大学 地下金庫展～ (日本銀行、名橋「日本橋」保存会)
- ・メープルヒル病院アート展示プロジェクト(株式会社イリア)
- ・「藝大デザインプロジェクト in ADACHI」(足立区産業経済部)
- ・JR上野駅構内上野タウンアートミュージアムPRブース及びフロア広告の制作、設置及び撤去委託(台東区)
- ・上野タウンアートミュージアム岡倉天心作オペラ「白狐」公演委託(台東区)

ほか 計29件

## 【平成20年度受託事業受入実績】

- ・2008「TOKYO GOLD WEEK」における金のオブジェ制作(田中貴金属工業株式会社)
  - ・アートマネジメント人材の育成に関する調査研究(文化庁)
  - ・「藝大 Design Project in ADACHI 2008」の設営運営委託(足立区産業経済部)
  - ・茨城県南における芸術活動活性化推進事業(茨城県南芸術の門創造会議)
  - ・第23回国民文化祭・いばらき2008における演奏(第23回国民文化祭取手市実行委員会)
  - ・NHK教育フェア「ケータイ科学」展示(株式会社NHKエデュケーショナル)
  - ・無形文化財・民俗文化財を支える用具・原材料の現状に関する調査研究事業実施業務(文化庁)
- ほか 計21件

## 【平成21年度受託事業受入実績】

- ・GEIDAI DESIGN PROJECT 2009(財団法人東京都交通局協力会)
  - ・2009年日本国際賞受賞式式典及び祝宴における演奏(財団法人国際科学技術財団)
  - ・早稲田大学坪内博士記念演劇博物館「伎楽面・力士、呉女」調査及び修復事業(早稲田大学)
  - ・フランス大使館旧庁舎解体前プロジェクト No Man's Land 参加 東京藝術大学系 展示+イベント memento vivere/memento phantasma(東京都歴史文化財団)
  - ・千代田区秋葉原地域における全国芸術系学生交流拠点形成事業(東京都歴史文化財団)
  - ・平成21年度芸術団体人材育成支援事業「写真、メディア・アートにおける人材育成を目的としたシンポジウムと展覧会の開催」(文化庁)
  - ・無形文化財・民俗文化財を支える用具・原材料の現状に関する調査研究事業実施業務(文化庁)
- ほか 計19件

## 3. 積極的な情報発信に関して

(経営協議会での意見)

○大学は社会に対して、大学の状況や特色等を積極的に情報発信していく必要がある。

第13回経営協議会(H17.11.24) 議事要録より

## ① 広報室の設置とWebサイトの充実(H17.12月～)

## 【概要】

経営協議会での意見を受け、平成17年12月、理事室に分散していた広報関連業務を集約して、広報室を設置して、戦略的な広報活動を行うための基盤を整えた。このとき、平成17年度の年度計画で計画されていた公式ウェブサイトのリニューアルについても、研究推進室から広報室に担当を移し、より「対外的な」情報発信の側面を強化して、Webサイトのリニューアル検討の促進が図られた。

結果として、平成18年6月1日よりWebサイトを全面リニューアルした。リニューアルに際しては、下記の点に特に配慮した。

- 従来の展覧会、演奏会情報を中心に掲載していた内容を改め、学部・大学院紹介、入試案内などについて、閲覧者側の視点に立った見やすい画面へと変更するとともに、情報の発信拠点でもある大学美術館、奏楽堂の展覧会、演奏会情報も同時に前面に掲載し、閲覧目的の違いによる情報の振り分けが分かり易い画面へと変更する。
- 従来の各部局から得た情報を広報担当者が作成し、ウェブサイトへ掲載していた方法を改め、情報提供部局において情報を作成し、広報責任部局が承認するだけで瞬時に掲載できるシステムを導入したことにより、責任体制を確立させたまま、適時適切な更新が行われるようになり、迅速な対応が取れるようする。
- トップページには、本学ならではの企画として、教員の作品や本学所蔵品の写真と紹介

も掲載（月1回更新）し、閲覧月ごとに視点を変えた情報発信を実施する。

さらに、教員総覧の公開（平成18年7月～）、卒業・修了生の「卒展・修了作品展」の図録、「卒業試験公開演奏会」のプログラム（平成19年3月卒業・修了者分～）、「東京芸術大学規則集」の公開（平成19年12月～）、「教員・学生の展覧会・演奏会・イベント情報管理システム」（教員、学生、学科単位の展覧会、演奏会およびイベント情報などを集約し、公表するシステム）の導入（平成20年2月～）などを新たなコンテンツとし、本学の活動を紹介する内容の充実を図った。

また、英語サイトに「NEWS&TOPICS」を新設し、2ヶ月毎に更新することとした。（平成19年12月～）

なお、各学部・研究科においても独自のコンテンツを作成し、公式Webサイトからリンクさせ、情報発信の充実を努めている。

## ② 外部評価の実施（H18.3月～H18.12月）

### 【概要】

経営協議会での意見を受け、18年3月に社会への説明責任を果たすべく、平成18年度に外部評価を実現するため、企画・評価室長名で美術・音楽両部に対して検討を行うよう通知した。

これを受け、両学部において評価実施方法を検討し、18年12月にそれぞれ外部評価委員を招聘して、外部評価委員会を開催し、評価を実施した。現在、評価報告書を作成中。

### ※外部評価委員の構成

美術学部：美術家・作家2名、公立美術館長1名、自治体首長1名、  
芸術系財団関係者1名、メディア関係者2名

音楽学部：芸術系他大学長2名、芸術系財団関係者1名、経済界1名、  
他分野有識者1名

## ③ 「芸術と教育－美術学部教育の現在」プロジェクト（H18.4月～H21.3月）

### 【概要】

美術学部では、経営協議会での意見を受けて、各科・専攻の教育理念や特徴、実際の教育課程がどのように展開しているか等を社会に分かりやすく伝えるために、「芸術と教育－美術学部教育の現在」と題したプロジェクトを学長裁量経費（教育研究改革・改善プロジェクト経費）により実施した。

本プロジェクトは、自己点検・評価の新しい形であり、各科・専攻の授業風景・学期末講習会のビデオ取材、学部長が各科・専攻ごとに行った教員との対談などを基に、美術学部及び美術研究科の教育現場の実像を明らかにしようとするもので、冊子（DVD付き）に取りまとめ、19年7月に東京芸術大学出版会から「藝大素術－美術教育の現場から－」として刊行した。また、20年5月には各科・専攻の教員が相互の領域の違いをどうとらえているのか、を話し合う場として、藝大素述座談会「垣根のうちそと－POST藝大はみえるか」を、平成20年7月には、「今後の大学環境づくりに求められていることは何なのか」を学生、教職員が自由に討論する場として、藝大素術公開大会議「とんでもない!?大きな環境形成はPOST藝大を生むか」を開催し、それぞれ記録紙を発行した。

## ④ アクションプランの策定と発信（H19.1月～）

### 【概要】

本学が大学として目指していることを社会により分かり易く発信するため、また、宮田学長のリーダーシップを学内外に示すため、学長がH17.12.21に就任された際に発表された学長の大学運営方針に基づいて、「東京芸術大学アクションプラン―世に「ときめき」を―」を策定し、学内外に発表した。平成20年1月、平成21年1月には一部改訂している。

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/actionplan.html>)

【アクションプラン内容 H21.1現在】

**1. 総合的芸術大学としての教育研究内容のさらなる充実を図る。**

- ・芸術系リサーチセンターにおける学位授与プロセス研究の推進
- ・創作・演奏の学術的研究を通じた芸術学研究の振興
- ・新しい学際的分野における共同研究の推進
- ・大学院映像研究科の全課程・学年完成年度における充実
- ・伝統の継承と新しい創造のさらなる推進
- ・芸術大学に相応しい、教員の活力を増大させるFDの実践

**2. 新しい時代をめざした戦略的な芸術大学ネットワーク造りを図る。**

- ・アジア総合芸術センター構想による研究者・留学生の交流充実
- ・技法研究・人材育成を通じたアジア文化遺産保存修復活動への貢献
- ・国内の五国公立芸術系大学の連携・協力の拡大
- ・地域に根ざした伝統芸術・芸能の共同研究の推進
- ・芸術表現に係る学会の設立

**3. 学外との連携を積極的に推進し、多様な教育研究資金を活用する。**

- ・児童生徒や社会人への芸術普及活動の推進
- ・社会連携センターの機能の充実と事業拡大
- ・キャンパス地元自治体を始め各地域との協同事業の充実
- ・藝大世界発信プロジェクト基金の活用
- ・科学研究費補助金、奨学寄付金など外部からの研究費や奨学金の確保
- ・受託事業・受託研究費の積極的受入れと各種事業収入の拡大

**4. 大学の運営を合理化し、環境整備を推進する。**

- ・事務体制等の改善に伴う業務運営の効率化・合理化
- ・人件費の抑制と光熱水費などの節約による支出の削減
- ・CO2削減、省エネルギー等を通じた環境対策の推進
- ・安全に配慮した耐震補強等、施設整備の推進
- ・学生サービスの向上とハラスメントのない学内環境づくり

**(参考：学長大学運営方針)**

**1. 教育内容のさらなる充実と伝統をふまえた革新を図る。**

教育者としての質の向上のためのプログラムの実践  
大学環境の見直しと整備

**2. 東京芸術大学の学生、教員、職員の研究者、芸術家、事務担当者としての社会的な地位の向上を図る。**

**3. 国際化社会に対応した意義ある海外との交流実践を図る。**

芸術文化発信、留学生の積極的な受け入れと送り出し

**4. 国や自治体、各財団、民間企業などとの連携を図る。**

東京芸術大学の社会的な役割の拡充

⑤ 東京芸術大学出版会の設立 (H19.8月～)

**【概要】**

本学の教育・研究成果を社会に発信するとともに、多くの市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備に努めるため、芸術・学術関連図書等、教科書及び啓蒙書の刊行・頒布を主たる事業として行い、本学の研究とその成果

の発表を助成するとともに、芸術・学術・教育・文化の振興・発展に寄与することを目的として、平成19年8月に正式に設立。

#### 【平成19年度出版実績】

- 「藝大素述 一美術学部の教育現場から一」(H19年7月)
- 「日本絵画の謎を解く 一東京藝術大学文化財保存学日本画博士の研究一」(H19年10月)
- 「DVD 大学院映像研究科第一期生修了制作作品集2007」(H19年10月)
- 「森鷗外と原田直次郎 一ミュンヘンに芽生えた友情の行方一」(H20年2月)
- 「DVD 新曲『浦島』」(H20年2月)

#### 【平成20年度出版実績】

- 「櫃田伸也：通り過ぎた風景 Nobuya Hitsuda: Scene Passed by」(H20年11月)
- 「DVD 大学院映像研究科第二期生修了作品集2008」(H20年12月)
- 「楽譜 チャイコフスキー『弦楽のためのセレナーデ』ピアノ独奏版」(H21年3月)

#### 【平成21年度出版実績】

- 「CD ホルベルク組曲～マリンバアンサンブル・クイント」(H21年4月)
- 「DVD 平家の物語〈前編〉」(H21年5月)
- 「映画専攻 第三期生修了作品集2009」(H21年10月)
- 「六角紫水の古社寺調査日記」(H21年12月)
- 「形成的表現から平和へー美術教育私論ー」(H22年2月)
- 「藤田嗣治の絵画技法に迫る 修復現場からの報告」(H22年2月)
- 「サウンド入門」(H22年3月)
- 「いま天心を語る」(H22年3月)
- 「伝統のイタリア語発音」(H22年3月)
- 「楽譜 ジングシュピール『デュオニュゾス』」(H22年3月)
- 「CD 東京藝大チェンバーオーケストラ」(H22年3月)
- 「東京藝大チェンバーオーケストラ」(H22年3月)
- 「DVD 平家の物語〈後編〉」(H22年3月)
- 「DVD アニメーション専攻 第一期生修了作品集2010」(H22年3月)

## 4. 業務の見直しについて

(経営協議会での意見)

○民間では、基本給を下げないで、ボーナスを減額して対応するのが一般的である。また、業務の見直しや短時間勤務などで人件費を抑制する方法を検討すべきではないか。

第14回経営協議会(H18.1.26) 議事要録より

○共同購入やアウトソーシングを進めることは重要であり、今後、経費削減の効果を分析し、質と効果を維持しながら進めることが重要である。

第16回経営協議会(H18.6.22) 議事要録より

◎事務組織の見直し(H18年度～H21年度実施)

#### 【概要】

○平成18年度

- ・「事務組織見直しに関する意見取りまとめ(報告)」(H18.10月)

- ・各部署の事務量調査（H18.11月）

#### ○平成19年度

- ・業務の改善・効率化検討会での検討  
（H18における報告および調査を踏まえ、（1）組織または人員配置の見直しを伴うもの、（2）現状の組織または人員配置で対応できるもの、（3）全学的に検討・推進していくもの、の3つの観点から検討し、業務の改善・効率化案を取りまとめる。H19.11月）
- ・事務組織改組案の策定・実施時期の検討  
（効率化案を実現するために検討を要する各課題ごとに、①総括WG ②人事労務WG ③会計WG ④施設マネジメントWG ⑤学生・教務WG の5WGを設置し検討を行い、事務組織の改組案を取りまとめ、平成20年4月及び8月に段階的に実行することとした。）

#### ○平成20年度

- ・事務組織改組実施  
平成20年4月に学生課と入試学務課を統合し、「学生支援課」として再編。（課長△1）  
平成20年8月に会計事務の一元化を実施。美術学部事務部、音楽学部事務部の各会計系の業務を会計課に集約。

#### ○平成21年度

- ・事務組織改組の検討  
平成22年度より会計課資産管理係を廃止して他の係に業務を移すとともに、一部業務を施設課に集約する事務組織改組案を策定した。

## 5. 芸術と科学の融合推進について

（経営協議会での意見）

- イノベーションの時代であるから、芸術は科学技術と共に推進することが必要である。  
第24回経営協議会（H20.6.25）議事要録より

#### ◎理化学研究所との連携強化（平成20年度～）

##### 【概要】

#### ○平成20年度

「国立大学法人東京藝術大学と独立行政法人理化学研究所との間における連携・協力の推進に関する基本協定書」を平成21年3月24日に締結。

本学と理化学研究所では、従前から理研の「文化に貢献する理研」という方針実現に向けた研究環境の整備に関して本学の教員が助言するなどの協力や本学のアクションプランに掲げる「世にときめきをもたらす藝大」の実現のため、本学教員が作る研究会と理研の脳科学総合研究センターを中心とする交流会を開催し、芸術分野に留まらない共同研究の可能性を模索してきたことを、本協定によって、組織的な連携協力体制を構築し、より一層推し進め、科学と芸術という全く異なる分野がお互いの違いを知ることで、こころや意識を含む森羅万象にこれまでにない見方で迫り、それぞれの表現を深めることを目的としている。

##### 《協定のポイント》

- ・音楽と言語に共通する認知構造解明といった共同研究、人材育成などを実施
- ・科学的手法と芸術的完成の結びついた新しい表現の創造へ

- ・平成21年8月を目途に、本協定を記念する科学と芸術が交差するシンポジウムを開催

#### ○平成21年度

平成21年11月15日に本学奏楽堂において、本学と理化学研究所との連携協力記念シンポジウム「未来を拓く～科学と芸術の交差～」を開催し、「音について」、「文化財について」、「美について」をテーマに理化学研究所研究員と本学教員が対談した。これにより、芸術と科学が本来密接な関係性を有するものであり、今後の社会発展の基盤であることが確認され、更なる連携・協力を推進していくこととなった。

## 6. 私費留学生への緊急援助について

(経営協議会での意見)

○経済状況が悪化する中、留学生、特に韓国からの留学生がウォン安により生活が困窮しているようである。概算要求の内示で「厚生補導特別経費」が措置されており、この経費を留学生にうまく活用してほしい。

第26回経営協議会(H21.1.22)  
議事要録より

#### ◎私費留学生への緊急援助の実施（平成20年度～）

##### 【概要】

「厚生補導特別経費」は平成21年度予算からではあるが、その緊急性の高さに鑑み、前倒しの金融危機後の急激な為替相場の変動の影響を強く受けている国を母国とする留学生の修学を支えるための援助を実施した。

#### ○平成20年度

「他の奨学金を受給している場合、月額10万円未満であること」などを条件に、平成21年2月4日～2月20日に受給申請を受け付け、30名の希望者全員に対して5万円の一時金を支給した。

#### ○平成21年度

緊急支援奨学金について、前年度の実施方法等を見直し、支給対象者をこれまでの30人から42人に拡大し実施した。

## 7. 総合芸術アーカイブの構築について

(経営協議会での意見)

○アーカイブス機能は、成果が見えづらいところがあるが、必要であり強化すべきである。

第28回経営協議会(H21.6.24)  
議事要録より

#### ◎総合芸術アーカイブ構築へ向けた予備調査の計画策定（平成21年度～）

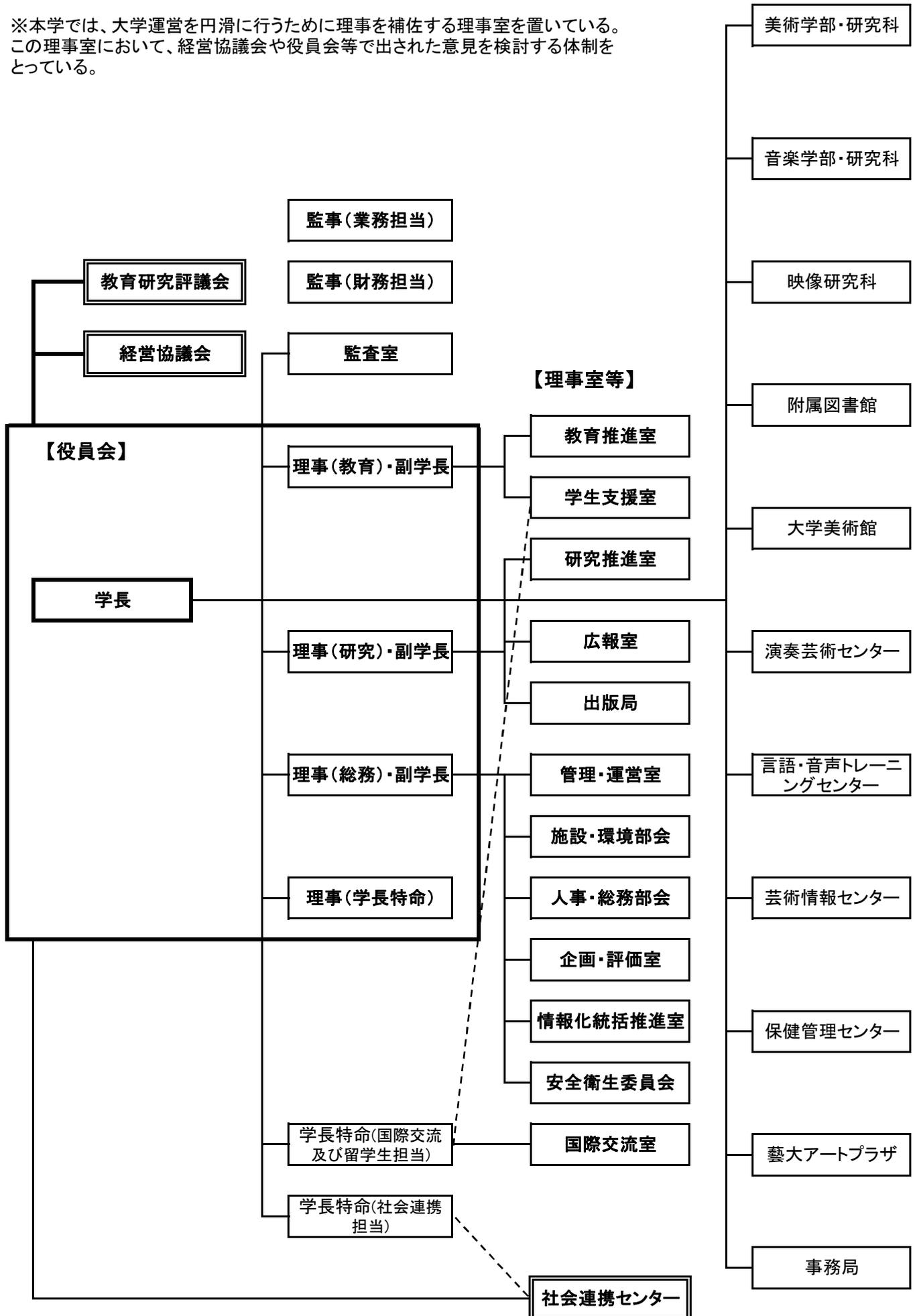
##### 【概要】

本学の保有する貴重な文化遺産を適切に管理・保存して次世代へと継承し、本学の教育研究に役立てるとともに、本学の活動成果を広く社会へと還元・発信することで、豊かな精神性を

持った文化の創成に寄与することを目的として、研究担当理事の下の研究推進室において、平成22年度より実施する「総合芸術アーカイブ構築へ向けた予備調査」について、実施期間、体制、方法等の計画を策定した。

理事室等の体制(平成21年度)

※本学では、大学運営を円滑に行うために理事を補佐する理事室を置いている。この理事室において、経営協議会や役員会等が出された意見を検討する体制をとっている。



○東京芸術大学理事室規則

〔平成16年4月1日  
制 定〕

|    |            |             |
|----|------------|-------------|
| 改正 | 平成16年6月24日 | 平成17年4月12日  |
|    | 平成17年5月30日 | 平成17年12月21日 |
|    | 平成19年3月28日 | 平成20年1月18日  |
|    | 平成20年4月15日 | 平成21年9月24日  |
|    | 平成22年3月19日 | 平成22年4月27日  |

(設置)

第1条 理事を補佐するため、理事のもとに次の各号に掲げる室等（以下「理事室」という。）を置く。

- (1) 教育推進室
- (2) 学生支援室
- (3) 研究推進室
- (4) 国際交流室
- (5) 広報室
- (6) 出版局
- (7) 管理・運営室
- (8) 企画・評価室
- (9) 情報化推進統括室
- (10) キャンパスデザイン推進室  
(任務)

第2条 理事室は、理事を補佐し、次の各号に掲げる任務を行う。ただし、東京芸術大学学長特命規則（以下「学長特命規則」という。）の規定により、学長特命が学長の指示する理事室の任務を所掌する場合には、学長特命を補佐するものとする。

- (1) 当該理事の職務に係る別表に掲げる事項についての、企画立案及びその実施並びに推進に関すること
- (2) その他学長が指示する事項に関すること
- 2 前項の任務に関し必要な事項は、別に定める。

第3条 理事室は、それぞれ次の表に掲げる室長及び室員で組織する。ただし、学長特命規則により別の定めがある場合については、この限りでない。

| 理事室   | 室長 | 室員   |
|-------|----|--|
| 教育推進室 |    | イ 各学部教授会委員会の委員長<br>ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各4人<br>ハ 映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び映像研究科長が選考し、学長が任命する者 1人<br>ニ 言語・音声トレーニンングセンター長 |

|              |              |  |
|--------------|--------------|--|
| 学生支援室        | 理事<br>(教育担当) | ホ 留学生センター長<br>ヘ 保健管理センター教員1人<br>ト 学生支援課に所属する職員<br>チ その他学長が任命する者<br>イ 各学部学生生活委員会の委員長及び副委員長並びに各学部の専門学科留学生担当教員<br>ロ 各学部及び映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び学部長若しくは映像研究科長が選考し、学長が任命する者 各1人<br>ハ 留学生センター長<br>ニ 保健管理センター教員1人<br>ホ 学生支援課に所属する職員<br>ヘ その他学長が任命する者 |
| 研究推進室        | 理事<br>(研究担当) | 左の各室は次の者で構成<br>イ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各3人（出版局においては、若干人）<br>ロ 映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び映像研究科長が選考し、学長が任命する者 1人（企画・評価室においては、2人）<br>ハ 事務職員のうちから、室長及び事務局長が選考し、学長が任命する者 3人（出版局においては、若干人）<br>ニ その他学長が任命する者                               |
| 国際交流室        |              |  |
| 広報室          |              |  |
| 出版局          |              |  |
| 管理・運営室       |              |  |
| 企画・評価室       |              |  |
| 情報化推進統括室     | 理事<br>(総務担当) | イ 室長が指名する理事<br>ロ 芸術情報センター長<br>ハ 芸術情報センター所属の教員のうちから、室長が選考し、学長が任命する者 若干人<br>ニ その他学長が任命する者  |
| キャンパスデザイン推進室 |              | イ 理事（教育担当）及び理事（研究担当）<br>ロ 各学部長<br>ハ 各学部施設整備委員会委員長<br>ホ 美術学部教授会構成員で建築科に所属する者のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>する者 1人</p> <p>ホ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 若干名</p> <p>ハ 大学院映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び研究科長が選考し、学長が任命する者 1人</p> <p>ト 事務職員のうちから、室長及び事務局長が選考し、学長が任命する者 若干名</p> |
|--|--|---|

(任期)

第4条 前条に掲げる室員のうち学長が任命する者の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の室員に欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第5条 理事室に副室長を置くことができる。

2 副室長は、当該理事室の室員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門組織)

第6条 理事は、専門の事項を調査研究する必要があるときは、専門の組織を置くことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、理事室の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成16年6月24日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条第1項の教育推進室及び学生支援室の室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成17年4月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年12月21日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条第1項の広報室及び出版局の室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成21年9月24日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条の情報化推進統括室の室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

| 理 事 室 | 理 事 室 の 任 務   | 庶務担当    |
|-------|---|---------|
| 教育推進室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 教養教育部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養教育に関すること</li> </ul> </li> <li>2. F D対策部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業内容、方法等の改善・向上に関すること</li> </ul> </li> <li>3. 大学院部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院教育に関すること</li> </ul> </li> <li>4. その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育内容等に関すること</li> <li>・ 教育の実施体制に関すること</li> <li>・ 専門教育 (実技、発表会等) に関すること</li> <li>・ 入学試験に関すること</li> <li>・ 附属音楽高等学校との連携 (教育面) に関すること</li> <li>・ 生涯教育 (公開講座等) に関すること</li> <li>・ 教育推進に係る各部局等との連絡調整に関すること</li> </ul> </li> </ul>                  | 学生支援課   |
| 学生支援室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 全学学生支援部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生の就職指導に関すること</li> <li>・ 芸術祭、四芸祭及びクラブサークル等の課外活動支援に関すること</li> <li>・ 学生寮の管理運営に関すること</li> <li>・ 学生の厚生施設 (学生会館、学生食堂、体育館等) の管理運営に関すること</li> <li>・ 奨学金及び入学料免除、授業料免除に関すること</li> <li>・ 学生の傷害保険に関すること</li> <li>・ 附属音楽高等学校との連携 (福利厚生面) に関すること</li> </ul> </li> <li>2. 留学生部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学生の受入れ、派遣に関すること</li> <li>・ 留学生の修学及び生活全般支援に関すること</li> <li>・ 留学生の奨学金に関すること</li> <li>・ 国際交流会館の管理運営に関すること</li> </ul> </li> <li>3. その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生支援に係る各部局等との連絡調整に関すること</li> </ul> </li> </ul> |         |
| 研究推進室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究推進に係る基本方針の策定に関すること</li> <li>・ 研究推進体制の整備に関すること</li> </ul>   | 社会連携推進課 |

|        |   |            |
|--------|---|------------|
| 国際交流室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産に関すること</li> <li>・ 競争的な研究資金に関すること</li> <li>・ 国内研究機関との研究協力に関すること</li> <li>・ 学長の諮問に応じ、本学の役職員の発明等に係る権利の帰属等に関し審議すること</li> <li>・ 研究推進に係る各部局等との連絡調整に関すること</li> </ul>  |            |
| 広報室    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報に係る基本方針等の策定に関すること</li> <li>・ ホームページの管理運営に関すること</li> <li>・ 「藝大通信」、 「大学概要」 等の広報誌の発行に関すること</li> <li>・ 本学訪問者への対応に関すること</li> <li>・ 広報に係る各部局等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 研究成果等の出版に関すること</li> <li>・ 教育用図書の出版に関すること</li> <li>・ 大学年史の編集・出版に関すること</li> <li>・ 出版に係る各部局等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 事務組織の改組に関すること</li> <li>・ 就業規則の制定及び改廃に関すること</li> <li>・ 人事及び労務管理の基本方針等の策定に関すること</li> </ul> | 総務課<br>会計課 |
| 出版局    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事制度の検討に関すること</li> <li>・ 給与制度の検討に関すること</li> <li>・ 兼業制度の検討及び審査に関すること</li> <li>・ 個人情報保護に関する基本方針等の策定に関すること</li> <li>・ 概算要求原案の作成に関すること</li> <li>・ 予算編成に関すること</li> <li>・ 決算の分析及び評価に関すること</li> <li>・ 資金及び資産の運用計画に関すること</li> <li>・ 業務の効率化・合理化に関すること</li> <li>・ 管理・運営に係る各部局等との連絡調整に関すること</li> </ul>  |            |
| 管理・運営室 |   |            |

|                  |   |       |
|------------------|---|-------|
|                  | こと<br>(施設・環境部会)<br>・施設・環境整備に関すること   | 施設課   |
| 企画・評価室           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標・中期計画及び年度計画の取りまとめに関すること</li> <li>・自己点検評価に関すること</li> <li>・国立大学法人評価委員会が実施する中期目標・中期計画期間終了時及び年度計画終了時の自己評価に関すること</li> <li>・認証評価機関が実施する認証評価に係る自己評価に関すること</li> <li>・教員総覧の作成・公表に関すること</li> <li>・企画・評価に係る各部署等との連絡調整に関すること</li> </ul>   | 総務課   |
| 情報化推進統括室         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報に係る基本方針等の策定に関すること</li> <li>・組織間連携による情報基盤の構築に関すること</li> <li>・情報基盤（サーバ及びネットワークシステム）の整備、運営及び管理に関すること</li> <li>・情報セキュリティ対策に関すること</li> <li>・情報化全般に関わる予算案の策定に関すること</li> <li>・情報システムの最適化に関すること</li> <li>・情報活用能力の教育・研究支援に関すること</li> <li>・その他情報化の推進に係る各部署との連絡調整に関すること</li> </ul> | 附属図書館 |
| キャンパスブランドデザイン推進室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上野校地の施設・環境整備に関する中・長期的構想（上野校地キャンパスブランドデザイン）の策定に関すること</li> </ul>  | 施設課   |

## ●経営協議会に関連する情報の公表状況について

本学公式 Web サイト内に下記のページを設けて、情報公開を行っている。

(経営協議会) <http://www.geidai.ac.jp/guide/organization/consociation/index.html>



### 経営協議会

平成 21 年 4 月 1 日現在

| 役職                       | 氏名                           |
|--------------------------|------------------------------|
| 学長                       | 宮田 亮平                        |
| 理事 (総務担当)<br>副学長<br>事務局長 | 三浦 春政                        |
| 理事 (学長特命担当)              | 玉井 賢二<br>(財)文化財保護・芸術研究助成財団顧問 |
| 美術学部長                    | 池田 政治                        |
| 音楽学部長                    | 植田 克己                        |
| 外部委員                     | 石田 義雄<br>東日本旅客鉄道(株)取締役副会長    |
| 外部委員                     | 海老澤 敏<br>(財)新国立劇場オペラ研修所長     |
| 外部委員                     | 佐々木 正峰<br>(独)国立科学博物館長        |
| 外部委員                     | 高階 秀爾<br>大原美術館長              |
| 外部委員                     | 中村 胤夫<br>(株)三越相談役            |
| 外部委員                     | 根本 二郎<br>日本郵船(株)相談役          |
| 会計課長                     | 末永 壽男                        |

### 経営協議会の議事録

- ・平成 21 年度
- ・平成 16 年度～平成 20 年度

### 経営協議会の意見の反映状況

平成21年7月1日

## 平成21年度監事監査計画

監事 中 島 尚 正  
監事 竹 内 雄 也

### 1. 監査の基本方針

国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人東京芸術大学の定期監査（業務の監査、会計の監査）を実施する。

なお、定期監査の実施に当たっては、東京芸術大学監事監査規則（以下「監査規則」という。）及び東京芸術大学監事監査実施基準（以下「監査実施基準」という。）の定めるところにより、実施するものとする。

### 2. 監査の実施期間

定期監査は、平成21年7月から平成22年6月までとし、臨時監査は、平成21年10月から平成22年6月までとする。

### 3. 監査の方法等

- (1) 役員会等、本学における業務運営に関する重要な会議に出席し、意思決定の状況について把握するとともに必要に応じて意見を述べる。
- (2) 会計監査法人及び本学監査室との緊密な連携のもとに実施する。
- (3) 監査は、書面監査又は実地監査とし、必要に応じて担当理事、部局長、課長、事務長等からの概況聴取、担当者からの個別聴取により実施する。なお、実地監査を行う部局等については、事前に被監査対象部局等と日程等について調整する。

### 4. 監査の重点事項

監査は、平成20年度に実施した監査に基づく改善状況を検証するとともに、監査実施基準第4条に規定されている監査事項のうち、特に下記の事項に重点を置いて行う。

#### (1) 定期監査

##### ①業務監査

- ・中期計画及び年度計画の実施状況について
- ・関係法令、規則等の実施状況について
- ・宮田学長が掲げた「東京芸術大学アクションプラン（改訂版）2009.1」の具体的な方策の実施状況について

##### ②会計監査

- ・決算（年次及び月次）の状況、資金運用の状況、有形固定資産の管理状況、人件

費の支給状況、債権の管理状況について

- ・経費削減への具体的な努力状況について

## (2) 臨時監査

本年度の監査規則第4条第3項に定める臨時監査は、次の事項について監査する。

- ・美術学部附属古美術研究施設、那須高原研修施設、外国人教師宿舎の運用状況等について

なお、この監査計画策定後、監事が必要と認めた場合には、臨時に追加した事項について監査を実施することがある。

## 5. 監査の対象部局等

| 種 類                          | 重 点 項 目      | 監査対象部局等                              |
|------------------------------|--------------|--------------------------------------|
| 定期監査                         |              | 全 部 局                                |
| 臨時監査                         | 施設の運用状況等について | 美術学部附属古美術研究施設<br>那須高原研修施設<br>外国人教師宿舎 |
| なお、監査の状況によっては、他部局を監査することもある。 |              |                                      |

## 6. 監査の補助者

監査補助者は、監査規則第6条第1項で規定する職員の外、同条第2項の定めるところにより、必要と認めるときは学長の承認を得て、同条第1項の職員以外の職員にも監査の支援業務の従事を求めるものとする。

## 平成21年度 監事監査実施スケジュール

## 1. 定期監査（実施期間：平成21年7月～平成22年6月）

## (1) 業務監査

|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ○平成21年10月16日（金）10:30～11:30 | 演奏芸術センター        |
| ○平成21年10月16日（金）11:30～12:30 | 言語・音声トレーニングセンター |
| ○平成21年10月16日（金）13:30～15:30 | 社会連携センター        |
| ○平成21年10月22日（木）10:30～12:30 | 理事（教育担当）・副学長    |
| ○平成21年11月05日（木）15:00～16:00 | 音楽学部附属音楽高等学校    |
| ○平成21年11月05日（木）16:00～17:00 | 音楽学部            |
| ○平成21年11月18日（水）13:30～15:30 | 大学院映像研究科        |
| ○平成21年11月19日（木）10:30～12:30 | 附属図書館           |
| ○平成21年12月03日（木）15:00～16:30 | 保健管理センター        |
| ○平成21年12月10日（木）10:30～12:30 | 理事（研究担当）・副学長    |
| ○平成21年12月10日（木）15:00～17:00 | 理事（総務担当）・副学長    |
| ○平成21年12月11日（金）13:30～15:30 | 大学美術館           |
| ○平成21年12月11日（金）16:00～17:00 | 学長特命（国際交流担当）    |
| ○平成21年12月16日（水）10:30～12:30 | 芸術情報センター        |
| ○平成21年12月16日（水）13:30～15:30 | 美術学部            |
| ○平成22年02月05日（金）12:30～14:00 | 学長              |

## (2) 会計監査

|                            |
|----------------------------|
| ○平成22年05月25日（火）10:00～16:00 |
| ○平成22年05月27日（木）10:00～16:00 |

## 2. 臨時監査（実施期間：平成21年10月～平成22年6月）

|                            |               |
|----------------------------|---------------|
| ○平成21年10月02日（金）13:30～15:30 | 那須高原研修施設      |
| ○平成21年11月13日（金）13:30～15:30 | 美術学部附属古美術研究施設 |
| ○平成21年12月10日（木）13:30～15:00 | 上野校地施設（改修工事）  |
| ○平成21年12月11日（金）10:30～11:30 | 外国人教師宿舎       |

# 監査報告書

私ども監事は、平成21年度における国立大学法人東京藝術大学の業務執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

- (1) 私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決議書類等を閲覧しました。
- (2) 役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に、本学監査室との密接な連携のもとに本部並びに主要な部局において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。
- (3) 会計監査人新日本有限責任監査法人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分〔損失の処理〕に関する書類及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。
- (4) 役員と当法人との利益相反取引の有無並びに役員の当法人業務以外の業務の実施の有無について調査しました。
- (5) 臨時監査として、美術学部附属古美術研究施設、那須高原研修施設及び外国人教師宿舍の運用状況等について、実地監査を実施しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分〔損失の処理〕に関する書類を除く。）は、当法人の財務状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示していると認める。
- (3) 利益の処分〔損失の処理〕に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (6) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められない。
- (7) 宮田学長が就任時に掲げた運営方針を着実に具現化していくため、平成21年に引き続き、「東京藝術大学アクションプラン―世に「ときめき」を一改訂版」を示し、同年に実施検討すべき重点事項を明確にし、全学を挙げて推進していることは評価できる。
- (8) 平成22年度から、上野・取手・横浜・千住に分散している各キャンパスへの交通アクセスに優れた新しい学生寮等を建設するため総務担当理事をチームリーダーとする「学生寮等移転事業プロジェクトチーム」を設置し、最適な条件の学生寮等を実現するための具体的な検討に着手したことは評価でき、その早い実現を期待する。

平成22年6月8日

国立大学法人東京藝術大学長  
宮 田 亮 平 殿

監事

中島尚正 

監事

町内雄也 

## 監事の意見の反映の具体例

### 1. 部局との意思疎通を図る仕組みについて

(監事の意見)

○大学運営に関わる重要案件に関しては、部局等でも十分議論できる仕組みが必要であり、そのためのたたき台を検討する管理・運営室会議には、意思疎通を図る上でも、部局長を出席させるべきではないか。

第52回役員会(H18.1.26) 議事要録より

①管理・運営室(人事・総務部会)への両学部長の参加(H18.2月～)

【概要】

事務組織の改組、就業規則の制定及び改廃、人事及び労務管理の基本方針等の策定等、検討・決定過程において、特に学内各部局の意見を汲み上げることが重要と考えられる案件の所掌が最も多い管理・運営室(人事・総務部会)に、美術学部・音楽学部の両学部長を室員又はオブザーバーとして参加させることとし、随時意見を聴取できるようにした。

②予算調整会議の設置(H18.5月～)

【概要】

本学の運営費交付金、自己収入、外部資金等の教育研究に関連する資金、資産等の状況を把握し、予算配分計画の策定を適切かつ円滑に行うため、東京芸術大学予算調整会議を設置した。会議の構成員を(1)学長、(2)各理事、(3)各学部長、(4)大学院映像研究科長、(5)附属図書館長、(6)大学美術館長、(7)言語・音声トレーニングセンター長、(8)演奏芸術センター長、(9)保健管理センター所長、(10)芸術情報センター長、(11)会計課長とし、各部局の意見を調整しつつ、予算編成や予算配分計画の策定を行える体制とした。

### 2. アクションプランの立案について

(役員会での監事の意見)

○宮田学長が就任に際し配布した運営方針の中で、学生の社会的な地位の向上を図るとしており、この方針を具体化するためのプランを立てる知恵を出すべきではないか。

第55回役員会(H18.2.23) 議事要録より

◎アクションプランの策定と発信(H19.1月～)

【概要】

本学が大学として目指していることを社会により分かり易く発信するため、また、宮田学長のリーダーシップを学内外に示すため、学長がH17.12.21に就任された際に発表された学長の大学運営方針に基づいて、「平成19年 東京芸術大学アクションプラン―世に「ときめき」を一」を策定し、学内外に発表した。本アクションプランは、平成19年に120周年を迎える本学の1年間の重点項目を示している。

アクションプランは、常に社会との接点を持ちながら教育研究を推進していくという本学の姿勢を明確に示しており、平成21年1月の改訂時にもこの姿勢は堅持されており、本学はアクションプランの下で、教育研究並びに社会連携活動を推進している。

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/actionplan.html>)

## 【アクションプラン内容】

「資料3-2 経営協議会の意見の反映の具体例」P4～を参照。

## 3. 学生寮の環境改善について

(監事監査報告書での意見)

○石神井学生寮については、居住環境等の現状に鑑み、早急なる施設の改善措置を検討願いたい。

平成17年度 監事監査報告書(H18.6.22)より

## ◎石神井寮学生寮の環境整備 (H18年度～)

## 【概要】

- ・ごみ処理の改善（寮生のゴミ分別徹底を指導強化。粗大ゴミ処分を年1回から3回に）（H18）
- ・トイレの改修、換気扇の設置。（H19）
- ・防犯カメラの設置（H19）
- ・寮の管理運営（廃棄物管理、防犯対応、夜間及び休日対応等）の外部委託の実施（H20）

## ◎新寮の建設についての検討 (H18年度～)

## 【概要】

石神井学生寮は建設されて30年以上経過し、老朽化が進んでいることから、居住環境の抜本的な改善策として、平成18年度から検討を開始した。具体的には、(1)現在の寮の所在地ではなく、常磐線沿線に新寮を建てること（学部学生が通学する上野、取手、千住の3キャンパスへの通学の便を考慮）、(2)渡し財産価格≦受け財産価格の等価交換の形での移転、(3)現在入居中の約200名の学生が、新寮に転居後現有物件の引き渡しを行う（建替え中に寮生の住まいを確保することを考慮）を条件に検討を進めている。

平成20年度には企業又は自治体から計4件の提案があり、うち2件とは条件等が合わず話し合いが中止となった。また、残りの2件については、本学の考え方を提示したり、双方の担当者で打ち合わせしたりするなどして、土地・建物の交換が可能かどうか検討を行った。

平成21年度には前年度の検討を踏まえ、総務担当理事をリーダーとする「学生寮等移転事業プロジェクトチーム」を設置し、既存学生寮等の売却と新学生寮等の用地を確保するための方策や学長をはじめとする関係役職員の候補地視察など、建設の実現に向けた具体的な検討に着手した。

平成 21 年 度 内 部 監 査 計 画 書

(東京芸術大学監査室)

1. 監査の実施

監査室は、東京芸術大学内部監査実施要項（以下「実施要項」という。）第3条第1項の規定に基づき、平成21年度の監査を下記により実施する。

2. 監査の実施時期

定期内部監査は、平成21年10月から平成22年3月までの間に実施する。

3. 監査の実施事項

監査事項は、実施要項第4条に規定する事項とする。ただし、次に掲げる事項及び平成20年度の監査実施時における指摘事項の改善状況について、重点を置いて実施する。

- (1) 大学の組織運営及び業務運営に関する事項
  - ① 勤務時間管理に関する事項
  - ② 業務処理状況に関する事項（年度計画の実施状況を含む）
  - ③ 諸制度の運用状況に関する事項（規程等の整備状況を含む）
  - ④ 個人情報管理に関する事項
  - ⑤ 共済組合に関する事項
- (2) 会計経理に関する事項
  - ① 現金収納及び預り金に関する事項
  - ② 固定資産の管理に関する事項
  - ③ 寄附金及び科学研究費補助金等の外部資金に関する事項
  - ④ 金庫管守に関する事項

4. 監査の実施方法

監査は実地監査とし、下記の方法により実施する。

- ① 責任者等から概況聴取
- ② 担当者から個別聴取
- ③ 帳票その他証拠書類の確認
- ④ 書類と現物との照合

5. 監査員及び監査補助員

監査員は監査室員とし、監査補助員は本学職員の中から監査室長が指名した者とする。

6. 監査実施の通知

監査の実施に当たっては実施要領を作成し、あらかじめ監査を実施する部署に対して、実施期日及び監査員等の氏名その他必要な事項を通知する。

7. 監査結果の報告

監査室長は、監査を終了したときは、速やかに監査報告書を作成し学長に報告する。

平成 21 年 度 定 期 内 部 監 査 実 施 要 領

1. 監査テーマ：業務監査

- ① 勤務時間管理に関する事項
  - ② 業務処理状況に関する事項
  - ③ 諸制度の運用状況に関する事項
  - ④ 個人情報保護管理に関する事項
  - ⑤ 共済組合に関する事項
- 会計監査
- ① 現金収納及び預り金に関する事項
  - ② 固定資産に関する事項
  - ③ 受託研究・受託事業に関する事項
  - ④ 科学研究費補助金に関する事項

2. 監査対象期間：業務監査

- ① 勤務時間管理に関する事項  
平成20年度～平成21年10月分
  - ② 業務処理状況に関する事項  
監査日現在
  - ③ 諸制度の運用状況に関する事項  
監査日現在
  - ④ 個人情報保護管理に関する事項  
監査日現在
  - ⑤ 共済組合に関する事項  
平成20年度
- 会計監査
- ① 現金収納及び預り金に関する事項  
平成21年4月1日～監査日当日
  - ② 固定資産に関する事項  
平成20年度
  - ③ 受託研究・受託事業に関する事項  
平成20年度～平成21年度
  - ④ 科学研究費補助金に関する事項  
平成20年度～平成21年度

3. 実施年月日及び監査員等：

| 対象部署名 | 監査年月日                                | 監査室員              | 監査補助員                               |
|-------|--------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 事務局   | ○業務監査<br>12月16日(水)                   | 丸山純一<br>(総務課課長補佐) | ○松井真之<br>吉野貴行<br>石井浩司※1             |
|       | ○会計監査(2日間)<br>11月25日(水)<br>11月26日(木) | 小林克夫<br>(会計課課長補佐) | ○岩井勝友<br>豊鈴智實<br>石田木村二※1<br>井田木村二※1 |

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| 美術学部<br>取手校地                            | ○業務監査<br>12月21日(月)<br>○会計監査<br>12月14日(月)(取手) | 丸山純一<br>(総務課課長補佐)<br>佐藤知之<br>(会計課総務係長) | ○清水将次<br>○杉田弘幸<br>○杉田永陽                 |
| 音楽学部<br>演奏芸術センター                        | ○業務監査<br>12月15日(火)<br>○会計監査<br>12月16日(水)(千住) | 鈴木昭二<br>(総務課課長補佐)<br>小林克夫<br>(会計課課長補佐) | ○田野邊和也<br>○畑野尚樹<br>○米野康之<br>○山本佳代子      |
| 大学院映像研究科                                | ○業務監査<br>12月18日(金)<br>○会計監査<br>12月17日(木)     | 鈴木昭二<br>(総務課課長補佐)<br>小林克夫<br>(会計課課長補佐) | ○大野浩之<br>○久野拓哉<br>○藤原修<br>○望月祐也<br>丸山依子 |
| 附属図書館<br>(9:30~12:30 又は<br>14:00~17:00) | ○業務監査<br>12月22日(火)<br>○会計監査<br>12月15日(火)     | 山中和則<br>(総務課総務係長)<br>佐藤知之<br>(会計課総務係長) | ○岩瀬昌三<br>○森奈美<br>○小林丈則<br>○小島幸          |
| 大学美術館<br>(9:30~12:30 又は<br>14:00~17:00) | ○業務監査<br>12月21日(月)<br>○会計監査<br>11月19日(木)     | 山中和則<br>(総務課総務係長)<br>佐藤知之<br>(会計課総務係長) | ○櫻田照美<br>○磯部渚<br>○淡路宣幸<br>○大橋幸舞         |

※○＝監査補助主任者 ※1＝共済組合担当者 ※2＝科研費担当者(社会連携推進課)

### 監査要領

#### ○業務監査

##### ① 勤務時間管理に関する事項

- ・規則等の遵守状況(勤務時間管理の実施状況)
- ・職員の健康管理の状況(H1.19.11.29事務局長裁定「業務の効率化・合理化の推進に向けた取組について」)
- ・年次休暇の取得状況

##### ② 業務処理状況に関する事項

- ・中期計画及び年度計画の実施状況
- ・管理監督者の役割の実施状況(H1.19.11.29事務局長裁定「業務の効率化・合理化の推進に向けた取組について」)
- ・業務プロセスの整備状況

##### ③ 諸制度の運用状況に関する事項

- ・規定等の整備状況
- ・学内規則及び関係法令等の遵守状況
- ・学長裁量経費によるプロジェクト等の実施状況
- ・非常時における危機管理プロセスの活用体制

##### ④ 個人情報管理に関する事項

- ・関係規則に基づいた個人情報管理の実施状況
  - (1)個人情報保護に関する啓発活動の実施状況
  - (2)保有個人情報の把握、保管状況
  - (3)パソコンの管理状況(スクリーンセーバー機能の利用によるPCの管理等)
  - (4)保護管理者による点検の実施状況
  - (5)個人情報取得の際の取組状況
  - (6)個人情報の利用、提供の制限の実施状況

##### ⑤ 共済組合に関する事項

- ・平成20年度(事務局)

#### ○会計監査

##### ① 現金収納及び預り金に関する事項 平成20年4月1日～監査日当(月)

- ・現金の保管状況(出所不明現金の有無)
- ・現金出納簿の記帳確認と証拠書類との照合(監査日前日)
- ・たな卸資産(郵便切手、回数券、プリペイドカード等)と帳簿との確認

##### ② 固定資産に関する事項 平成20年度

- ・平成20年度取得の固定資産等(固定資産及び少額備品)の現物確認及び物品番号表の貼付状況の確認

##### ③ 受託研究・受託事業に関する事項 平成20年度～平成21年度

- ・受託の目的に従って、経費を使用しているか。
- ・収支簿の記帳が適正に行われているか。
- ・物品費の支出について、発注及び納品検査を会計事務職員が行っているか。発注及び納品検査を同一者が行っていないか。すべての物品について適切な納品検査が行われているか。
- ・旅費の事実確認においては、航空券の半券や宿泊等の領収書が添付されているか。出張報告書が作成されているか。
- ・学生等に対する謝金の支払いにおいては、適切な出勤表が整備され、業務従事者本人が業務内容を記入し、記名押印しているか。

④科学研究費補助金に関する事項 平成20年度～平成21年度

1. 無作為抽出による内部監査の実施

各研究機関は、無作為に抽出した補助事業について、毎年度内部監査を実施しなければならぬとされている。

- (1) 通常監査 (平成20年度研究課題)  
 内部監査を実施する年度において、研究機関に所属する研究者が研究代表者として科研費の交付を受けている研究課題数(57件)の概ね10%以上を対象とした、通常の監査 ※通常監査の対象・・・内部監査を実施する年度(21年度)の前年度(20年度)に補助金の交付を受けていた補助事業で無作為に抽出したもの

○抽出課題 (6課題)

|                |        |         |         |
|----------------|--------|---------|---------|
| ・基礎研究 (B) (一般) | 桐野 文良  | 美術研究科教授 | 3,510千円 |
| ・基礎研究 (C) (一般) | 光井 涉   | 美術学部准教授 | 780千円   |
| ・基礎研究 (C) (一般) | 塚原 康子  | 音楽学部准教授 | 1,040千円 |
| ・若手研究 (B)      | 磯部 美和  | 音楽学部助教  | 780千円   |
| ・若手研究 (B)      | 高木 真喜子 | 美術学部助手  | 1,170千円 |
| ・若手研究 (B)      | 野村 俊一  | 美術学部助手  | 1,040千円 |

○監査の主な内容 (書面監査)

- ・科研費の使用にあたり「誓約文書」を提出しているか。
- ・科研費の経理を委任するため、経理責任者に経理事務委任状を提出しているか。
- ・補助金が送付される前に、出張等により補助金を使用する場合には、事前に資金立替申請書を提出し、承認を受けているか。
- ・交付申請の目的に従って、科研費を使用しているか。
- ・収支簿の記帳が適正に行われているか。(費用別内訳金額について、収支決算報告書の金額と照合する。)
- ・直接経費の各費目(物品費、旅費、謝金等、その他)が直接経費の総額の50%(この額が300万円以下の場合、300万円)を超える場合に、事前に「直接経費の使用内訳の変更」の手続きを行っているか。
- ・物品費の支出について、発注及び納品検査を会計事務職員が行っているか。発注及び納品検査を同一者が行っていないか。すべての物品について適切な納品検査が行われているか。
- ・科研費で取得した設備等(機械、器具、図書)について、取得後速やかに大学に寄附し、適切に管理されているか。
- ・旅費の事実確認においては、航空券の半券や宿泊等の領収書が添付されているか。学会発表等に参加する場合は、プログラムが添付されているか。出張報告書が作成されているか。
- ・学生等に対する謝金の支払いにおいては、適切な出勤表が整備され、業務従事者本人が業務内容を記入し、記名押印しているか。

(2) 特別監査 (平成20年度研究課題)

通常監査を行う補助事業(6件)のうち概ね10%以上を対象とした、特別の監査 ※書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等、事実関係の緻密な確認などを含めた、徹底的な監査

- 抽出課題 (2課題) ※監査当日、研究代表者教員待機要請
- ・基礎研究 (B) (一般) 桐野 文良 美術研究科教授 3,510千円
  - ・基礎研究 (C) (一般) 塚原 康子 音楽学部准教授 1,040千円

○監査の主な内容 (状況や事実関係の確認)

- ・研究者に購入物品の使用状況を確認する。
- ・業者に取引内容を確認する。(納品書とどりの物品が納入されているか。納品日に相違がないか。)
- ・設備備品の設置状況や稼働状況を確認する。
- ・旅費の支出について  
 旅行命令に従い出張がなされているか。出張報告書が形式的になっていないか。(場合によっては、出張先への事実確認)  
 用務先から旅費が支給されるにもかかわらず、二重に旅費を支出していないか。  
 ・ 謝金の支給及びアルバイトの雇用について  
 支出の原因となる行為の事実の確認が、書面のみでかつ形式的になっていないか。(成果物があるものは確認する。作業従事者本人への作業内容及び成果物の確認をする。) 出勤表や雇用に必要な書類等で、作業従事者本人が記入及び押印しなければならぬものを他者が行っていないか。  
 謝金等を振り込む銀行口座の通帳、印鑑及びキャッシュカードを作業従事者本人が持っているか。

2. その他の研究課題の監査の実施

- ・平成20年度分については、平成20年4月1日～平成20年8月31日は昨年実施済みなので、平成20年9月1日～平成21年3月31日について、上記1.の通常監査に就いて書面監査を可能な限り実施する。
- ・平成21年度分については、平成21年4月1日～平成21年9月30日について、上記1.の通常監査に就いて書面監査を可能な限り実施する。

3. 監査にあたっての準備書類等

- ・誓約文書
- ・資金立替承認通知書
- ・収支簿
- ・科学研究費補助金関係支出契約決議書
- ・経理事務委任状
- ・交付申請書
- ・収支決算報告書
- ・固定資産等一覧(会計課資産管理係)

(参考事項) ※科学研究費補助金交付研究課題数

| 部 局   | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|--------|--------|
| 事務局   | 1件     | 1件     |
| 美術学部  | 25件    | 30件    |
| 音楽学部  | 16件    | 19件    |
| 映像研究科 | 1件     | 5件     |
| 附属図書館 | 1件     | 1件     |
| 大学美術館 | 1件     | 1件     |
| 合 計   | 45件    | 57件    |

平成22年 3月26日

監 査 報 告 書 (平成21年度定期内部監査)

東京藝術大学長 殿

監査室長

総務課課長補佐 鈴木 昭 二

東京藝術大学内部監査実施要項第8条に基づき内部監査の結果について、  
下記のとおり報告します。

記

1. 監 査 項 目 :

(業務監査)

- ① 勤務時間管理に関する事項
- ② 業務処理状況に関する事項
- ③ 諸制度の運用状況に関する事項
- ④ 個人情報管理状況に関する事項
- ⑤ 共済組合に関する事項

(会計監査)

- ① 現金収納及び預り金に関する事項
- ② 固定資産に関する事項
- ③ 受託研究・受託事業に関する事項
- ④ 科学研究費補助金に関する事項

2. 監査対象期間 :

(業務監査)

- ① 平成20年度～平成21年10月
- ② 監査日現在
- ③ 監査日現在
- ④ 監査日現在
- ⑤ 平成20年度

(会計監査)

- ① 平成21年4月1日～監査日当日
- ② 平成20年度
- ③ 平成20年度～平成21年度
- ④ 平成20年度～平成21年度

## 3. 監査結果:

| 被監査部局名           | 監査実施日  | 監査員氏名                                | 監査結果及び改善提案                                   |
|------------------|--|--------------------------------------|--|
| 事務局              | (業務監査)<br>平成21年12月16日<br>(共済関係)<br>平成21年12月22日<br>(会計監査)<br>平成21年11月25日<br>平成21年11月26日 | (業務・共済・会計)<br><br>丸山 純一<br><br>小林 克夫 | (業務)<br>概ね適正<br>(共済)<br>概ね適正<br>(会計)<br>概ね適正 |
| 美術学部             | (業務監査)<br>平成21年12月21日<br>(会計監査：取手)<br>平成21年12月14日                                      | (業務・会計)<br>丸山 純一<br><br>佐藤 知之        | (業務)<br>概ね適正<br>(会計)<br>概ね適正                 |
| 音楽学部<br>演奏芸術センター | (業務監査)<br>平成21年12月15日<br>(会計監査：千住)<br>平成21年12月16日                                      | (業務・会計)<br>鈴木 昭二<br><br>小林 克夫        | (業務)<br>概ね適正<br>(会計)<br>概ね適正                 |
| 映像研究科            | (業務監査)<br>平成21年12月18日<br>(会計監査)<br>平成21年12月17日   | (業務・会計)<br>鈴木 昭二<br><br>小林 克夫        | (業務)<br>概ね適正<br>(会計)<br>概ね適正                 |
| 附属図書館            | (業務監査)<br>平成21年12月22日<br>(会計監査)<br>平成21年12月15日   | (業務・会計)<br>山中 和則<br><br>佐藤 知之        | (業務)<br>適正<br>(会計)<br>概ね適正                   |
| 大学美術館            | (業務監査)<br>平成21年12月21日<br>(会計監査)<br>平成21年11月19日   | (業務・会計)<br>山中 和則<br><br>佐藤 知之        | (業務)<br>概ね適正<br>(会計)<br>概ね適正                 |

## (監査意見)

- 20年度に実施した事務効率化のための事務組織改組後の状況について、関係部局・課から聴き取り方式により調査したところ、次のような内容であった。
  - (学部関係) 事務長の会計業務に係る決裁事務量は、改組前と同じである。学部共通経費予算の執行状況について、学部で把握できるようにしてもらいたい。教員から庶務係へ会計業務に関する問い合わせが多くなっているため、事項毎の対応一覧等を作成して研究室に周知してほしい。
  - (会計課) 事務効率化を図るため支払単価を統一等する方式に関しては、どのような方法で実施できるかについて検討中である。支払決議書入力センターの設置に向けての検討については、新シス

テムの運用が軌道にのるまで中断している状況である。  
契約業務を会計課1室に集中したことで、課内の連絡が容易になり効率的に業務が行えるようになった。

(総務課) 関連業務を同一の係で行うことになったこと及び1室に関連する係が集まったことで、連絡調整が容易になり効率的に業務が行えるようになった。

監査を実施した12月の段階においては、契約事務の効率化に関する顕著な実績は認められていない状況であったが、契約事務の効率化に向けた検討を行うにあたっては、教員サービスの低下が生じないことを考慮していることが確認された。

また、会計課から総務課に共済事務業務を移行したことに関連しては、共済経理事務の執行上のチェック体制がやや弱くなっている。(職員・共済系の業務処理のチェックを出納主任である課長補佐のみで行う体制となっている。) 共済経理事務の内の保健経理事務の決裁手続等については、合理化・効率化の観点から考慮した上で、現在の体制についての見直しが必要である。

2. 過重労働による健康障害の防止の観点から、超過勤務の状況について調査したところ、労使協定の上限時間を超えている者が認められた。恒常的に超過勤務が多い者に対しては、「業務の効率化・合理化の推進に向けた取組について」(平成19年11月29日事務局長裁定)に基づき、過重労働による健康障害の防止に向けた措置が必要である。
3. 定時退室日(火曜、金曜)における時間外勤務時間数の実態を調査した結果、他の曜日と比較してやや少ない時間数となっているが、1人1日当たりの平均では多い部局で2時間、少ない部局でも20分程度の時間外勤務を命じている。各部局ともに定時退室日の趣旨は理解しているが、一定時期までに完了させる必要があるとの理由から時間外勤務を命じている状況である。火曜、金曜日における定時退室の実現に向けては、全ての部局・課において、今後とも継続的な努力が必要である。

## 内部監査の指摘事項反映の具体例

### ◇勤務時間等に関する研修会の実施について

#### 【概要】

平成20年度の定期内部監査において、勤務時間管理に関する事務処理状況の監査を実施したところ、記載誤り等についての指摘がなされた。

当該業務の適正化を図るとともに、職員の1週間及び1日の所定の勤務時間が変更になったことに伴う違いへの理解を深めるため、平成21年度においても、勤務時間業務担当者及び内部監査担当者に対し、勤務時間制度等に関する研修会を開催した。

研修会では、勤務時間制度に加え、個人情報保護制度に関する研修も行った。

[研修会日程] 日時：平成21年10月16日（金）9：00～11：45  
場所：事務局第2会議室  
講師：田野邊 総務課職員・共済係長  
（勤務時間制度の総論・勤務時間の事務処理）  
宮川 総務課広報係長（個人情報保護制度）  
受講者：各部局（課）の勤務時間担当者  
内部監査担当者

### ◇学長裁量経費の成果報告書について

#### 【概要】

平成19年度定期内部監査報告書（【平成19年度資料 4-3 P2】参照）において、学長裁量経費の成果報告書の未提出が一部に見受けられたことから、その徹底を図るという観点から指摘がなされた。

速やかに提出するよう指導を徹底した結果、平成20年度及び平成21年度の定期内部監査時には、全ての事業について提出されており改善が図られた。

## ○東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項

|            |
|------------|
| 平成16年5月27日 |
| 制 定        |

|    |            |            |
|----|------------|------------|
| 改正 | 平成17年9月15日 | 平成19年3月28日 |
|    | 平成20年7月17日 | 平成22年3月5日  |
|    | 平成22年5月21日 |            |

## (選考基準)

第1条 東京芸術大学の教員の選考は、本学が総合的な芸術大学として世界最高水準の教育・研究を目指す大学であることに鑑み、人格及び識見ともに優れた者について、専門分野における業績、技能、教育・研究能力などを総合的に判断して行うものとする。

## (大学教員の資格)

第2条 大学教員の選考は、原則として、博士の学位を有する者又はこれと同等以上の優れた業績及び能力を有する者のうちから行う。

2 前項に定めるもののほか、次条から第7条までに規定する資格を有する者は、当該各条に定めるところにより、それぞれ教授、准教授、講師、助教及び助手となることができる。

## (教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 各専門分野において、指導的立場にあり、特に優れた業績及び能力を有する者
- (2) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (3) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (4) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (5) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

## (准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 各専門分野において、優れた業績及び能力を有する者

(3) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(5) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者  
（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者

(2) 各専門分野において、業績及び能力のある者

(3) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

（助手の資格）

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（選考の対象）

第8条 選考の対象となる専門分野及び職階は、大学全体の分野構成及び中長期的人員配置等に配慮しながら、教育研究評議会の議を経て学長が決定する。

（部局長の意見）

第9条 部局長（学部長、映像研究科長、大学美術館長、言語・音声トレーニングセンター長、演奏芸術センター長、保健管理センター長及び芸術情報センター長）は、当該部局の理念及び本選考要項の趣旨を踏まえ、選考に関して学長に意見を述べるものとする

（選考手続）

第10条 個々の教員の具体の選考は、教授会（言語・音声トレーニングセンターに所属する教員にあつては言語・音声トレーニングセンター運営委員会、保健管理センターに所属する教員にあつては保健管理センター運営委員会、芸術情報セ

ンターに所属する教員にあつては芸術情報センター運営委員会とする。以下同じ。)で行い、その結果は尊重される。

- 2 選考は、原則として、公募制により、国内外を問わず広く人材を求めるものとする。
- 3 選考過程では面接を実施するものとする。
- 4 助教以上の教員（大学院博士課程を担当しない教員を除く。）の選考に当たっては、大学院博士課程の担当能力（大学院設置基準（昭和49年法律第28号）第9条の規定に基づく資格等）があることを確認するものとする。

（選考の観点）

第11条 選考は、教員の職務内容に応じて、研究を遂行するにふさわしい能力と教育を担当するにふさわしい能力を評価して行う。

- 2 等しい能力をもつ候補者が複数あった場合には、他大学の出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考する。

（昇任）

第12条 昇任は、教育研究評議会における審議を経て学長が決定する。

- 2 前項の個々の教員の具体の選考は教授会が行い、その結果は尊重される。

（再任）

第13条 任期を付して採用された大学教員の任期終了時の再任の選考は、教授会が行い、その結果は尊重される。

- 2 教育業績、研究業績、管理運営面・社会への貢献のいずれかの業績等が教授会の定める一定の基準を超える者は、再任するものとする。
- 3 具体の選考基準、方法、手続き等は、「東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則」第7条に定める更新の審査方法に基づき、教授会が定める。

附 則

この要項は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月1日から施行する。

## 教職員中の女性比率の推移

※学長、理事を除く

## (1) 教員全体

(各年度5月1日現在:学校基本調査より算出)

|              |         | 15年度  | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  |
|--------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教員数<br>(本務者) | 男(人)    | 183   | 183   | 188   | 187   | 180   | 180   | 181   |
|              | 女(人)    | 32    | 31    | 31    | 37    | 40    | 42    | 39    |
|              | 女性比率(%) | 14.88 | 14.49 | 14.16 | 16.52 | 18.18 | 18.92 | 17.73 |

## (2) 教員職位別女性比率

(各年度5月1日現在:学校基本調査より算出)

|                        |         | 15年度  | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  |
|------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教授                     | 男(人)    | 85    | 84    | 95    | 90    | 90    | 96    | 101   |
|                        | 女(人)    | 10    | 11    | 11    | 12    | 11    | 12    | 12    |
|                        | 女性比率(%) | 10.53 | 11.58 | 10.38 | 11.76 | 10.89 | 11.11 | 10.62 |
| 助教授(～H18)<br>准教授(H19～) | 男(人)    | 70    | 69    | 66    | 69    | 66    | 62    | 61    |
|                        | 女(人)    | 10    | 10    | 11    | 13    | 15    | 15    | 15    |
|                        | 女性比率(%) | 12.50 | 12.66 | 14.29 | 15.85 | 18.52 | 19.48 | 19.74 |
| 講師以下                   | 男(人)    | 28    | 30    | 27    | 28    | 24    | 22    | 19    |
|                        | 女(人)    | 12    | 10    | 9     | 12    | 14    | 15    | 12    |
|                        | 女性比率(%) | 30.00 | 25.00 | 25.00 | 30.00 | 36.84 | 40.54 | 38.71 |
| ※参考:兼務者<br>(非常勤講師)     | 男(人)    | 509   | 518   | 507   | 489   | 510   | 513   | 523   |
|                        | 女(人)    | 278   | 306   | 304   | 257   | 329   | 352   | 366   |
|                        | 女性比率(%) | 35.32 | 37.14 | 37.48 | 34.45 | 39.21 | 40.69 | 41.17 |

## (3) 職員全体

(各年度5月1日現在:学校基本調査より算出)

|              |         | 15年度  | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  |
|--------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数<br>(本務者) | 男(人)    | 78    | 75    | 80    | 80    | 76    | 75    | 77    |
|              | 女(人)    | 26    | 27    | 27    | 28    | 27    | 28    | 30    |
|              | 女性比率(%) | 25.00 | 26.47 | 25.23 | 25.93 | 26.21 | 27.18 | 28.04 |

## (4) 職員のうち、主任以上の職位における女性比率の比較

(総務課作成)

|                             |         | 平成16年4月1日 現在 | 平成22年3月31日 現在 |
|-----------------------------|---------|--------------|---------------|
| 職員数<br>(本務者)<br>(係長・専門職員以上) | 男(人)    | 37           | 53            |
|                             | 女(人)    | 11           | 12            |
|                             | 女性比率(%) | 22.92        | 18.46         |

## ○東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則

|    |            |            |
|----|------------|------------|
|    | 平成16年4月1日  | 定          |
| 改正 | 平成17年4月1日  | 平成19年3月28日 |
|    | 平成21年3月30日 | 平成21年5月11日 |
|    | 平成21年7月17日 | 平成22年3月30日 |

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規則は、東京芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、本学に常時勤務する職員（第21条に規定する短時間勤務制を適用した者を含む。以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (法令との関係)

第2条 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の法令に定めるものの他、この規則の定めるところによる。

## 第2章 勤務時間、休憩及び休日等

## (所定勤務時間)

第3条 職員の1週間の所定勤務時間は、4月1日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間当たり38時間45分以内とする。

2 1日の所定勤務時間は、7時間45分とする。

## (始業及び終業の時刻)

第4条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業 午前8時30分
- (2) 終業 午後5時15分

2 業務の都合上必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する所定勤務時間を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

## (休憩時間)

第5条 勤務時間の途中に、1時間の休憩時間を置く。

2 前項の休憩時間は、午後0時30分から午後1時30分までとする。

3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

## (始業及び終業時刻並びに休憩時間の特例)

第5条の2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人からの申し出があったときは、労基法第34条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、前条第1項、同条第2項及び第4条の規定にかかわらず、始業時刻を午前8時30分、終業時刻を午後5時とし、休憩時間を45分とすることができる。

- (1) 小学校3年までの子を持つ親で、育児のため、特例措置を必要とする場合
- (2) 職員の介護休業等に関する規則第3条第1項に規定する要介護者を介護する

ため、特例措置を必要とする場合

2 音楽学部附属音楽高等学校に所属する教員については、労基法第34条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、前条第1項、同条第2項、第4条及び前項の規定にかかわらず、始業時刻を午前8時30分、終業時刻を午後5時とし、休憩時間を45分とすることができる。

## (休憩時間の特例)

第6条 業務上必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより休憩時間の時間帯を変更することができる。

## 第7条 削除

## (通常の勤務場所以外での勤務)

第8条 職員が勤務時間の全部又は一部について、就業規則第48条第1項に規定する出張その他本学の職務を帯びて、事業場外で勤務する場合であつて、勤務時間を算定し難いときは、第3条に定める所定勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

## (時間外、深夜及び休日勤務)

第9条 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、職員に所定の勤務時間以外の時間又は週休日及び休日に勤務を命ずることがある。

2 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員であつて、時間外勤務時間を短いものとするを申し出た者の法定の勤務時間を超える勤務については、前項の協定において別に定めるものとする。

3 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員であつて、請求のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜業に従事させることはない。

4 第5条の2の規定に基づき始業及び終業時刻並びに休憩時間の特例を認められた職員については、学長が特に勤務することを命じた場合を除き、所定の勤務時間以外の時間又は週休日及び休日に業務に従事させることはない。

## (時間外勤務における休憩時間)

第10条 第5条の2の規定に基づき休憩時間が45分とされている職員については、前条第1項の規定により時間外勤務を命ぜられた時間が、1日につき第3条に規定する所定の勤務時間を通じて8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（所定の勤務時間中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置くものとする。

## (非常災害時の勤務)

第11条 災害その他の避けることのできない事由によつて必要がある場合には、その必要限度において、臨時に所定の勤務時間を超えて、又は週休日及び休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。  
(出勤簿)

第12条 職員は、定められた始業時刻までに出勤し、直ちに出勤簿に押印しなければならぬ。

(遅刻、早退)

第13条 職員が、始業時刻後に出勤しようとするとき、又は終業時刻前に退勤しようとするときは、あらかじめ所属長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届出ができなかったときは、事後速やかに届け出なければならぬ。

(欠勤)

第14条 職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとする場合は、あらかじめその事由及び期間を学長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届出ができなかったときは、事後速やかにその理由を付して届け出なければならぬ。

2 前条及び前項の届出を怠ったときは、無断欠勤として取扱うものとする。

(週休日)

第15条 職員の週休日（土曜日及び日曜日の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、4月1日を起算日として、4週間ごとに8日とする。

2 学長は、前項の期間につき第3条に規定する勤務時間を超えない範囲において勤務時間を割り振らなければならない。

(週休日の振替)

第16条 学長は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 学長は、前項の週休日の振替を行った後において、所定勤務時間が第3条第1項に規定する勤務時間を超えないようにしなければならない。

(休日)

第17条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）
- (3) 開学記念日（10月4日。ただし、音楽学部附属音楽高等学校については、創立記念日として5月6日。）
- (4) 学長が指定する8月中の3日間
- (5) その他、特に指定する日

(休日の代休)

第18条 学長は、職員に前条に規定する休日について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日に指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられる

ときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

### 第3章 勤務時間の特例

(1年以内の変形労働時間)

第19条 業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する職員については、1年以上1年以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割振ることができる。

(裁量労働制)

第20条 業務の性質上必要が認められる職員については、みなし労働時間によることがある。

2 前項のみなし労働時間に必要な事項については、労基法第38条の3に定める労使協定を締結、又は労基法第38条の4に定める労使委員会の決議による。

(短時間勤務制)

第21条 職員の願い出により、週の勤務時間を第3条に規定する所定勤務時間より短いものにする必要がある。

2 前項の場合の期間及び時間等について必要な事項については、労使協定を締結する。

### 第4章 休暇

(休暇の種類)

第22条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇は有給とする。

(年次有給休暇)

第23条 年次有給休暇は、一の年（1月1日から12月31日までの一暦年）における休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員 その者の1週間当たりの勤務の時間数に応じ、別表第1-1の日数欄に掲げる日数
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となつた者 その者の1週間当たりの勤務の時間数及び当該年における在職期間に応じ、別表第1-2の日数欄に掲げる日数
- (3) 当該年において新たに国、地方公共団体、他の国立大学法人等又はこれに準ずる機関に常時勤務していた者（以下「交流職員」という。）で、引き続き職員となつた者 交流職員となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の1週間当たりの勤務の時間数及び在職期間に応じた別表第1-2の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が第2号の規定による日数に満たない場合にあつては、第2号の規定による日数）

- (4) 当該年の前年において交流職員であった者であって引き続き当該年に新たに職員となった者又は当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に交流職員となり引き続き再び職員となった者 交流職員としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、その者の1週間当たりの勤務の時間数に応じた別表第1-1の日数欄に掲げる日数に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数がその者の1週間当たりの勤務の時間数に応じた別表第1-1の日数欄に掲げる日数を超える場合にあつては、その別表第1-1の日数欄に掲げる日数)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が第2号の規定による日数に満たない場合にあつては、第2号の規定による日数)
- (5) 年の途中において1週間当たりの勤務の時間数が増えることとなった短時間勤務制職員 1週間当たりの勤務日の日数が増えなくなったときを新たに採用したものとみなして、当該変更後の1週間当たりの勤務の時間数及び1週間当たりの勤務の時間数が増えなくなった日から当該変更前の1週間当たりの勤務の時間数及び当該変更となった日から当該年における在職期間に当たった別表第1-2の日数欄に掲げる日数から変更前の当該在職期間及び1週間当たりの勤務の時間数に当たった別表第1-2の日数欄に掲げる日数を減じて得た日数
- 2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。  
(年次有給休暇の手続)
- 第24条 年次有給休暇は、職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、学長が職員の届け出た時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認められた場合には、他の時季に与えることができる。
- 2 職員は、年次有給休暇を取得する場合には、学長に対し、あらかじめ休暇を届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によつてあらかじめ休暇を届け出ることが困難であつたことを所屬長が認めるときは、職員は事後速やかに、その事由を付して休暇を届け出ることができる。  
(年次有給休暇の付与単位)
- 第25条 年次有給休暇の付与単位は、1日とする。ただし、職員が年次有給休暇を取得しようとする場合において、特に必要があると認められるときは、半日又は1時間を単位とすることができるものとする。
- 2 前項の半日を単位とする年次有給休暇は、第5条又は第6条に規定する休憩時間の前後に割り振られた勤務時間のうちいずれか一方の勤務時間のすべてを勤務しないときに取得できるものとする。
- 3 1時間を単位とする年次有給休暇を取得する場合について、残日数に時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。
- 4 勤務日ごとの勤務時間数が異なる職員については、当該職員に割り振られた1年度の年度における1日平均勤務時間数をもつて1日とする。
- 5 1時間を単位とする年次有給休暇は、一の年において原則として5日の範囲内で取得できるものとする。

## (病気休暇)

第26条 職員が、負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ない場合は、最小限度と認める範囲内において、その勤務しない期間は、病気休暇とする。

2 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があつた場合には、必要な時間病気休暇を与える。

## (病気休暇の手続)

第27条 職員は、前条の病気休暇の承認を受けようとする場合は、あらかじめ休暇簿に記入して学長に請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後速やかに承認を求めなければならない。

2 病気休暇が一週間を超える場合には、治療期間を予定した医師の診断書を速やかに学長に提出しなければならない。

3 病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された治療期間を経過した場合には、更に診断書を学長に提出しなければならない。

4 長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、学長の許可を受けなければならない。この場合、医師の治療証明書又は就業許可証明書を提出させることがある。  
(特別休暇)

第28条 職員は、次の各号の一の事由により勤務日又は勤務時間中に勤務しない場合には、それぞれ当該各号に規定するところによりその勤務しない日又は時間は、特別休暇として、休暇の付与を受けることができる。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出席する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間

(5) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(6) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(7) 産後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認め

- 授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日ににおけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日に2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (8) 職員の妻（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 2日の範囲内の期間
- (9) 小学校教育の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（子が2人以上であれば10日）の範囲内の期間
- (10) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に向く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (11) 職員が配偶者、子及び父母の追悼のための特別な行事（配偶者、子及び父母の死亡後学長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (12) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (13) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (14) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (15) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
- イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
- ハ 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (16) 事務職員、技術職員及び医療職員として在職し、勤続期間が20年に達したとき 勤続期間が20年に達した日の翌日が属する年度内において連続する3日の範囲内の期間

- (17) 事務職員、技術職員及び医療職員として在職し、勤続期間が30年以上で定年退職するとき 当該退職日が属する年度内において連続する3日の範囲内の期間
- 2 第1項第10号及び第12号は、期間中に週休日、休日及び代休日がある場合は、これらの日数は休暇の日数に含まれるものとする。
- 3 第21条に規定する短時間勤務制を適用した者にかかる第1項第9号の休暇については、1週間の勤務日数が2日以下に定められている者には適用しないものとする。
- (特別休暇等の手続)
- 第29条 職員は、特別休暇又は職務専念義務免除期間の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に記入して学長に請求しなければならない。ただし、病氣、災害その他やむを得ない事由によつてあらかじめ申請することができなかった場合には、事後速やかに、その事由を付して承認を求めるときは、これを提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、学長が必要と認めて証明書の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- (特別休暇等の付与単位)
- 第30条 病氣休暇、特別休暇及び就業規則第33条に定める職務専念義務免除期間は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取扱うものとする。ただし、第28条第5号及び第6号に該当する場合には、1日、第28条第8号及び第9号に該当する場合には、1日又は1時間を単位として取扱わなければならない。
- 2 病氣休暇は、時間を日に換算する場合は、勤務日1日あたりの勤務時間をもつて1日とする。
- 3 第28条第1項第8号及び第9号の休暇を、1時間を単位として取得する場合の取扱いは、第25条第3項及び第4項の規定を準用するものとする。
- 第5章 育児休業及び介護休業
- (育児休業等)
- 第31条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業等の適用を受けることができる。
- 2 育児休業等の対象者、期間及び手続等の必要事項については、別に定める「東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則」による。
- (介護休業等)
- 第32条 職員の家族で傷病又は老齢のため介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業の適用を受けることができる。
- 2 介護休業の対象者、期間及び手続等の必要事項については、別に定める「東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則」による。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- (年次有給休暇等の承継)

# 資料4-1

2 この規則施行日（以下「施行日」という。）の前日に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）の適用を受けていた職員で、施行日において、この規則の適用を受ける本学の職員となつた者については、施行日前に勤務時間法の規定により承認を受けた年次有給休暇、病欠休暇及び特別休暇を施行日において引き継ぐものとする。

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成21年5月21日から施行する。

この規則は、平成21年7月17日から施行する。

附 則  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1-1（第23条第1項関係）

|                   |                                   |                   |                   |
|-------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 1週間当たりの勤務の時間数（日数） | 38時間45分以内<br>又は31時間以内<br>(5日又は4日) | 23時間15分以内<br>(3日) | 15時間30分以内<br>(2日) |
| 年次有給休暇の付与日数       | 20日                               | 12日               | 8日                |

別表第1-2（第23条第1項関係）

| 1週間当たりの勤務の時間数（日数）  | 38時間45分以内<br>又は31時間以内<br>(5日又は4日) | 23時間15分以内<br>(3日) | 15時間30分以内<br>(2日) |
|--------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 在職期間               |                                   |                   |                   |
| 1月に達するまでの期間        | 2日                                | 1日                | 1日                |
| 1月を超え2月に達するまでの期間   | 3日                                | 2日                | 1日                |
| 2月を超え3月に達するまでの期間   | 5日                                | 3日                | 2日                |
| 3月を超え4月に達するまでの期間   | 7日                                | 4日                | 3日                |
| 4月を超え5月に達するまでの期間   | 8日                                | 5日                | 3日                |
| 5月を超え6月に達するまでの期間   | 10日                               | 6日                | 4日                |
| 6月を超え7月に達するまでの期間   | 12日                               | 7日                | 5日                |
| 7月を超え8月に達するまでの期間   | 13日                               | 8日                | 5日                |
| 8月を超え9月に達するまでの期間   | 15日                               | 9日                | 6日                |
| 9月を超え10月に達するまでの期間  | 17日                               | 10日               | 7日                |
| 10月を超え11月に達するまでの期間 | 18日                               | 11日               | 7日                |
| 11月を超え12月に達するまでの期間 | 20日                               | 12日               | 8日                |

別表第2 (第28条第10号関係)

| 親族                 | 日数                                   |
|--------------------|--------------------------------------|
| 配偶者                | 7日                                   |
| 父母                 |                                      |
| 子                  | 5日                                   |
| 祖父母                | 3日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日) |
| 孫                  | 1日                                   |
| 兄弟姉妹               | 3日                                   |
| おじ又はおば             | 1日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日) |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母     | 3日 (職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)          |
| 子の配偶者又は配偶者の子       | 1日 (職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)          |
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母   | 1日 (職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)          |
| 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 |                                      |
| おじ又はおばの配偶者         | 1日                                   |

## ○東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則

平成16年4月1日  
制

改正  
平成17年4月1日  
平成20年1月29日  
平成21年6月25日

平成18年3月31日  
平成20年9月22日

## (目的)

第1条 この規則は、東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第31条第2項の規定に基づき、本学に勤務する職員の育児休業及び育児部分休業（以下「育児休業等」という。）に関する事項を定め、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、職務の円滑な運営に資することを目的とする。

## (法令との関係)

第2条 育児休業等につき、この規則に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）、その他の関係法令の定めるところによる。

## (育児休業の対象等)

第3条 職員は、当該職員の3歳に満たない子（雇用契約期間を定めて雇用される職員にあつては、1歳に満たない子）を養育するため、育児休業をすることができ、ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがある場合は、再度の育児休業をすることができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、再度の育児休業をすることができ、

(1) 育児休業の届出が産前の休暇を始め又は出産したことにより効力を失い、当初の育児休業に係る子以外の子について育児休業を取得し、それが取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業の届出が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合

(3) 育児休業の届出の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書（別紙第1）により学長に届け出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育した場合（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）

(4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じる場合

(5) 雇用契約期間を定めて雇用される職員であつて、その雇用契約の期間の末日を育児休業終了予定日とする育児休業をしているものが、雇用契約の更新に伴い、更新後の雇用契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業を届け出る場合

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、育児休業をすることができない。

(1) 非常勤職員（育児・介護休業法第5条に定められる者を除く。）

(2) 東京芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第22条に規定する勤務延長職員

(3) 就業規則第23条に規定する再任用職員

(4) 雇用契約期間を定めて雇用される職員のうち、引き続き雇用された期間が1年未満である職員

(5) 雇用契約期間を定めて雇用される職員のうち、育児休業により養育しようとする子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みがない職員（当該子の1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、その雇用契約の期間が満了し、かつ、当該雇用契約の更新がないことが明らかである職員を含む。）

(6) 1週間の勤務日数が2日以下に定められている職員

(7) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(8) 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

(9) 本学と本学の職員の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）により育児休業の対象から除外することとされた職員

（育児休業の届出）

第4条 育児休業をしようとする職員は、育児休業届（別紙第2）により、当該期間の初日及び末日を明らかにして、当該育児休業を始めようとする日の1月前（第5条第4項の規定により育児休業の期間を延長する場においては2週間前）までに学長に届け出るものとする。

2 学長は、育児休業の届出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該届出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（育児休業の期間等）

第5条 育児休業の期間は、子が3歳に達する日（雇用契約期間を定めて雇用される職員にあつては、1歳に達する日）までを限度として、育児休業届（別紙第2）に記載された期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている職員は、1月前までに学長に届け出ることににより、子が3歳に達する日（雇用契約期間を定めて雇用される職員にあつては、1歳に達する日）までを限度として、当該育児休業の期間の延長をすることができる。

3 育児休業の期間の延長は、1回に限る（第4項に規定する場合を含まない。）ものとする。ただし、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の届出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の

延長をしなければその養育に著しい支障が生じる場合は、この限りでない。

4 雇用契約期間を定めて雇用される職員にあっては、当該子について、職員又は配偶者が、当該子の1歳に達する日において育児休業をしている場合（ただし、配偶者が育児休業をしている場合にあっては、第3条第3項各号に該当するものを除く。）であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その養育する1歳から1歳6か月に達するまでの子について、育児休業をすることができ

(1) 当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として当該子の養育を行っている配偶者であつて、当該子が1歳に達する日後の期間について、常態として当該子の養育を行う予定であつたものが、次のいずれかに該当した場合

イ 死亡したとき。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により当該子を養育することが困難な常態になったとき。

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該子と同居しないこととなったとき。

ニ 6週間（多胎妊婦の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

5 前項の規定により育児休業期間を延長する場合には、当該子の1歳に達する日の翌日を育児休業開始予定日としなければならない。

6 第4条第2項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

（育児休業の効果）

第6条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（育児休業をしている職員が保有する職）

第7条 育児休業をしている職員は、育児休業開始前に占めていた職を保有するものとす。ただし、当該育児休業開始後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

（育児休業の終了）

第8条 育児休業は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には終了する。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休暇を始めた場合

(2) 育児休業をしている職員が出産した場合

(3) 育児休業をしている職員が休職した場合

(4) 育児休業をしている職員が停職の処分を受けた場合

(5) 育児休業をしている職員が新たな育児休業を始めた場合

(6) 育児休業をしている職員が介護休業を始めた場合

(7) 育児休業に係る子が死亡した場合

(8) 育児休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合

(9) 育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなった場合

(10) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができ

ることとなった場合

2 育児休業をしている職員は、前項第7号から第10号までに規定する事由が生じた場合には、遅滞なく、その旨を養育状況変更届（別紙第3）により学長に届け出なければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（職務復帰）

第9条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の届出が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業が終了したときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（文書の交付）

第10条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、職員に対して、文書を交付しなければならない。

(1) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業を終了し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を開始する場合

（期末手当等の支給）

第11条 東京芸術大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（次条に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第18条の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与規則第37条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第18条の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤続手当を支給する。

（勤務した期間に相当する期間）

第12条 前条第1項及び第3項の次条に定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき届出のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 第5条の規定により育児休業をしていた期間及び東京芸術大学教員の採用等に関する規則第14条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

(2) 給与規則第36条第3項第1号ハに掲げる職員として在職した期間

(3) 非常勤職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間

(4) 休職にされていた期間

（職務復帰後における給与等の取扱）

第13条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の100分の100以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、次に定めるところにより、号俸を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、前項の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその号俸を調整することができる。

第14条 東京芸術大学職員退職手当規則第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、第8条の2第1項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての東京芸術大学職員退職手当規則第9条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（育児部分休業の対象等）

第15条 職員は、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）ができる。

2 育児部分休業は、30分を単位とし、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間等規則第28条第1項第7号に規定する保育時間を承認されている職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、子の養育をするため必要とする時間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、育児部分休業をすることができない。

（1）1週間の勤務日数が2日以下に定められている職員

（2）育児部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業等をしている職員

（3）前号に掲げる職員のほか、育児部分休業により養育しようとする期間において、育児部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができるときにおける当該職員

（4）労使協定により育児部分休業の対象から除外することとされた職員  
（育児部分休業の届出）

第16条 育児部分休業をしようとする職員は、育児部分休業届（別紙第4）により、当該期間の初日及び末日を明らかにして、当該育児部分休業を始めようとする日の1週間前までに学長に届け出るものとする。

2 第4条第2項の規定は、育児部分休業について準用する。

（育児部分休業の終了）

第17条 第8条の規定は、育児部分休業について準用する。

（育児休業等の給与の取扱）

第18条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 育児部分休業をしている期間については、給与規則第21条第1項の規定等により、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（不利益取扱の禁止）

第19条 職員は、育児休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（雑則）

第20条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（承継職員）

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の職員となった者の育児休業等については、この規則施行日（以下「施行日」という。）の前日に承認されていた請求をもって、この規則による届出があつたものとみなす。

（施行日前の育児休業の期間の取扱）

3 施行日の前日までに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の適用を受けていた者の、施行日の前日までの育児休業の期間については、第13条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置）

2 この規則施行の際現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における第13条第1項の規定の適用については、同項中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成20年2月1日前の期間については、2分の1）」とする。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

別紙第1 育児休業計画書

提出年月日 平成 年 月 日

東京芸術大学長 殿 所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、再度の育児休業を届け出る予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。  
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

|                  |  |                         |          |
|------------------|--|-------------------------|----------|
| 1 育児休業の届出に係る子    | 子 の 氏 名  | 生 年 月 日                 | 平成 年 月 日 |
| 2 届出者の育児休業計画     | 育 児 休 業 届 出 期 間  | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで |          |
| 再度の育児休業届出予定期間    | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで  |                         |          |
| 3 配偶者の養育計画       | 配 偶 者 の 氏 名  |                         |          |
| 養 育 予 定 期 間      | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで  |                         |          |
| 子を養育するために利用する制度等 | <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 |                         |          |
| 4 備 考            |  |                         |          |

- (注) ① 育児休業計画書は、育児休業届と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
- ② 届出者の育児休業届出期間には、育児休業届に記載した請求期間を記入する。
- ③ 届出者の配偶者の養育予定期間は、届出者の育児休業における育児休業届出期間の満了日の翌日から再度の育児休業届出予定期間の初日の前日までの期間(3月以上の期間)が記入されることとなる。
- ④ 子の出生前に提出する場合は、「1 育児休業の届出に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ⑤ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。
- ⑥ 該当する□にはし印を記入すること。

A 4 (210×297)

別紙第2 育児休業届

届出年月日 平成 年 月 日

東京芸術大学長 殿 届 出 者 所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり育児休業を届け出ます。

|               |   |
|---------------|---|
| 1 届出に係る子      | 2 届出者以外の子の親   |
| 氏 名           | 氏 名   |
| 続 柄           | 子との同居・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居  |
| 生 年 月 日       | 平成 年 月 日生 就 業 の 有 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   |
| 3 届 出 の 内 容   | <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長<br><input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長<br>(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入) |
| 4 届 出 期 間     | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで   |
| 5 既に育児休業をした期間 | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで   |
| 6 備 考         |   |

- (注) ① この届出には、届出に係る子の氏名、届出者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- ② 子の出生前に届ける場合は、「4 届出期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 届出に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 備考欄には、(ア)届出に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、届出者との続柄及び生年月日、(イ)届出に係る子が養子の場合において、養子縁組の効力が生じた日等について記入する。(ウ)届出に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の届出に係る期間等について記入する。
- ④ 該当する□にはし印を記入すること。

※任命権者記入欄

|           |          |     |         |
|-----------|----------|-----|---------|
| 受 理 年 月 日 | 平成 年 月 日 | 職 名 | _____   |
| 決 済 年 月 日 | 平成 年 月 日 |     |         |
| 決 済 欄     |          | 氏 名 | _____ 印 |





## ○東京芸術大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

平成17年12月15日  
制 定改正 平成19年3月27日 平成20年3月27日  
平成20年10月17日 平成22年3月5日

## (目的)

第1条 この規則は、東京芸術大学就業規則第36条の規定に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、本学における公正な雇用の確保、職員及び学生の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を図り、ハラスメントのない良好な就労、修学、教育及び研究環境を形成することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 職員、学生等(学生、科目等履修生、研究生、生徒等、本学において修学する者をいう。以下同じ。)及び関係者(学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者をいう。以下同じ。)が他の職員、学生等及び関係者に対して行う不快又は不当な言動、差別及び妨害等の嫌がらせ
- (2) セクシュアル・ハラスメント 前号のハラスメントのうち、特に職員又は学生等が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が職員及び学生等を不快にさせる性的な言動。
- (3) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントによって職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けること。

## (職員及び学生等の責務)

第3条 職員及び学生等はこの規則及び第7条第1号に定める指針に従い、ハラスメントが生じることがないように注意しなければならない。

## (監督者等の責務)

第4条 職員を監督する地位にある者及び学生等を指導する地位にある者(以下「監督者等」という。)は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員又は学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること
- (2) 職員又は学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること

## (学長の責務)

第5条 学長は、職員及び学生等に対し、この規則の周知徹底を図らなければならない。

2 学長は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等に対し、ペンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 学長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員及び学生等に対し、必要な研修を実施するものとする。

4 学長は、新たに職員及び学生等となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者等となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

## (防止対策委員会の設置)

第6条 本学に、ハラスメントの防止等を講ずる事を目的として、ハラスメント防止対策委員会(以下「防止対策委員会」という。)を置く。

## (防止対策委員会の任務)

第7条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止等のための指針を定めること。
- (2) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)の対応に関する指針を定めること。
- (3) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
- (4) ハラスメントに関する相談及び救済に関すること。
- (5) 当事者間の調停に関すること。
- (6) 加害者に対する指導等に関すること。
- (7) その他ハラスメントの防止等に関すること。

## (防止対策委員会の構成)

第8条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事(総務担当)
- (2) 各学部長
- (3) 映像研究科長
- (4) 保健管理センター長
- (5) 各学部教授会構成員から学部長が推薦する者 各2人(うち1人は女性とする。)

(6) その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 前項第6号及び第7号の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第6号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (防止対策委員会委員長)

第9条 防止対策委員会に委員長を置き、理事(総務担当)をもって充てる。

2 委員長は、防止対策委員会を招集し、その議長となる。

## (防止対策委員会副委員長)

第10条 防止対策委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (防止対策委員会の議事)

- 第11条 防止対策委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (防止対策委員会の委員以外の者の出席)
- 第12条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (調査委員会の設置)
- 第13条 防止対策委員会は、必要に応じてハラスメントの被害救済に関して、事実調査等を行うため、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。
- 2 調査委員会の委員は若干人とし、防止対策委員会委員長が指名する。
- 3 セクシュアル・ハラスメントにかかる前項の委員については、その半数以上は女性とする。
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 5 第2項の委員の任期は、当該事案に係る任期が終了するまでとする。
- (調査委員会の任務)
- 第14条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
- (1) ハラスメントの事実調査に関すること。
- (2) 事実調査の結果及び再発防止案を防止対策委員会に報告すること。
- (相談員)
- 第15条 本学に、苦情相談が職員又は学生からなされた場合に対応するため、相談員を置く。
- 2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が委嘱する。
- (1) 保健管理センターの職員
- (2) 各学部教授会構成員から学部長が推薦する者(先端芸術表現理科及び音楽環境創造科の教員各1人を含むものとする。)各2人(うち1人は女性とする。)
- (3) 映像研究科教授会構成員から研究科長が推薦する者 1人
- (4) 附属音楽高等学校主幹教諭、教諭及び養護教諭から校長が推薦する者 1人
- (5) 事務局長が推薦する事務系職員(映像研究科所属職員1人を含むものとする。) 5人(うち2人以上は女性とする。)
- (6) その他学長が必要と認める者
- 3 相談員は防止対策委員会及び調査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 4 相談員の任期は、第2項第1号に定める者を除き2年とし、再任を妨げない。
- 5 相談員の氏名、連絡方法その他苦情相談に関する必要な事項は、適宜、学内に周知するものとする。
- (相談員の任務)
- 第16条 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) ハラスメントに関する相談に応じること。
- (2) 相談者のために医療的対応が必要な場合、又は専門的カウンセリングが必要と認められる場合には、保健管理センターに連絡すること。
- (3) ハラスメントについて相談があった事実及び当事者の意向等について記録

- し、防止対策委員会に報告すること。
- (4) 事態が重大で改善措置等が必要であると認められた場合には、直ちに防止対策委員会にその旨を報告すること。
- (5) 必要に応じ、相談員の互選により主任相談員を置く。主任相談員は、相談員間の連絡、調整、その他相談の円滑な実施に必要な措置を行う。
- (相談員連絡会議の設置)
- 第17条 相談員相互の連絡、調整等ハラスメントに関する相談を実施する上で必要な措置を検討するため、ハラスメント相談員連絡会議(以下「相談員連絡会議」という。)を置く。
- 2 相談員連絡会議は、必要に応じて主任相談員が開催する。
- (相談の受付)
- 第18条 相談員への相談は、面談のほか手紙、電話、電子メール等のいずれでも受け付けるものとする。
- 2 相談者は、いずれの相談員に対しても相談することができる。
- 3 相談を受ける際には、複数で対応し、セクシュアル・ハラスメントにかかる相談については、相談者と同性の相談員が同席するものとする。
- 4 面談による苦情相談を受ける日時及び場所は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 日時 毎週月曜日から金曜日まで(東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条に規定する休日を除く。)の午前10時から午後5時までの間とする。ただし、相談者が希望し、相談員が了解した場合は、この限りではない。
- (2) 場所 保健管理センター又は事務局応接室で行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。
- (委員等の責務)
- 第19条 防止対策委員会委員、調査委員会委員及び相談員(以下「委員等」という。)は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、委員等は、第7条第2号に定める指針に十分留意しなければならない。
- 2 委員等は、苦情相談の対応に当たっては、関係者のプライバシーや名譽その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (ハラスメントに対する措置等)
- 第20条 学長は、ハラスメントの事実が認められた場合には、敬労、修学、教育若しくは研究の環境を改善し、又は処分を行う等の措置を講じるものとする。
- (不利益取扱いの禁止)
- 第21条 学長、監督者等その他の職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。
- (庶務)
- 第22条 防止対策委員会及び調査委員会の庶務は、総務課及び学生支援課において処理する。

## 資料4-4

(その他)  
第23条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規則の施行後、初めて任命された第8条第1項第6号及び第7号の委員並びに第15条第2項第2号から第4号までの相談員の任期は、第8条第3項及び第15条第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、初めて任命された第15条第2項第3号の相談員の任期は、第15条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

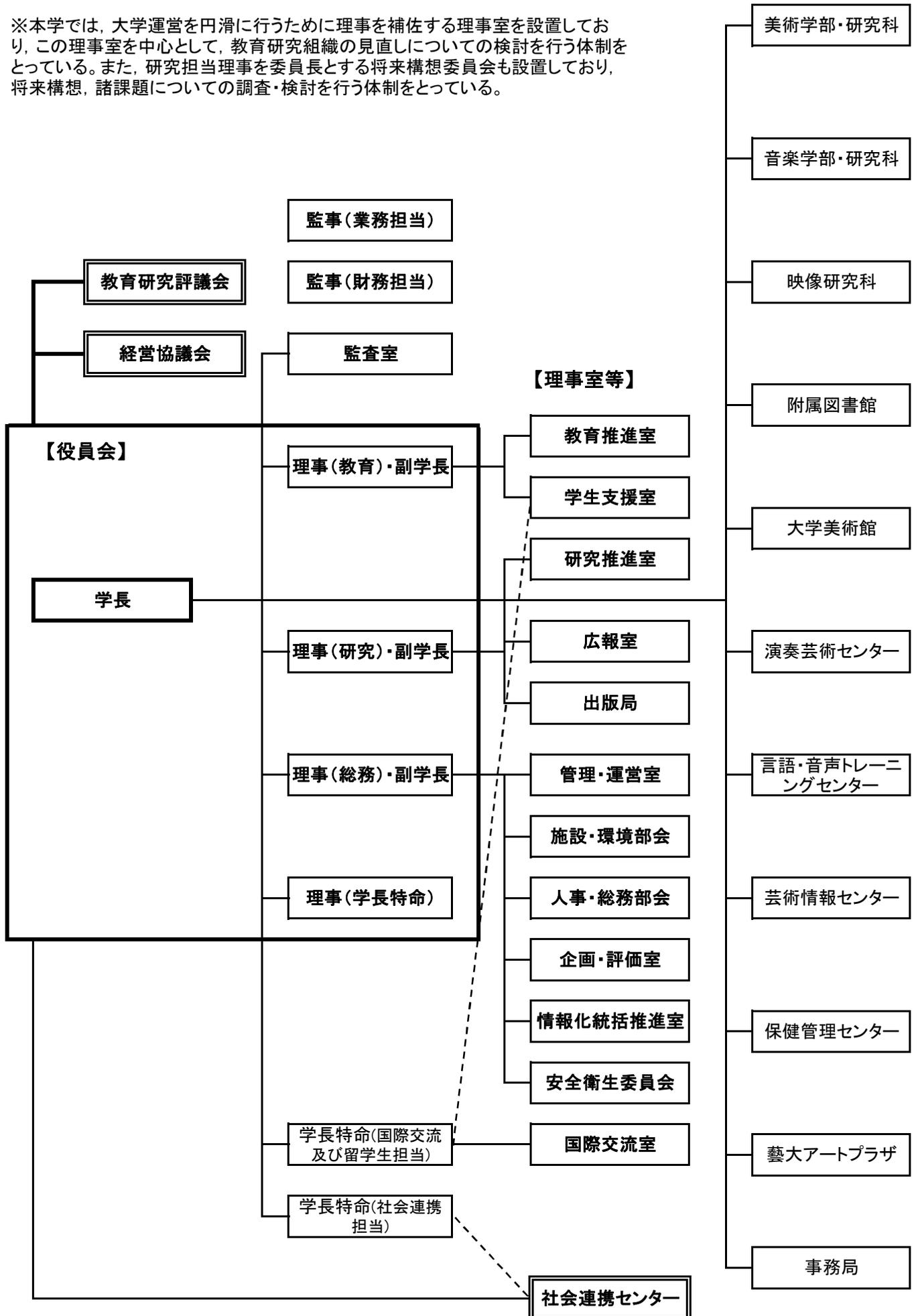
この規則は、平成20年11月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育研究組織の見直しを行う体制図(平成21年度)

※本学では、大学運営を円滑に行うために理事を補佐する理事室を設置しており、この理事室を中心として、教育研究組織の見直しについての検討を行う体制をとっている。また、研究担当理事を委員長とする将来構想委員会も設置しており、将来構想、諸課題についての調査・検討を行う体制をとっている。



## 教育研究組織の活性化に向けた検討状況について

### 1. 映像分野の教育研究組織の充実に関する状況

東京芸術大学将来構想委員会及び大学院映像研究科設備検討委員会において、映像分野の教育研究組織の充実に関する検討と設置計画の策定を行い、下記のとおり映像分野に関する教育研究組織を整備した。

|                                  |                         |
|----------------------------------|-------------------------|
| 平成 16 年 6 月：大学院映像研究科修士課程         | 映画専攻の設置申請               |
| ○平成 17 年 4 月：                  〃 | 映画専攻(入学定員 32 名)を設置      |
| 平成 17 年 6 月：                  〃  | メディア映像専攻の設置申請           |
| ○平成 18 年 4 月：                  〃 | メディア映像専攻(入学定員 16 名)の設置  |
| 平成 18 年 6 月：大学院映像研究科博士後期課程       | 映像メディア学専攻の設置申請          |
| ○平成 19 年 4 月：                  〃 | 映像メディア学専攻(入学定員 3 名)の設置  |
| 平成 19 年 6 月：大学院映像研究科修士課程         | アニメーション専攻の設置申請          |
| ○平成 20 年 4 月：                  〃 | アニメーション専攻(入学定員 16 名)の設置 |

### 2. 大学院の既存研究分野の見直しに関する研究

○平成 17 年 4 月：大学院美術研究科修士課程（先端芸術表現専攻）の完成に伴う博士後期課程の整備

先端芸術表現専攻（修士課程）の学年進行により、博士後期課程美術専攻の学生定員を 15 名から 25 名に改訂。

○平成 18 年 4 月：大学院音楽研究科修士課程音楽学専攻を発展的に改組し、音楽文化学専攻を設置

音楽文化学専攻は、実技を中心とする「演奏系」ではない研究分野（音楽史、音楽学、音楽美学、音楽教育学、ソルフェージュに、新しい分野の文化政策、文化行政、音楽療法、音楽文学、録音技法、音響、文化事業企画を加えた。）を総合的に捉えた研究分野（入学定員 35 名）。

○平成 20 年 4 月：大学院音楽研究科博士後期課程音楽学研究領域を、音楽文化学研究領域として組織編成。

音楽文化学専攻（修士課程）の学年進行により、博士後期課程音楽専攻の学生定員を 15 名から 25 名に改訂。

○その他、入学定員の見直し

平成 16 年 4 月 大学院美術研究科修士課程彫刻専攻及び工芸専攻の定員改訂  
（彫刻専攻 9 人→15 人 / 工芸専攻 25 人→28 人）

平成 19 年 4 月 大学院美術研究科修士課程建築専攻の改訂（12 人→15 人）

平成 20 年 4 月 大学院美術研究科修士課程絵画専攻の改訂（41 人→47 人）

平成 21 年 4 月 大学院美術研究科修士課程デザイン専攻の改訂（22 人→30 人）

3. 大学院の充実に対応した創造研究スペースの整備等に関する状況

○平成17年4月：大学院映像研究科映画専攻用の研究スペースの整備

馬車道校舎（横浜市中区本町）

○平成18年4月：大学院映像研究科メディア映像専攻用の研究スペースの整備

新港校舎（横浜市中区新港）

○平成18年9月：大学院音楽研究科音楽文化学専攻及び音楽学部音楽環境創造科用の教育研究スペースの整備

千住校舎（足立区千住）

○平成20年4月：大学院映像研究科アニメーション専攻用の研究スペースの整備

万国橋校舎（横浜市中区万国橋）

## 法人全体としての組織的な学術研究活動推進のための取組状況について

### 1 研究活動推進のための体制整備

平成16年度より本学では、円滑な大学運営を行うために理事を補佐する理事室を置いている。各理事室ではそれぞれ所掌している事項に関する企画立案及びその実施並びに推進に関することがその任務とされており、研究については研究推進室がその任務としている。

### 2 研究活動推進のための措置等

本学の教員の多くは、作家、演奏家として個々に「表現者」「芸術家」として成り立っていることが大きな特徴といえる。そのため本学教員の「研究活動」は、狭義のいわゆる学術的研究だけでなく創造的表現活動を含んでいる。その成果物は、論文等として発表されるのではなく、展覧会への出品、演奏会への出演などとして発表される。また、単に出品や出演だけでなく、展覧会や演奏会、その他のイベントなどを総合的に企画・運営・実施することなどまでに及ぶものである。本学のこのような研究活動を推進・支援するため下記のような施策をとった。

#### (1) 学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」の導入

(資料1-1, 1-2①, 1-2②)の記載に示すとおり、教育研究改革・改善プロジェクト経費など学長裁量経費として毎年約1億円確保して、本学の教育研究上推進すべき分野に学長のリーダーシップにより重点配分を行っている。特に、各部局の枠を超えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、本学にとって重要な課題に関する調査研究を行う「学内公募プロジェクト」、学長が定めたテーマについてのプロジェクト研究を行う「学長発信プロジェクト」、学長が提案したプロジェクトを全学から募集したメンバーにより実行する「学長プロジェクト」の3つの制度を構築し、横断的な学内共同研究を推進し、各プロジェクトの特色に応じた学長のリーダーシップによる戦略的な配分を行っている。

#### (2) 受託事業制度の導入

従来の受託研究制度では、大学において委託を受けて実施することが難しかった内容（例えば演奏会等の企画及び実施）についての受入れを可能とする受託事業の制度を創設した。これにより、例えば、「日銀ウォーキングミュージアム KINCO ～日本銀行×東京藝術大学 地下金庫展～」では、地下という場を生かし、場とともに成立するインスタレーションや地下回廊の特殊な音響特性を用いた音響作品の展示を教員が企画し、学生とともに制作、発表を行った。また、豊洲プロジェクト『蒼楽』では、美術学部建築科教員と音楽学部邦楽科教員の監修の下、芝生の中に発光する野外舞台を設け、夕闇に溶け込む臨海都市を背景に、演舞・演奏を行った。これらは、本学教員の持つ多様な資質の社会への還元という意味だけでなく、教員及び学生の教育研究成果を学外において発表する場や実験的な試みをおこなう機会などを創出したと言える。

#### (3) 事務組織の整備・外部資金の受入れの促進

研究面での学外との連携を推進するため、平成17年4月に学外連携・研究協力課を新たに設置。これまで総務課専門職員（1名）が各部局庶務担当を通じて行っていた研究協力、国際交流にかかる業務について、より全学的な視点から行える体制を構築した。

同課では、研究助成情報ページを設置（平成17年8月より）し、外部助成金等の情報提供をWeb上でいき、教員へ更新情報を一斉メールで配信、周知を開始、平成18年3月からは同ページを学外連携・研究協力課のホームページとして移管し、学外向けに奨学寄附金、受託研究、受託

事業、共同研究の募集案内や実績等も掲載し、学内外に総合的な情報提供を行って、外部資金の受入れの促進を図った。(なお、同課は平成19年4月より社会連携推進課に名称を変更。)

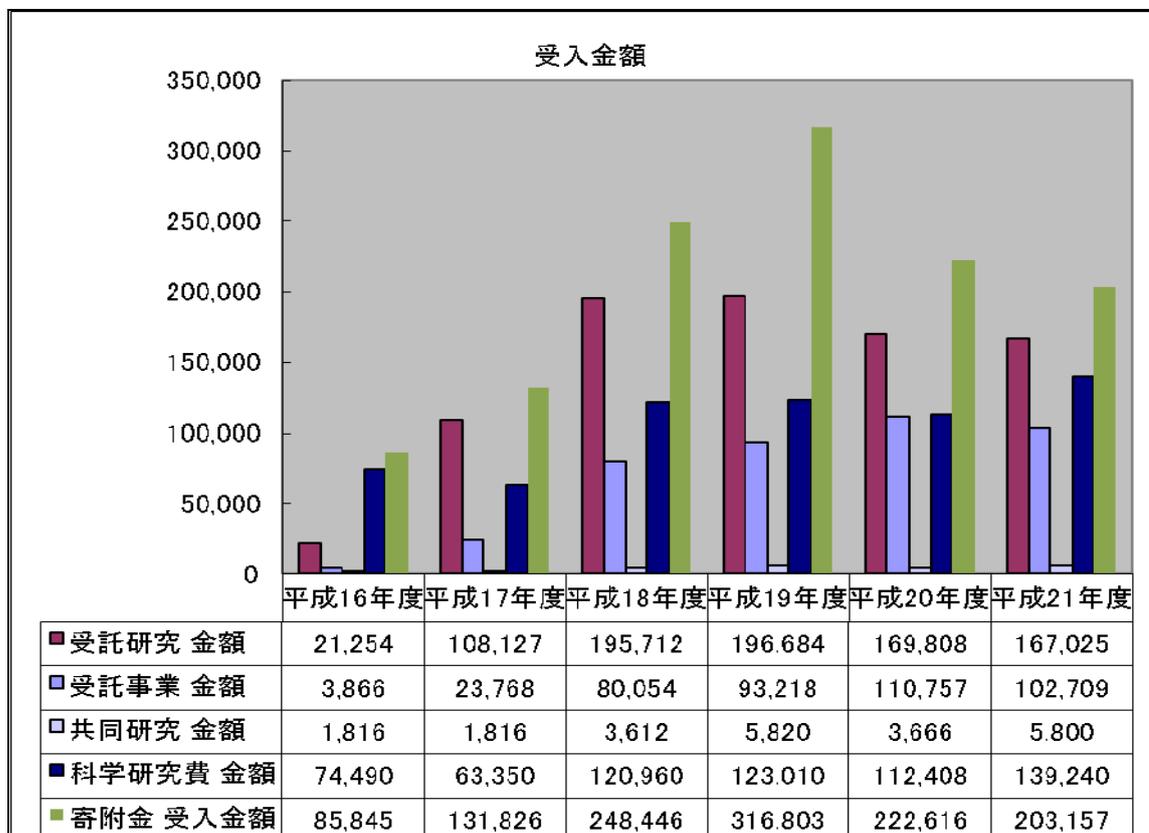
さらに本学の教育研究及びその成果発表の場として重要な意味を持つ、大学美術館や奏楽堂の運営助成、並びに学内外での成果発表への助成や教育研究活動や環境整備の充実を図るため、「藝大フレンズ」を創設し、広く賛助金を募集する制度を整えた。(平成17年度より募集、助成は平成18年度より開始。)

科学研究費補助金に関しては、平成16年度より毎年1回(平成16年10月14日、平成17年10月11日、平成18年10月16日、平成19年10月18日、平成20年10月3日、平成21年10月3日)科学研究費補助金説明会を開催し、制度説明(外部講師)、経理処理についての説明(本学会計課長)など行い、申請数・採択数の増加を図っている。(参加者、平成16年度51名(近隣他機関からの参加者含む)、平成17年度23名、平成18年36名、平成19年70名、平成20年70名、平成21年63名)

特に兼ねてより本学からも働きかけを行っていた芸術に関する分科が平成20年度申請分より新設された(分科「芸術学」)ことから、平成19年10月の説明会では高い関心と参加者があった。またこれまで申請を行ってことがない教員が多数いるため、学長裁量経費(人件費分)を活用して、「科学研究費補助金申請サポーター」として、書類作成の補助を行う人員を一時的に雇って、教員への支援を行った。

本学の外部資金の導入については、上記のような各種の努力により、下記のとおり、法人化初年度の平成16年に比べて、受託研究については、平成21年度は7.8倍と著しい増加となっている。また全体でも3.2倍となっていることは、特筆に値する。

#### 外部資金の導入状況(単位:千円)



#### (4)「教員・学生の展覧会・演奏会・イベント情報」システム

本学の教員の研究活動の発表形態は、展覧会、演奏会、イベント等の形式をとることが多い。こうした発表においては、広く開催を周知し、多くの観客から評価をいただくことが重要である。しかし、本学教員が学外での展覧会等の開催・出演数がかなり多数となるため、これまで本学公式 Web サイト上では、本学学内や本学の事業として行う展覧会等以外については掲載してこなかった。

平成 19 年 2 月に導入した「教員・学生の展覧会・演奏会・イベント情報」システムでは、大学広報担当係が掲載に係る作業を行うのではなく、各科・専攻ごとに ID を設定することにより、それぞれが適時適切に周知を図りたい展覧会等の情報を掲載することが可能となった。

### 3 研究活動の不正行為等

本学教員の研究活動における不正行為及び研究費の不正使用に対する防止対策の整備として、平成 19 年 9 月 25 日付けをもって「東京芸術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」を制定するとともに不正行為等の通報窓口（電話・FAX・電子メール）設置などについて、本学ウェブサイト（<http://www.geidai.ac.jp/guide/koueki.html>）にて広く公表している。

また、平成 20 年度より研究費の不正使用・研究活動の不正防止について補助金交付決定者を対象に説明会を毎年 1 回（平成 20 年 7 月 4 日（参加者 50 名）、平成 21 年 6 月 19 日（参加者 45 名））開催している。

さらに、平成 21 年度においては、本学構成員（本学の教職員及び学生）における芸術研究活動に際しての禁止行為や規則等の遵守から構成される「東京芸術大学における芸術研究活動に係わる行動規範」を策定した。

#### 東京芸術大学における芸術研究活動に係わる行動規範

国立大学法人東京芸術大学（以下「本学」という。）の構成員（本学の教職員及び学生）は、芸術諸分野における研究活動にあたり、以下に定める行動規範を遵守し、公正な態度をもって活動の遂行に努めなければならない。

- 1 本学構成員は、芸術が有するかけがえのない文化的・社会的価値を深く認識し、それらの活動に従事する者の信用を失墜せしめるような不正行為を厳につつしむと同時に、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 2 本学構成員は、その研究活動において、捏造、改ざん、盗用等、他者の権利を侵害する不正行為を行ってはならない。また、本学構成員は、このような不正行為があった場合にはただちにその是正に努めなければならない。
- 3 本学構成員は、本学における研究活動が運営費交付金等の公的資金によって支えられていることを十分に認識し、その使用にあたっては、関連する法令、通知、諸規則等を遵守しつつ、適正に使用しなければならない。
- 4 本学構成員は、個人の人格と自由を尊重し、その属性ならびに思想信条等による差別をしてはならない。また、研究上、教育上、職務上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

## 平成21年度 余裕金運用実績報告書

## ＜寄附金財源による運用＞

|        |     |
|--------|-----|
| ・国債    | 2億円 |
| ・地方債   | 3億円 |
| ・財投機関債 | 2億円 |
| ・金銭信託  | 2億円 |
|        | 9億円 |

| No.       | 運用形態(金融機関)            | (千円)<br>運用金額 | (年%)<br>利率 | (年%)<br>利回り | 購入<br>(購入)日 | 満期<br>(償還)日 | 21年度<br>受取利息 | 20年度末<br>未収利息など | 21年度末<br>未収利息 | H22償却減価法による<br>利息の処理 | (円)<br>21年度<br>財務収益 | 備考             |
|-----------|-----------------------|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------------|---------------|----------------------|---------------------|----------------|
|           |                       |              |            |             |             |             |              |                 |               |                      |                     |                |
| 有価証券・金銭信託 |                       |              |            |             |             |             |              |                 |               |                      |                     |                |
| 1         | 国債(5年)(日興コーポレート証券)    | 200,000      | 0.60       | 0.625       | H16.10.29   | H21.9.20    | 600,000      | 36,164          | 0             | 23,042               | 586,878             | H21.9.20で満期償還済 |
|           | 国債(20年)(大和証券)         |              | 2.10       | 2.038       | H21.9.24    | H41.9.20    | 2,100,000    | 46,027          | 126,575       | -45,269              | 2,135,279           | H21.9.24 新規    |
| 2         | 地方債(京都市・5年)(野村證券)     | 100,000      | 1.34       | 1.340       | H19.3.29    | H24.3.29    | 1,340,000    | 7,342           | 7,342         | 0                    | 1,340,000           |                |
| 3         | 地方債(千葉県・5年)(日興コーポラル)  | 100,000      | 0.60       | 0.980       | H19.12.19   | H22.9.24    | 600,000      | 9,863           | 9,863         | 350,544              | 950,544             |                |
| 4         | 地方債(長野県・5年)(日興コーポラル)  | 100,000      | 1.23       | 1.232       | H19.12.25   | H24.12.25   | 1,230,000    | 323,506         | 323,506       | 1,997                | 1,231,997           |                |
| 5         | 財投機関債(利付農林債・3年)(大和証券) | 100,000      | 1.50       | 1.120       | H21.3.24    | H24.1.27    | 1,500,000    | 28,767          | 258,904       | -368,161             | 1,361,976           |                |
| 6         | 財投機関債(商工債券・3年)(みずほバハ) | 100,000      | 1.15       | 1.150       | H21.3.27    | H24.3.27    | 1,150,000    | 12,602          | 12,602        | 0                    | 1,150,000           |                |
| 7         | 金銭信託(住友信託銀行)          | 100,000      | 0.76455    |             | H21.8.31    | H22.2.26    | 374,943      | 0               | 0             | 0                    | 374,943             | 信託期間終了         |
|           |                       |              | 0.60727    |             | H22.2.26    | H22.8.31    | 0            | 0               | 56,567        | 0                    | 56,567              |                |
|           |                       |              | 0.63636    |             | H21.9.30    | H21.12.30   | 158,650      | 0               | 0             | 0                    | 158,650             | 信託期間終了         |
| 8         | 金銭信託(住友信託銀行)          | 100,000      | 0.46273    |             | H21.12.30   | H22.3.31    | 115,300      | 0               | 0             | 0                    | 115,300             | 信託期間終了         |
|           |                       |              | 0.55727    |             | H22.3.31    | H22.9.30    | 0            | 0               | 1,526         | 0                    | 1,526               |                |
|           | 計                     | 900,000      |            |             |             |             | 9,168,893    | 464,271         | 796,885       | -37,847              | 9,463,660           |                |

## ＜一般財源による運用＞

|         |       |
|---------|-------|
| ・大口定期預金 | 4.1億円 |
| ・譲渡性預金  | 1億円   |
|         | 5.1億円 |

| No.          | 運用形態(金融機関)     | (千円)<br>運用金額 | (年%)<br>利率 | (年%)<br>利回り | 購入<br>(購入)日 | 満期<br>(償還)日 | 21年度<br>受取利息 | 20年度末<br>未収利息 | 21年度末<br>未収利息 | (円)<br>H22償却減価法による<br>利息の処理 | (円)<br>21年度<br>財務収益 | 備考  |
|--------------|----------------|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|-----------------------------|---------------------|-----|
|              |                |              |            |             |             |             |              |               |               |                             |                     |     |
| 大口定期預金・譲渡性預金 |                |              |            |             |             |             |              |               |               |                             |                     |     |
| 1            | 大口定期(あおぞら銀行)   | 310,000      | 0.86       |             | H20.10.14   | H21.4.14    | 1,483,923    | 1,020,410     | 0             | 0                           | 463,513             | 解約済 |
| 2            | 大口定期(みずほ銀行)    | 200,000      | 0.85       |             | H20.10.14   | H21.4.14    | 847,670      | 787,122       | 0             | 0                           | 60,548              | 解約済 |
| 3            | 大口定期(あおぞら銀行)   | 500,000      | 0.985      |             | H21.1.13    | H21.7.13    | 2,367,875    | 1,377,928     | 0             | 0                           | 989,947             | 解約済 |
| 4            | 大口定期(あおぞら銀行)   | 310,000      | 0.81       |             | H21.4.14    | H21.10.14   | 1,258,939    | 0             | 0             | 0                           | 1,258,939           | 解約済 |
| 5            | 大口定期(みずほ銀行)    | 200,000      | 0.49       |             | H21.4.14    | H21.10.14   | 491,342      | 0             | 0             | 0                           | 491,342             | 解約済 |
| 6            | 譲渡性預金(山口銀行)    | 500,000      | 0.545      |             | H21.7.13    | H22.1.13    | 1,373,698    | 0             | 0             | 0                           | 1,373,698           | 解約済 |
| 7            | 大口定期(関西シーバシ銀行) | 310,000      | 0.48       |             | H21.10.14   | H22.4.14    | 0            | 0             | 0             | 0                           | 688,963             |     |
| 8            | 大口定期(あおぞら銀行)   | 100,000      | 0.37       |             | H21.10.14   | H22.4.14    | 0            | 0             | 0             | 0                           | 171,314             |     |
| 9            | 譲渡性預金(三井住友銀行)  | 100,000      | 0.41       |             | H21.10.14   | H22.4.14    | 0            | 0             | 0             | 0                           | 189,835             |     |
|              | 計              | 510,000      |            |             |             |             | 7,823,447    | 3,185,460     | 1,050,112     |                             | 5,688,099           |     |
| 1            | 普通預金(ゆうちょ)     |              |            |             |             |             | 2,867        | 1,966         | 1451          |                             | 2,352               |     |
| 2            | 普通預金(みずほ)      |              |            |             |             |             | 39,501       | 14,207        | 3796          |                             | 29,090              |     |
| 3            | 普通預金(預り金)      |              |            |             |             |             | 6,108        | 16,173        | 5,247         |                             | 6,108               |     |
|              | 計              |              |            |             |             |             | 48,476       | 16,173        | 5,247         |                             | 37,580              |     |
|              | 総計             |              |            |             |             |             | 17,040,816   | 3,665,904     | 1,852,244     |                             | 15,189,309          |     |

(A)

(B)

(C)

(A)-(B)+(C)

(A)

(B)

(C)

(D)

(A)-(B)+(C)+(D)

## 【「平成20年度財務諸表」より抜粋】

多くの法人が、「病院、大学、法人共通」などとして部局ごとの財務分析を明らかにしていなかったが、本学では、平成16年度から下記の部局ごとの財務分析を行って財務諸表に記載している。

## (18) 開示すべきセグメント情報

(単位:円)

| 区 分      | 美術学部          | 音楽学部          | 映像研究科       | 附属図書館         | 大学美術館          |
|----------|---------------|---------------|-------------|---------------|----------------|
| 業務費用     |               |               |             |               |                |
| 業務費      | 2,792,707,883 | 2,099,820,964 | 619,821,391 | 140,920,690   | 312,481,410    |
| 教育経費     | 437,213,757   | 254,345,145   | 293,802,694 | -             | 82,628,082     |
| 研究経費     | 197,540,424   | 65,439,850    | 10,888,792  | -             | 2,852,288      |
| 教育研究支援経費 | -             | 646,000       | -           | 42,759,154    | 121,447,387    |
| 受託研究費    | 40,316,995    | 72,173,152    | 38,471,718  | -             | -              |
| 受託事業費    | 24,315,170    | 51,405,279    | 27,547,862  | -             | -              |
| 人件費      | 2,093,321,537 | 1,655,811,538 | 249,110,325 | 98,161,536    | 105,553,653    |
| 一般管理費    | 72,300,132    | 137,131,668   | 41,672,806  | 9,144,092     | 10,470,264     |
| 財務費用     | -             | -             | -           | 280,762       | -              |
| 雑損       | -             | -             | 340,215     | -             | -              |
| 小 計      | 2,865,008,015 | 2,236,952,632 | 661,834,412 | 150,345,544   | 322,951,674    |
| 業務収益     |               |               |             |               |                |
| 運営費交付金収益 | 1,689,201,278 | 1,176,755,184 | 404,571,094 | 142,859,404   | 257,221,264    |
| 学生納付金収益  | 985,785,537   | 797,823,112   | 82,039,574  | -             | -              |
| 受託研究等収益  | 40,609,427    | 74,354,203    | 42,398,548  | -             | -              |
| 受託事業等収益  | 24,331,031    | 52,002,089    | 27,350,155  | -             | -              |
| 寄附金収益    | 61,580,231    | 23,020,323    | 33,659,313  | 1,998,418     | 9,557,929      |
| 施設費収益    | 21,023,074    | 69,277,139    | -           | -             | -              |
| 補助金等収益   | 2,754,416     | -             | -           | -             | -              |
| 入場料収益    | -             | 10,633,000    | -           | -             | 27,299,770     |
| 講習料収益    | 12,597,100    | 3,874,600     | -           | -             | -              |
| 財務収益     | -             | -             | -           | -             | -              |
| 雑益       | 15,531,140    | 12,041,572    | 736,976     | 813,416       | 11,934,241     |
| 資産見返負債戻入 | 25,589,269    | 29,631,061    | 74,258,344  | 4,647,643     | 3,247,757      |
| 小 計      | 2,879,002,503 | 2,249,412,283 | 665,014,004 | 150,318,881   | 309,260,961    |
| 業務損益     | 13,994,488    | 12,459,651    | 3,179,592   | -26,663       | -13,690,713    |
| 土地       | -             | -             | -           | -             | -              |
| 建物       | 5,951,471,390 | 4,218,527,681 | 23,997,685  | 205,044,467   | 5,774,036,300  |
| 構築物      | -             | -             | -           | -             | -              |
| その他      | 259,468,268   | 126,168,571   | 295,826,869 | 2,393,602,557 | 4,287,096,211  |
| 帰属資産     | 6,210,939,658 | 4,344,696,252 | 319,824,554 | 2,598,647,024 | 10,061,132,511 |

## 資料7-2, 7-3

| 区 分      | 演奏芸術センター      | 言語・音声トレーニングセンター | 芸術情報センター    | 保健管理センター   | 附属音楽高等学校    |
|----------|---------------|-----------------|-------------|------------|-------------|
| 業務費用     |               |                 |             |            |             |
| 業務費      | 189,060,936   | 54,571,290      | 106,245,681 | 39,441,793 | 163,689,829 |
| 教育経費     | 190,010       | 3,358,423       | 8,019       | 7,870,152  | 22,651,130  |
| 研究経費     | 25,603,446    | 671,599         | 243,725     | 4,419,754  | 599,740     |
| 教育研究支援経費 | 72,482,678    | -               | 85,044,779  | -          | -           |
| 受託研究費    | -             | -               | -           | -          | -           |
| 受託事業費    | 3,882,150     | -               | -           | -          | -           |
| 人件費      | 86,902,652    | 50,541,268      | 20,949,158  | 27,151,887 | 140,438,959 |
| 一般管理費    | 4,946,458     | 280,389         | 4,785,366   | 17,272     | 3,041,625   |
| 財務費用     | -             | -               | 16,308,559  | -          | -           |
| 雑損       | -             | -               | -           | -          | -           |
| 小 計      | 194,007,394   | 54,851,679      | 127,339,606 | 39,459,065 | 166,731,454 |
| 業務収益     |               |                 |             |            |             |
| 運営費交付金収益 | 160,535,623   | 54,040,574      | 123,145,891 | 35,212,631 | 148,965,958 |
| 学生納付金収益  | -             | -               | -           | -          | 15,998,272  |
| 受託研究等収益  | -             | -               | -           | -          | -           |
| 受託事業等収益  | 3,887,011     | -               | -           | -          | -           |
| 寄附金収益    | 5,220,140     | 487,200         | -           | 284,542    | 2,230,015   |
| 施設費収益    | -             | -               | -           | -          | -           |
| 補助金等収益   | -             | -               | -           | -          | -           |
| 入場料収益    | 11,588,500    | -               | -           | -          | -           |
| 講習料収益    | -             | -               | 1,165,000   | -          | -           |
| 財務収益     | -             | -               | -           | -          | -           |
| 雑益       | 9,121,821     | -               | 1,873,280   | 4,857,375  | 204,246     |
| 資産見返負債戻入 | 418,792       | 323,905         | 1,226,045   | 490,009    | 8,963       |
| 小 計      | 190,771,887   | 54,851,679      | 127,410,216 | 40,844,557 | 167,407,454 |
| 業務損益     | -3,235,507    | -               | 70,610      | 1,385,492  | 676,000     |
| 土地       | -             | -               | -           | -          | -           |
| 建物       | 3,806,766,382 | 30,803,300      | 160,767,972 | 30,846,916 | 713,178     |
| 構築物      | -             | -               | -           | -          | -           |
| その他      | 732,566       | 801,834         | 81,309,243  | 5,853      | -           |
| 附属資産     | 3,807,498,948 | 31,605,134      | 242,077,215 | 30,852,769 | 713,178     |

| 区 分      | 小 計            | 法人共通           | 合 計            |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 業務費用     |                |                |                |
| 業務費      | 6,518,761,867  | 728,174,866    | 7,246,936,733  |
| 教育経費     | 1,102,067,412  | 91,438,179     | 1,193,505,591  |
| 研究経費     | 308,259,618    | 6,614,181      | 314,873,799    |
| 教育研究支援経費 | 322,379,998    | 3,989,904      | 326,369,902    |
| 受託研究費    | 150,961,865    | 3,366,609      | 154,328,474    |
| 受託事業費    | 107,150,461    | 1,366,743      | 108,517,204    |
| 人件費      | 4,527,942,513  | 621,399,250    | 5,149,341,763  |
| 一般管理費    | 283,790,072    | 239,842,913    | 523,632,985    |
| 財務費用     | 16,589,321     | 63,291         | 16,652,612     |
| 雑損       | 340,215        | 500            | 340,715        |
| 小 計      | 6,819,481,475  | 968,081,570    | 7,787,563,045  |
| 業務収益     |                |                |                |
| 運営費交付金収益 | 4,192,508,901  | 814,370,163    | 5,006,879,064  |
| 学生納付金収益  | 1,881,646,495  | -              | 1,881,646,495  |
| 受託研究等収益  | 157,362,178    | 3,366,609      | 160,728,787    |
| 受託事業等収益  | 107,570,286    | 1,366,743      | 108,937,029    |
| 寄附金収益    | 138,038,111    | 23,046,663     | 161,084,774    |
| 施設費収益    | 90,300,213     | 39,548,714     | 129,848,927    |
| 補助金等収益   | 2,754,416      | -              | 2,754,416      |
| 入場料収益    | 49,521,270     | -              | 49,521,270     |
| 講習料収益    | 17,636,700     | -              | 17,636,700     |
| 財務収益     | -              | 14,432,693     | 14,432,693     |
| 雑益       | 57,114,067     | 44,726,206     | 101,840,273    |
| 資産見返負債戻入 | 139,841,788    | 23,319,039     | 163,160,827    |
| 小 計      | 6,834,294,425  | 964,176,830    | 7,798,471,255  |
| 業務損益     | 14,812,950     | -3,904,740     | 10,908,210     |
| 土地       | -              | 37,356,800,000 | 37,356,800,000 |
| 建物       | 20,202,975,271 | 1,426,919,145  | 21,629,894,416 |
| 構築物      | -              | 856,623,876    | 856,623,876    |
| その他      | 7,445,011,972  | 3,646,437,591  | 11,091,449,563 |
| 帰属資産     | 27,647,987,243 | 43,286,780,612 | 70,934,767,855 |

(注)1. セグメントの区分方法

各学部(研究科を含みます。), 各教育研究施設等の組織別に区分し, 各セグメントに配賦しない業務損益(主に事務局の活動に係るもの)及び全学資産は「法人共通」に計上しております。

## (注)2. セグメントの区分方法の変更

セグメント区分については、従来、附属音楽高等学校は、「音楽学部」に含んで記載しておりましたが、詳細なセグメントに係る財務情報を開示する目的から、当事業年度より、「附属音楽高等学校」をセグメント区分として表示しております。当事業年度において、従来のセグメント区分によった場合のセグメント情報は次のとおりであります。

| 区 分  | 美術学部          | 音楽学部          | 映像研究科       | 附属図書館         | 大学美術館          |
|------|---------------|---------------|-------------|---------------|----------------|
| 業務費用 | 2,865,008,015 | 2,403,684,086 | 661,834,412 | 150,345,544   | 322,951,674    |
| 業務収益 | 2,879,002,503 | 2,416,819,737 | 665,014,004 | 150,318,881   | 309,260,961    |
| 業務損益 | 13,994,488    | 13,135,651    | 3,179,592   | -26,663       | -13,690,713    |
| 帰属資産 | 6,210,939,658 | 4,345,409,430 | 319,824,554 | 2,598,647,024 | 10,061,132,511 |

| 区 分  | 演奏芸術センター      | 言語・音声トレーニングセンター | 芸術情報センター    | 保健管理センター   | 小 計            |
|------|---------------|-----------------|-------------|------------|----------------|
| 業務費用 | 194,007,394   | 54,851,679      | 127,339,606 | 39,459,065 | 6,819,481,475  |
| 業務収益 | 190,771,887   | 54,851,679      | 127,410,216 | 40,844,557 | 6,834,294,425  |
| 業務損益 | -3,235,507    | -               | 70,610      | 1,385,492  | 14,812,950     |
| 帰属資産 | 3,807,498,948 | 31,605,134      | 242,077,215 | 30,852,769 | 27,647,987,243 |

| 区 分  | 法人共通           | 合 計            |
|------|----------------|----------------|
| 業務費用 | 968,081,570    | 7,787,563,045  |
| 業務収益 | 964,176,830    | 7,798,471,255  |
| 業務損益 | -3,904,740     | 10,908,210     |
| 帰属資産 | 43,286,780,612 | 70,934,767,855 |

(注)3. 帰属資産のうち「法人共通」の項目に含めた全学資産は43,286,780,612円であり、その主なものは、土地(37,356,800,000円)、構築物(856,623,876円)、投資有価証券(500,512,931円)、現金及び預金(2,727,146,988円)及び事務局所掌の建物(1,426,919,145円)であります。

(注)4. 損益外減価償却相当額、引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の各セグメント別の金額

| 区 分          | 美術学部         | 音楽学部         | 映像研究科     | 附属図書館       | 大学美術館       |
|--------------|--------------|--------------|-----------|-------------|-------------|
| 損益外減価償却相当額   | 286,227,463  | 200,558,320  | 4,866,388 | 12,417,484  | 245,462,874 |
| 引当外賞与増加見積額   | △ 20,409,286 | △ 14,572,507 | 1,106,969 | △ 1,075,429 | △ 1,208,893 |
| 引当外退職給付増加見積額 | △ 78,258,838 | △ 47,062,212 | 3,708,717 | 3,789,757   | 7,409,034   |

| 区 分          | 演奏芸術センター    | 言語・音声トレーニングセンター | 芸術情報センター  | 保健管理センター    | 附属音楽高等学校  |
|--------------|-------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|
| 損益外減価償却相当額   | 166,217,593 | 1,921,926       | 6,900,962 | 1,330,886   | -         |
| 引当外賞与増加見積額   | 2,333,205   | 8,654,041       | △ 49,917  | △ 1,088,763 | △ 95,855  |
| 引当外退職給付増加見積額 | 38,339,780  | 192,151         | 193,636   | 205,012     | 7,371,788 |

| 区 分          | 小 計          | 法人共通         | 合 計           |
|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 損益外減価償却相当額   | 925,903,896  | 148,223,560  | 1,074,127,456 |
| 引当外賞与増加見積額   | △ 26,406,435 | 1,066,713    | △ 25,339,722  |
| 引当外退職給付増加見積額 | △ 64,111,175 | △ 46,868,319 | △ 110,979,494 |

(注)5. 目的積立金の取り崩しを財源とする費用は、美術学部において35,835,501円、音楽学部において18,794,156円、映像研究科において47,418円、言語・音声トレーニングセンターにおいて383,218円、芸術情報センターにおいて2,886,112円、保健管理センターにおいて508,785円、附属音楽高等学校において3,053,534円、法人共通において4,133,688円発生しております。

## 【「平成20年度事業報告書」より抜粋】

## 5. 財務情報

## (1) 財務諸表の概況

## ① 主要な財務データの分析（内訳・増減理由）

ア. 貸借対照表関係  
（資産合計）

平成20年度末現在の資産合計は前年度比76百万円（0.1%）（以下、特に断らない限り前年度比・合計）増の70,934百万円となっている。

主な増加要因としては、現金及び預金が、未払金や寄附金の増加等により299百万円（12.3%）増の2,727百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、建物が、減価償却等により258百万円（△1.1%）減の21,629百万円となったことが挙げられる。

## （負債合計）

平成20年度末現在の負債合計は510百万円（8.1%）増の6,770百万円となっている。

主な増加要因としては、資産見返負債が、資産見返運営費交付金等の増により168百万円（5.4%）増の3,248百万円になったこと、未払金の増加により380百万円（30.0%）増の1,646百万円となったことなどが挙げられる。

また、主な減少要因としては、運営費交付金債務が、未使用額の減により165百万円（△52.3%）減の150百万円となったことなどが挙げられる。

## （純資産合計）

平成20年度末現在の純資産合計は434百万円（△0.6%）減の64,164百万円となっている。主な減少要因としては、資本剰余金が、損益外減価償却累計額の減少により369百万円（△4.7%）減の7,381百万円となったことが挙げられる。

イ. 損益計算書関係  
(経常費用)

平成20年度の経常費用は138百万円(1.8%)増の7,787百万円となっている。

主な増加要因としては、役員人件費が、理事の退職に伴い、50百万円(67.3%)増の124百万円となったこと、教員人件費が、退職教員の増加等により、205百万円(5.4%)増の3,998百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、雇用計画の見直等の減少により、職員人件費が前年度比105百万円(△9.2%)減の1,025百万円となったことが挙げられる。

(経常収益)

平成20年度の経常収益は44百万円(△0.5%)減の7,798百万円となっている。

主な増加要因としては、運営費交付金収益が、特別教育研究事業費等の増加に伴い306百万円(6.5%)増の5,006百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、授業料収益が、106百万円(△6.6%)減の1,483百万円になったこと、寄附金の受入の減少に伴い123百万円(△43.3%)減の161百万円となったこと、施設費収益が、66百万円(△33.8%)減の129百万円になったこと、入場料収入が、43百万円(△46.6%)減の49百万円になったことが挙げられる。

(当期総利益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除却損70百万円、目的積立金を使用したことによる目的積立金取崩額65百万円を計上した結果、平成20年度の当期総利益は145百万円(△95.5%)減の6百万円となっている。

ウ. キャッシュ・フロー計算書関係

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の業務活動によるキャッシュ・フローは426百万円(479.1%)増の516百万円となっている。

主な増加要因としては、運営費交付金収入が245百万円(△5.2%)増の4,914百万円となったこと、原材料、商品又はサービスの購入による支出が229百万円(12.5%)減の1,606百万円となったこと、人件費支出が210百万円(3.9%)減の5,054百万円になったことが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の投資活動によるキャッシュ・フローは467百万円(△132.2%)減の△113百万円となっている。

主な増加要因としては、有形固定資産の取得による支出が105百万円(11.0%)減の845百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、施設費による収入が517百万円(38.6%)減の821百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の財務活動によるキャッシュ・フローは1百万円(1.7%)増の△90百万円となっている。

主な増加要因としては、利息の支払額が9百万円(35.5%)減の17百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、リース債務の返済による支出が8百万円(12.5%)増の72百万円となったことが挙げられる。

エ. 国立大学法人等業務実施コスト計算書関係

(国立大学法人等業務実施コスト)

平成20年度の国立大学法人等業務実施コストは292百万円(4.2%)増の7,152百万円となっている。

主な増加要因としては、光熱水費の単価増に伴う一般管理費の増加に伴い、440百万円(8.9%)増の5,342百万円となったことが挙げられる。

(表) 主要財務データの経年表

(単位：百万円)

| 区分               | 16年度    | 17年度    | 18年度    | 19年度    | 20年度    |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資産合計             | 70,509  | 70,750  | 70,492  | 70,858  | 70,934  |
| 負債合計             | 10,837  | 5,584   | 6,313   | 6,260   | 6,770   |
| 純資産合計            | 59,672  | 65,166  | 64,178  | 64,598  | 64,164  |
| 経常費用             | 6,797   | 7,228   | 7,752   | 7,648   | 7,787   |
| 経常収益             | 6,903   | 7,373   | 7,810   | 7,842   | 7,798   |
| 当期総利益            | 115     | 142     | 56      | 152     | 6       |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 1,993   | 1,067   | 537     | 89      | 516     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 916   | △ 506   | △ 1,066 | 353     | △ 113   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | -       | △ 20    | △ 73    | △ 91    | △ 90    |
| 資金期末残高           | 1,077   | 1,616   | 1,014   | 1,365   | 1,677   |
| 国立大学法人等業務実施コスト   | 6,902   | 7,053   | 7,245   | 6,859   | 7,152   |
| (内訳)             |         |         |         |         |         |
| 業務費用             | 4,924   | 4,743   | 5,177   | 4,902   | 5,342   |
| 損益計算書上の費用        | 7,160   | 7,230   | 7,753   | 7,692   | 7,858   |
| (控除) 自己収入等       | △ 2,235 | △ 2,487 | △ 2,576 | △ 2,789 | △ 2,515 |
| 損益外減価償却等相当額      | 1,178   | 1,136   | 1,102   | 1,098   | 1,074   |
| 損益外減損損失相当額       | -       | -       | -       | -       | -       |
| 引当外賞与増加見積額       | -       | -       | -       | 7       | △ 25    |
| 引当外退職給付増加見積額     | △ 51    | △ 67    | △ 126   | 10      | △ 110   |
| 機会費用             | 851     | 1,240   | 1,091   | 841     | 872     |
| (控除) 国庫納付額       | -       | -       | -       | -       | -       |

## 【17年度】(会計方針の変更)

特別教育研究経費、特殊要因経費に充当される運営費交付金については、前事業年度において期間進行基準を採用していましたが、「運営費交付金債務の収益化における変更点等(通知)」(平成17年1月31日 文部科学省)において当事業年度以降における運営費交付金債務の収益化の取扱いが明記されたため、当事業年度より文部科学省の指定に従い、当該運営費交付金の一部について成果進行基準または費用進行基準に変更しております。

この変更による運営費交付金収益の額及び当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 【18年度】(会計方針の変更)

当事業年度より、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準(「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準の設定及び国立大学法人会計基準の改訂について」(国立大学法人会計基準等検討会議 平成17年12月22日)及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(文部科学省、日本公認会計士協会 平成19年3月1日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありませんが、資本剰余金は66千円減少しております。

## 【19年度】(会計方針の変更)

当事業年度より、国立大学法人会計基準(「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について(国立大学法人会計基準等検討会議 平成19年12月12日)及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(文部科学省、日本公認会計士協会 平成20年3月13日))を適用しております。

国立大学法人会計基準の改訂に伴う会計方針の変更と当該変更による財務諸表への影響は、次のとおりであります。

## 1. 引当外賞与増加見積額

当事業年度から財源措置が運営費交付金により行われるため引当金を計上していない賞与見積額を国立大学法人等業務実施コスト計算書に「引当外賞与増加見積額」として計上しております。これにより、前事業年度までの方法に比べて、業務実施コストが7,006千円増加しております。

## 2. 資本及び純資産

当事業年度の資本については純資産として表示しております。これによる損益への影響はありません。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、64,598,412千円であります。

## ② セグメントの経年比較・分析（内容・増減理由）

## ア．業務損益

国立大学法人は、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないことから、一般の営利企業とは異なり、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行っており、国立大学法人が中期計画に沿って想定された業務運営を行った場合は、運営費交付金等の財源措置が行われる業務についてはその範囲において基本的に損益が均衡となるような仕組みとなっている。

本学のセグメント情報における業務損益は、各セグメントに配分された収入及び支出予算に基づいて業務を行った結果、収入予算額に比して決算額が多額（少額）となったもの及び支出予算額に比して決算額が少額（多額）となったものを利益（損失）として認定し、各セグメントに計上している。

美術学部セグメントの業務損益は13百万円と、前年度比28百万円減（66.7%減）となっている。これは、検定料収入の減少などにより収入予算額に比して決算額が1百万円少額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が15百万円少額となったことが要因である。

音楽学部セグメントの業務損益は12百万円と、前年度比37百万円減（74.9%減）となっている。これは、授業料収入の増加などにより収入予算額に比して決算額が8百万円多額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が3百万円少額となったことが要因である。

映像研究科セグメントの業務損益は3百万円と、前年度比11百万円減（78.0%減）となっている。これは、経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が3百万円少額となったことが要因である。

附属図書館セグメントの業務損益は△0百万円と、前年度比2百万円減（101.0%減）となっている。これは、雑益の減により収入予算額に比して決算額0百万円少額となったことが要因である。

大学美術館セグメントの業務損益は△13百万円と、前年度比46百万円減（141.1%減）となっている。これは、展覧会の入場者数の減少などにより収入予算額に比して決算額が14百万円少額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が1百万円少額となったことが要因である。

演奏芸術センターセグメントの業務損益は△3百万円と、前年度比12百万円減（134.0%減）となっている。これは、演奏会の入場者数の減少などにより収入予算額に比して決算額が4百万円少額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が1百万円少額となったことが要因である。

言語・音声トレーニングセンターセグメントの業務損益は0円と、前年度比0百万円減（100%減）となっている。これは、収入及び支出予算額に比して決算額の増減がなかったものである。

芸術情報センターセグメントの業務損益は0百万円と、前年度比4百万円減（98.6%減）となっている。これは、これは、雑益の減により収入予算額に比して決算額0百万円少額となったことが要因である。

保健管理センターセグメントの業務損益は1百万円と、前年度比0百万円増（7.3%増）となっている。これは、雑益の増などにより収入予算額に比して決算額が0百万円多額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額0百万円少額となったことが要因である。

附属音楽高等学校セグメントの業務損益は0百万円となっている。これは、授業料収入の増加などにより収入予算額に比して決算額が0百万円多額となったことが要因である。

法人共通セグメントの業務損益は△3百万円と、前年度比39百万円減（111.0%減）となっている。

(表) 業務損益の経年表

(単位: 百万円)

| 区分              | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 美術学部            | △ 15 | 32   | 17   | 42   | 13   |
| 音楽学部            | 39   | 5    | △ 2  | 49   | 12   |
| 映像研究科           | -    | 14   | △ 0  | 14   | 3    |
| 附属図書館           | 0    | 0    | 0    | 2    | △ 0  |
| 大学美術館           | 12   | 6    | 29   | 33   | △ 13 |
| 演奏芸術センター        | 1    | 5    | 2    | 9    | △ 3  |
| 言語・音声トレーニングセンター | 0    | 0    | 0    | 0    | -    |
| 芸術情報センター        | 0    | 1    | 0    | 5    | 0    |
| 保健管理センター        | 0    | 0    | 0    | 1    | 1    |
| 附属音楽高等学校        | -    | -    | -    | -    | 0    |
| 法人共通            | 67   | 77   | 9    | 35   | △ 3  |
| 合計              | 106  | 144  | 57   | 193  | 10   |

## イ. 帰属資産

美術学部セグメントの総資産は6,210百万円と、前年度比93百万円の減(1.4%減)となっている。これは、建物が減価償却により前年度比84百万円の減(1.4%減)となったことが主な要因である。

音楽学部セグメントの総資産は4,344百万円と、前年度比78百万円の増(1.8%増)となっている。これは、耐震補強の工事により建物が前年度比93百万円の増(2.2%増)となったことが主な要因である。

映像研究科セグメントの総資産は319百万円と、前年度比9百万円の減(2.9%減)となっている。これは、建物附属設備が減価償却により前年度比5百万円の増(31.0%増)となったこと、工具、器具及び備品が減価償却により前年度比12百万円減(4.2%減)となったことが主な要因である。

附属図書館セグメントの総資産は2,598百万円と、前年度比24百万円の増(0.9%増)となっている。これは、図書が前年度比43百万円の増(1.9%増)となったことが主な要因である。

大学美術館セグメントの総資産は10,061百万円と、前年度比202百万円の減(1.9%減)となっている。これは、建物が減価償却により前年度比241百万円の減(4.0%減)となったことが主な要因である。

演奏芸術センターセグメントの総資産は3,807百万円と、前年度比166百万円の減(4.1%減)となっている。これは、建物が減価償却により前年度比166百万円の減(4.1%減)となったことが主な要因である。

言語・音声トレーニングセンターセグメントの総資産は31百万円と、前年度比2百万円の減(6.6%減)となっている。これは、建物が減価償却により前年度比1百万円の減(5.8%減)となったことが主な要因である。

芸術情報センターセグメントの総資産は242百万円と、前年度比65百万円の減(21.3%減)となっている。これは、工具器具備品が減価償却により前年度比59百万円の減(42.3%減)となったことが主な要因である。

保健管理センターセグメントの総資産は30百万円と、前年度比1百万円の減(5.9%減)となっている。これは、建物が減価償却により前年度比1百万円の減(5.9%減)となったことが主な要因である。

附属音楽高等学校セグメントの総資産は0百万円となっている。

法人共通セグメントの総資産は43,286百万円と、前年度比514百万円の増(1.2%増)となっている。これは、耐震補強の工事により建物が前年度比156百万円の増(12.3%増)となったこと、未払金の増加や寄附金の受入により現金預金を含む流動資産が前年度比441百万円の増(19.0%増)となったことが主な要因である。

(表) 帰属資産の経年表

(単位：百万円)

| 区分              | 16年度   | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度   |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 美術学部            | 7,142  | 6,521  | 6,239  | 6,304  | 6,210  |
| 音楽学部            | 4,272  | 3,789  | 3,638  | 4,265  | 4,344  |
| 映像研究科           | -      | 341    | 376    | 329    | 319    |
| 附属図書館           | 2,479  | 2,507  | 2,563  | 2,573  | 2,598  |
| 大学美術館           | 10,747 | 10,711 | 10,486 | 10,263 | 10,061 |
| 演奏芸術センター        | 4,591  | 4,387  | 4,181  | 3,974  | 3,807  |
| 言語・音声トレーニングセンター | 41     | 38     | 35     | 33     | 31     |
| 芸術情報センター        | 194    | 356    | 301    | 307    | 242    |
| 保健管理センター        | 28     | 26     | 34     | 32     | 30     |
| 附属音楽高等学校        | -      | -      | -      | -      | 0      |
| 法人共通            | 41,012 | 42,069 | 42,633 | 42,772 | 43,286 |
| 合計              | 70,509 | 70,750 | 70,492 | 70,858 | 70,934 |

## ③ 目的積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益6,743,550円のうち、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究の質の向上に充てるため、6,743,550円を目的積立金として申請している。

平成20年度においては、教育研究・組織運営改善積立金の目的に充てるため、71,914,211円を使用した。

## (2) 施設等に係る投資等の状況（重要なもの）

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等  
音楽学部5号館改修（工事費758百万円）
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充  
該当なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等  
該当なし
- ④ 当事業年度において担保に供した施設等  
該当なし

## (3) 予算・決算の概況

以下の予算・決算は、国立大学法人等の運営状況について、国のベースにて表示しているものである。

(単位：百万円)

| 区分      | 16年度  |       | 17年度  |        | 18年度  |       | 19年度  |       | 20年度  |       | 差額理由 |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
|         | 予算    | 決算    | 予算    | 決算     | 予算    | 決算    | 予算    | 決算    | 予算    | 決算    |      |
| 収入      | 7,097 | 7,073 | 9,702 | 14,445 | 8,060 | 8,527 | 8,148 | 9,219 | 8,508 | 8,847 |      |
| 運営費交付金  | 4,962 | 4,962 | 5,403 | 5,403  | 5,181 | 5,487 | 4,753 | 5,035 | 5,035 | 5,230 | (注1) |
| 補助金等収入  | 57    | 94    | 2,143 | 6,404  | 638   | 348   | 1,045 | 1,342 | 784   | 824   |      |
| 学生納付金収入 | 1,879 | 1,754 | 1,966 | 2,217  | 2,005 | 1,968 | 2,003 | 1,988 | 1,984 | 2,034 |      |
| その他収入   | 199   | 262   | 190   | 418    | 236   | 720   | 346   | 853   | 704   | 758   | (注2) |
| 支出      | 7,097 | 7,029 | 9,702 | 13,933 | 8,060 | 7,966 | 8,148 | 8,708 | 8,508 | 8,576 |      |
| 教育研究費   | 5,773 | 5,950 | 6,354 | 6,276  | 6,230 | 6,324 | 5,915 | 5,858 | 6,242 | 6,134 | (注3) |
| 一般管理費   | 1,180 | 890   | 1,127 | 927    | 1,144 | 894   | 1,034 | 950   | 1,041 | 1,187 |      |
| その他支出   | 144   | 187   | 2,221 | 6,731  | 716   | 745   | 1,198 | 1,899 | 1,224 | 1,254 |      |
| 収入-支出   | -     | 44    | -     | 511    | 0     | 560   | 0     | 510   | 0     | 270   | -    |

(注1) 補助金等収入については、施設整備費補助金が前年度より繰越となったため、予算金額に比して決算金額が多額となっております。また、予算段階では予定していなかった大学改革推進等補助金の交付を受けたため、予算金額に比して決算金額が多額となっております。

(注2) その他収入については、寄附金の獲得に努めたため、予算金額に比して決算金額が多額となっております。

(注3) その他支出については、(注2)に示した理由により予算金額に比して決算金額が多額となっております。

● 随意契約に係る情報公開の取組について

本学公式 Web サイト内に下記のページを設けて、情報公開を行っている。

(法定公開情報) <http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>

HOME > 大学案内 > 情報公開・個人情報保護 > 法定公開情報

大学案内  
**情報公開・個人情報保護**

法定公開情報

目次:

- ・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条の規定に基づき、公開する情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条の項目)
- ・ 国等による等の調達推進等に関する法律第7条及び第8条の規定に基づき、公開する情報
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第8条の規定に基づき、公開する情報
- ・ 国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、公開する情報
- ・ **公共調達の適正化についてに関して、公開する情報**
- ・ 更新履歴

※同ページ内、下方

**公共調達の適正化に関して、公開する情報**

- 公共調達の適正化に向けた取り組みについて
  - ◇ 平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
  - ◇ 随意契約見直し計画
- 東京芸術大学政府調達協定実施規則
- 東京芸術大学建設工事等随意契約実施要項
- 契約に係る情報の公表
  - ◇ 公共工事(競争入札)(随意契約)
  - ◇ 物品役務等(競争入札)(随意契約)

平成19年度資料編  
 資料7-3、7-4  
 として提出済み

今回、資料7-4、7-5  
 として提出(次頁以降)

[このページの上へ](#)

## 公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別         | 本学契約者の氏名、職名及び所在地                | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                   | 一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の要否） | 予定価格          | 契約金額          | 落札率     | 備考 |
|---------------------------|---------------------------------|------------|-------------------------------------|--------------------------|---------------|---------------|---------|----|
| 東京芸術大学美術館（旧館）照明器具その他改修工事  | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年2月10日 | 栄光電気株式会社<br>東京都港区虎ノ門5-8-4           | 一般競争入札                   | 5,145,000 円   | 4,935,000 円   | 95.91 % |    |
| 東京芸術大学美術学部中央棟第4講義室他空調設備工事 | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月3日  | ヤマケンビルテックサービス株式会社<br>山形県山形市北山形2-1-5 | 一般競争入札                   | 5,701,500 円   | 3,885,000 円   | 68.13 % |    |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟エレベーター設備改修工事 | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月24日 | 日本オーチス・エレベーター株式会社<br>東京都中央区晴海1-8-10 | 一般競争入札                   | 58,569,000 円  | 55,125,000 円  | 94.11 % |    |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟改修工事（1期）     | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月30日 | 株式会社小松原工務店<br>東京都豊島区南大塚2-2-14       | 一般競争入札<br>（簡易型総合評価落札方式）  | 252,735,000 円 | 177,450,000 円 | 70.21 % |    |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟改修電気設備工事（1期） | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月30日 | 斎藤電気工事株式会社<br>東京都荒川区東尾久3-20-10      | 一般競争入札<br>（簡易型総合評価落札方式）  | 142,590,000 円 | 91,350,000 円  | 64.06 % |    |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟改修機械設備工事（1期） | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月30日 | 日和総合設備株式会社<br>東京都豊島区東池袋2-32-22      | 一般競争入札<br>（簡易型総合評価落札方式）  | 317,835,000 円 | 228,900,000 円 | 72.01 % |    |
| 東京芸術大学美術学部附属古美術研究施設改修工事   | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月30日 | 株式会社尾田組<br>奈良県奈良市高畑町738-2           | 一般競争入札                   | 41,307,000 円  | 29,400,000 円  | 71.17 % |    |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟移動間仕切取設工事    | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年6月25日 | コマネー株式会社<br>石川県小松市工業団地1-9-3         | 一般競争入札                   | 38,230,500 円  | 35,490,000 円  | 92.83 % |    |

|                            |                                 |            |                               |        |              |              |         |  |
|----------------------------|---------------------------------|------------|-------------------------------|--------|--------------|--------------|---------|--|
| 東京芸術大学取手団地メディア教育棟太陽光発電設備工事 | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年6月29日 | 酒寄電気工業株式会社<br>茨城県つくば市国松1895   | 一般競争入札 | 30,754,500 円 | 24,990,000 円 | 81.25 % |  |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟屋根防水改修工事      | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年7月15日 | 株式会社正興<br>静岡県富士市厚原328-28      | 一般競争入札 | 10,042,200 円 | 9,450,000 円  | 94.10 % |  |
| 東京芸術大学美術学部中央棟第1講義室空調設備改修工事 | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年7月16日 | 株式会社泉屋工業所<br>東京都文京区小石川2-5-7   | 一般競争入札 | 54,169,500 円 | 42,525,000 円 | 78.50 % |  |
| 東京芸術大学音楽学部4号館4-308合奏室改修工事  | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年7月17日 | 株式会社東工務店<br>東京都荒川区東尾久3-9-15   | 一般競争入札 | 15,676,500 円 | 12,075,000 円 | 77.02 % |  |
| 東京芸術大学音楽学部4号館トイレ改修工事       | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年7月28日 | 丸市田中建設株式会社<br>東京都足立区千住仲町27-14 | 一般競争入札 | 12,841,500 円 | 11,938,500 円 | 92.96 % |  |
| 東京芸術大学音楽学部4号館トイレ改修機械設備工事   | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年7月31日 | 株式会社ビルドシステム<br>東京都港区白金3-11-12 | 一般競争入札 | 17,083,500 円 | 11,550,000 円 | 67.60 % |  |
| 東京芸術大学美術学部中央棟第1講義室改修工事     | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年8月3日  | 株式会社田村工務店<br>東京都三鷹市中原3-9-26   | 一般競争入札 | 21,273,000 円 | 16,800,000 円 | 78.97 % |  |
| 東京芸術大学美術館空調用自動制御設備改修工事     | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年8月25日 | 日本電技株式会社<br>東京都墨田区両国2-10-14   | 一般競争入札 | 10,815,000 円 | 7,875,000 円  | 72.81 % |  |
| 東京芸術大学美術学部中央棟第1講義室改修電気設備工事 | 東京芸術大学長 富田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年9月4日  | 株式会社ビルドシステム<br>東京都港区白金3-11-12 | 一般競争入札 | 10,521,000 円 | 7,245,000 円  | 68.86 % |  |

|                         |                                 |             |                                     |                         |               |              |         |  |
|-------------------------|---------------------------------|-------------|-------------------------------------|-------------------------|---------------|--------------|---------|--|
| 東京芸術大学美術学部絵画棟外壁塗装工事     | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年9月7日   | 多摩住宅サービス株式会社<br>東京都西東京市ひばりが丘3-1-24  | 一般競争入札                  | 13,545,000 円  | 6,541,500 円  | 48.29 % |  |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟改修ボイラー撤去工事 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年9月7日   | 春日解体工業株式会社<br>東京都足立区梅田7-15-4        | 一般競争入札                  | 13,377,000 円  | 11,340,000 円 | 84.77 % |  |
| 東京芸術大学中央棟等各室照明器具取替工事    | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年10月1日  | 株式会社昇電社<br>東京都江戸川区松江4-22-20         | 一般競争入札                  | 6,697,950 円   | 3,598,350 円  | 53.72 % |  |
| 東京芸術大学陳列館改修工事           | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年10月15日 | 株式会社中秀工業<br>東京都世田谷区池尻3-28-9         | 一般競争入札                  | 25,420,500 円  | 15,697,500 円 | 61.75 % |  |
| 東京芸術大学美術学部中央棟空調設備改修工事   | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年11月2日  | 金澤工業株式会社<br>長野県長野市大学中御所岡田町157-1     | 一般競争入札<br>(簡易型総合評価落札方式) | 105,367,500 円 | 79,590,000 円 | 75.53 % |  |
| 東京芸術大学赤レンガ2号館改修電気設備工事   | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年11月4日  | 株式会社昇電社<br>東京都江戸川区松江4-22-20         | 一般競争入札                  | 15,718,500 円  | 8,953,350 円  | 56.96 % |  |
| 東京芸術大学赤レンガ2号館改修機械設備工事   | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年11月4日  | ヤマケンビルテックサービス株式会社<br>山形県山形市北山形2-1-5 | 一般競争入札                  | 22,375,500 円  | 19,740,000 円 | 88.22 % |  |
| 東京芸術大学石神井寮寮室その他照明器具取替工事 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年12月15日 | 株式会社川見電気工事店<br>東京都板橋区赤塚5-1-2        | 一般競争入札                  | 5,093,550 円   | 2,877,000 円  | 56.48 % |  |
| 東京芸術大学附属図書館空調設備改修工事     | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成22年1月15日  | アサノダンレー株式会社<br>東京都墨田区堤通2-1-22       | 一般競争入札                  | 16,947,000 円  | 14,595,000 円 | 86.12 % |  |

|                         |                                 |            |                              |        |             |             |         |  |
|-------------------------|---------------------------------|------------|------------------------------|--------|-------------|-------------|---------|--|
| 東京芸術大学取手団地専門教育棟空調設備改修工事 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成22年1月21日 | 山田空調設備株式会社<br>茨城県土浦市高岡2390-1 | 一般競争入札 | 8,956,500 円 | 5,663,700 円 | 63.23 % |  |
|-------------------------|---------------------------------|------------|------------------------------|--------|-------------|-------------|---------|--|

## 公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 本学契約者の氏名、職名及び所在地                | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所            | 随意契約によることとした契約規則の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）                                     | 予定価格         | 契約金額         | 落札率     | 備考 |
|-------------------|---------------------------------|------------|------------------------------|---|--------------|--------------|---------|----|
| 東京芸術大学赤レンガ2号館改修工事 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年11月2日 | サネエス建設株式会社<br>東京都北区赤羽1-52-16 | 根拠条文：東京芸術大学契約規則第32条第1項第7号<br>理由：平成21年10月30日に入札を執行し、再度の入札に付しても落札者がなかったこと | 70,150,500 円 | 69,825,000 円 | 99.53 % |    |
|                   |                                 |            |                              |   |              |              |         |    |
|                   |                                 |            |                              |   |              |              |         |    |
|                   |                                 |            |                              |   |              |              |         |    |
|                   |                                 |            |                              |   |              |              |         |    |
|                   |                                 |            |                              |   |              |              |         |    |
|                   |                                 |            |                              |   |              |              |         |    |

## 公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）

| 物品役務等の名称及び数量           | 本学契約者の氏名、職名及び所在地                | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                           | 一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の要否） | 予定価格         | 契約金額         | 落札率      | 備考   |
|------------------------|---------------------------------|------------|---|--------------------------|--------------|--------------|----------|------|
| アニメーション映像編集収録システム一式    | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年2月6日  | 朝映産業株式会社<br>東京都中央区日本橋本町1-2-8                | 一般競争入札                   | 43,494,150 円 | 41,475,000 円 | 95.35 %  |      |
| 1号館講義室デスク・イス他一式        | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月9日  | 株式会社清和ビジネス<br>東京都中央区日本橋本町1-3-18             | 一般競争入札                   | 15,528,450 円 | 14,805,000 円 | 95.34 %  |      |
| アニメーション専攻MAシステム他一式     | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月9日  | 株式会社メディア・インテグレーション<br>東京都渋谷区神南1-9-2 大島ビル202 | 一般競争入札                   | 12,403,650 円 | 12,337,500 円 | 99.46 %  |      |
| 4Kカメラ一式                | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月10日 | 西華産業株式会社<br>東京都千代田区丸の内3-3-1                 | 一般競争入札                   | 6,734,700 円  | 6,706,350 円  | 99.57 %  |      |
| 証明書自動発行システム一式          | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月16日 | テクノバン株式会社<br>東京都港区芝浦2-4-1                   | 一般競争入札                   | 13,500,900 円 | 9,891,000 円  | 73.26 %  |      |
| L P ガス                 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月23日 | 大野産業株式会社<br>茨城県取手市小文間4694番地                 | 一般競争入札                   | 304.50円      | 303.45円      | 99.65 %  | 単価契約 |
| 東京芸術大学大学美術館他自動制御設備保全業務 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月27日 | 株式会社山武<br>東京都千代田区丸の内2-7-3                   | 一般競争入札                   | 8,123,850 円  | 8,010,450 円  | 98.60 %  |      |
| 東京芸術大学実験排水処理設備保全業務     | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月27日 | NECファミリーーズ株式会社<br>神奈川県川崎市中原区下沼部1753         | 一般競争入札                   | 8,505,000 円  | 8,505,000 円  | 100.00 % |      |

|                                    |                                 |            |                                      |        |              |              |         |      |
|------------------------------------|---------------------------------|------------|--------------------------------------|--------|--------------|--------------|---------|------|
| 東京芸術大学取手校地機械設備保全業務                 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月30日 | 国際警備株式会社<br>神奈川県横浜市中区山吹町1-1          | 一般競争入札 | 23,499,000 円 | 18,900,000 円 | 80.42 % |      |
| 東京芸術大学不活性ガス消火設備保全業務                | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月30日 | ヤマトプロテック株式会社<br>大阪府大阪市東成区深江北2-1-10   | 一般競争入札 | 7,906,500 円  | 2,800,350 円  | 35.41 % |      |
| 東京芸術大学構内エレベーター設備保全業務               | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月31日 | エス・イー・シーエレベーター株式会社<br>東京都台東区台東3-18-3 | 一般競争入札 | 15,390,900 円 | 6,211,800 円  | 40.36 % |      |
| 東京芸術大学絵画棟等エレベーター設備保全業務             | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年3月31日 | エス・イー・シーエレベーター株式会社<br>東京都台東区台東3-18-3 | 一般競争入札 | 7,236,600 円  | 6,039,600 円  | 83.45 % |      |
| 平成21年度 映画フィルム現像及び<br>ラッシュプリント制作他   | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年4月24日 | 株式会社IMAGACA<br>大阪府大阪市北区同心1-8-14      | 一般競争入札 | 10,786,125 円 | 10,208,500 円 | 94.64 % | 単備契約 |
| 「東京芸大シンフォニーオーケストラ<br>ドイツ公演」公演旅行 一式 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年6月1日  | 株式会社JTB首都圏<br>東京都千代田区丸の内3-4-2        | 一般競争入札 | 27,917,000 円 | 25,835,980 円 | 92.54 % |      |
| 芸術情報センターコンピュータシステム<br>一式           | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年7月6日  | NTTファイナンス株式会社<br>東京都港区芝浦1-2-1        | 一般競争入札 | 4,898,250 円  | 4,856,250 円  | 99.14 % | 単備契約 |
| 「異界の風景」会場管理業務 一式                   | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年8月25日 | (株)フクシ・エンタープライズ<br>東京都江東区大島1-9-8     | 一般競争入札 | 8,487,150 円  | 8,295,000 円  | 97.73 % |      |
| グランドピアノ (スタインウェイ&サン<br>ズ社製) 6台     | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年9月18日 | (株)松尾楽器商会<br>東京都千代田区有楽町1-5-1         | 一般競争入札 | 61,906,950 円 | 61,740,000 円 | 99.73 % |      |

|                         |                                 |             |  |        |              |              |         |  |
|-------------------------|---------------------------------|-------------|--|--------|--------------|--------------|---------|--|
| HDCAMレコーダー 1台           | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年10月13日 | 共信コミュニケーションズ(株)<br>東京都品川区北品川5-9-11               | 一般競争入札 | 6,450,150 円  | 4,994,850 円  | 77.43 % |  |
| 真空成形機 一式                | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年10月23日 | 墨田加工(株)<br>東京都葛飾区四つ木4-3-15                       | 一般競争入札 | 10,952,550 円 | 10,915,894 円 | 99.66 % |  |
| HD映像制作システム 一式           | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年11月4日  | 共信コミュニケーションズ(株)<br>東京都品川区北品川5-9-11               | 一般競争入札 | 13,730,850 円 | 10,920,000 円 | 79.52 % |  |
| 貴重資料のデジタル画像作成・登録 一<br>式 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年11月13日 | (株)インフォマージュ<br>東京都千代田区神田小川町2-6-14                | 一般競争入札 | 1,790,250 円  | 872,550 円    | 48.73 % |  |
| 講義デスク・イス                | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年11月26日 | (株)清和ビジネス<br>東京都中央区日本橋室町4-3-18                   | 一般競争入札 | 8,447,250 円  | 8,379,000 円  | 99.19 % |  |
| 移動観覧席他 一式               | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年12月4日  | (株)清和ビジネス<br>東京都中央区日本橋室町4-3-18                   | 一般競争入札 | 14,949,900 円 | 14,857,500 円 | 99.38 % |  |
| 業務用高解像度入出力装置            | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年12月9日  | 加賀ソルネット(株)<br>東京都千代田区外神田3-1-2-8住友<br>不動産秋葉原ビル10階 | 一般競争入札 | 13,731,900 円 | 13,650,000 円 | 99.40 % |  |
| 高信頼性映像アーカイブシステム 一式      | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年12月14日 | 加賀ソルネット(株)<br>東京都千代田区外神田3-1-2-8住友<br>不動産秋葉原ビル10階 | 一般競争入札 | 97,966,050 円 | 91,339,500 円 | 93.23 % |  |
| 3D CG制作システム             | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年12月22日 | ダイキン工業(株)<br>東京都新宿区西新宿2-6-1                      | 一般競争入札 | 11,471,250 円 | 11,340,000 円 | 98.85 % |  |

|                    |                                 |             |   |                  |              |              |         |  |
|--------------------|---------------------------------|-------------|---|------------------|--------------|--------------|---------|--|
| 可搬式映写機材等 一式        | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成21年12月22日 | 三友(株)<br>東京都渋谷区西神南1-8-11                          | 一般競争入札           | 7,945,950 円  | 6,704,250 円  | 84.37 % |  |
| 大型焼成用電気炉 一式        | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成22年1月8日   | 共栄セラミック(株)<br>石川県金沢市栗崎町5丁目17番地                    | 一般競争入札           | 11,131,050 円 | 10,290,000 円 | 92.44 % |  |
| 奏楽堂ハイビジョン収録システム 一式 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成22年1月18日  | パナソニック システムソリューションズ<br>ジャパン(株)<br>東京都港区浜松町1-17-14 | 一般競争入札<br>(総合評価) | 79,860,900 円 | 64,291,500 円 | 80.50 % |  |
| 奏楽堂音響システム 一式       | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成22年1月18日  | ヤマハサウンドシステム(株)<br>東京都中央区日本橋箱崎町41-12               | 一般競争入札<br>(総合評価) | 75,348,000 円 | 65,100,000 円 | 86.39 % |  |
| 高精細映像システム 一式       | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成22年1月27日  | 共信コミュニケーションズ(株)<br>東京都新宿区富久町10-5 新宿EAST<br>ビル3F   | 一般競争入札           | 33,271,350 円 | 30,387,000 円 | 91.33 % |  |
| 業務用録音機材 一式         | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成22年1月27日  | 三友(株)<br>東京都渋谷区西神南1-8-11                          | 一般競争入札           | 11,130,000 円 | 10,342,500 円 | 92.92 % |  |

公共調達品の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 物品役務等の名称及び数量                              | 本学契約者の氏名、職名及び所在地                | 契約を締結した日    | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                              | 随意契約によることとした契約規則の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)   | 予定価格         | 契約金額         | 落札率      | 備考 |
|---|---------------------------------|-------------|--|---|--------------|--------------|----------|----|
| 東京芸術大学監査契約                                | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成20年8月4日   | 新日本有限責任監査法人<br>東京都千代田区内幸町2-1-2-3<br>日比谷国際ビル    | 東京芸術大学会計通則第17条ただし書き及び東京芸術大学契約規則第32条第1項第1号による。   | 8,400,000 円  | 8,400,000 円  | 100.00 % |    |
| 「線の巨匠たち—アムステルダム歴史博物館所蔵素描・版画展—」外航貨物海上保険 一式 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成20年8月6日   | あいおい損害保険株式会社<br>東京都中央区日本橋3-1-6                 | 根拠条文：東京芸術大学契約規則第32条第1項第3号<br>理由：本展覧会に対し協力を受けるため   | 6,634,906 円  | 5,461,814 円  | 82.31 %  |    |
| 財務会計システム及び学納金システム 一式                      | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成20年9月18日  | 株式会社 Y. C. O.<br>東京都新宿区北新宿1-1-17 ウィ<br>ンド北新宿ビル | 東京芸術大学会計通則第17条ただし書き及び東京芸術大学契約規則第32条第1項第1号による。   | 14,175,000 円 | 12,600,000 円 | 88.88 %  |    |
| 「線の巨匠たち—アムステルダム歴史博物館所蔵素描・版画展—」作品借用料 一式    | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成20年10月20日 | 株式会社中日新聞社東京本社(東京新聞)<br>東京都千代田区内幸町2-1-4         | 東京芸術大学契約規則第32条第1項第1号<br>本展覧会出品作品に係る作品借用料支払代行分の支払のため   | -            | 8,020,221 円  | -        |    |
| 電気メッキ装置 EEJA Module-X装置設備更新               | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成20年12月11日 | 田中貴金属販売株式会社<br>東京都千代田区丸の内2-7-3                 | 根拠条文：東京芸術大学契約規則第32条第1項第11号<br>理由：既設装置(EEJA Module-X-A-C74)のうち、一部老朽化の著しい箇所(C74)のみの更新であるため、全体的な操作性等を考慮し既設装置と同じ製品を選択したものであり、同装置の製造者から、全ての販売手続きを委託されている者と契約したものである。 | 8,270,535 円  | 7,081,200 円  | 85.61 %  |    |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟改修設計業務(建築設備一式)               | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成20年12月15日 | 株式会社 T・S・G<br>東京都豊島区南大塚3-3-7-5                 | 根拠条文：東京芸術大学契約規則第32条第1項第1号<br>理由：東京芸術大学建設コンサルタント選定委員会で審議した結果に基づく委託であること(簡易公募型プロポーザル方式)   | 16,301,250 円 | 16,065,000 円 | 98.55 %  |    |
| 東京芸術大学美術学部絵画棟改修設計業務(建築一式)                 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園12-8 | 平成20年12月18日 | 株式会社教育施設研究所<br>東京都中央区日本橋本町3-4-7                | 根拠条文：東京芸術大学契約規則第32条第1項第1号<br>理由：東京芸術大学建設コンサルタント選定委員会で審議した結果に基づく委託であること(簡易公募型プロポーザル方式)   | 17,528,700 円 | 16,800,000 円 | 95.84 %  |    |

|                                 |                                  |            |  |   |              |              |          |      |
|---------------------------------|----------------------------------|------------|--|---|--------------|--------------|----------|------|
| 両国国技館大ホール及び付帯設備賃貸借料             | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園1-2-8 | 平成21年2月23日 | 財団法人日本相撲協会<br>東京都墨田区横綱1-3-28               | 根拠条文：東京芸術大学契約規則第32条第1項第1号<br>理由：学外試験場を探すにあたり、収容人数、照明設備、管理体制、交通機関等の条件を満たす唯一の会場として選定する。 | 5,454,750 円  | 5,433,750 円  | 99.61 %  |      |
| 「藝大アートテラ」運営業務委託                 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園1-2-8 | 平成21年3月30日 | 株式会社藝大Bion<br>東京都世田谷区三宿2-19-4              | 東京芸術大学会計通則第17条ただし書き及び東京芸術大学契約規則」第32条第1項第1号による。  | 12,959,472 円 | 11,844,000 円 | 91.39 %  |      |
| 財務会計システム及び学納金管理システムサポート一式       | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園1-2-8 | 平成21年3月31日 | 株式会社 Y. C. O.<br>東京都新宿区北新宿1-1-17 ウィント北新宿ビル | 東京芸術大学会計通則第17条ただし書き及び東京芸術大学契約規則」第32条第1項第1号による。  | 10,082,562 円 | 10,080,000 円 | 99.97 %  |      |
| ゼロックス電子複合機（賃借分）の保守契約 カラー 中高速複合機 | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園1-2-8 | 平成21年3月31日 | 富士ゼロックス株式会社<br>東京都港区六本木3-1-1               | 東京芸術大学会計通則第17条ただし書き及び東京芸術大学契約規則」第32条第1項第1号による。  | 6,260,331 円  | 6,260,331 円  | 100.00 % | 単備契約 |
| 東京芸術大学赤レンガ2号館耐震改修設計業務           | 東京芸術大学長 宮田 亮平<br>東京都台東区上野公園1-2-8 | 平成21年4月1日  | 有限会社万建築設計事務所<br>東京都港区芝浦2-14-8              | 根拠条文：東京芸術大学契約規則第32条第1項第1号<br>理由：東京芸術大学建設コンサルタント選定委員会で審議した結果に基づき委託であること（簡易公募型プロポーザル方式） | 7,308,000 円  | 7,245,000 円  | 99.13 %  |      |

## 随意契約見直し計画の実施状況

平成20年1月に作成した随意契約見直し計画に基づき、平成21年度に実施したことは、下記のとおりである。

### 記

(1) 総合評価方式の導入拡大

総合評価方式の導入拡大に向けて会計課内にプロジェクトチームを立ち上げ、一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、平成21年度においては、総合評価落札方式での一般競争入札を2件実施した。

(2) 複数年度契約の拡大

平成21年4月を始期とする複数年度契約は無かったが、新たに契約可能なものについての検討を行い、複数年度契約の拡大に努めた。

(3) 入札手続きの効率化

電子入札を21件実施し、入札手続きの効率化に努めた。

見直し計画に基づいて実施した事柄は以上であるが、予定価格が本学の随意契約可能金額（予定価格500万円未満）であっても、積極的に一般競争入札を実施した。

## 人件費削減実績

- ① 総人件費改革の基準となる平成17年度人件費予算相当額

**2,988百万円**

- ②平成17年度財務諸表附属明細書「(17) 役員及び教職員の給与の明細」  
に記載の承継職員分（人件費削減計画対象分）の給与

**2,922,751,185円**

**(2,923百万円)**

- ③平成18年度財務諸表附属明細書「(17) 役員及び教職員の給与の明細」  
に記載の承継職員分（人件費削減計画対象分）の給与

**2,896,071,554円**

**(2,897百万円)**

- ④平成19年度財務諸表附属明細書「(17) 役員及び教職員の給与の明細」  
に記載の承継職員分（人件費削減計画対象分）の給与

**2,821,824,397円**

**(2,822百万円)**

- ⑤平成20年度財務諸表附属明細書「(17) 役員及び教職員の給与の明細」  
に記載の承継職員分（人件費削減計画対象分）の給与

**2,786,691,440円**

**(2,787百万円)**

- ⑥平成21年度財務諸表附属明細書「(17) 役員及び教職員の給与の明細」  
に記載の承継職員分（人件費削減計画対象分）の給与

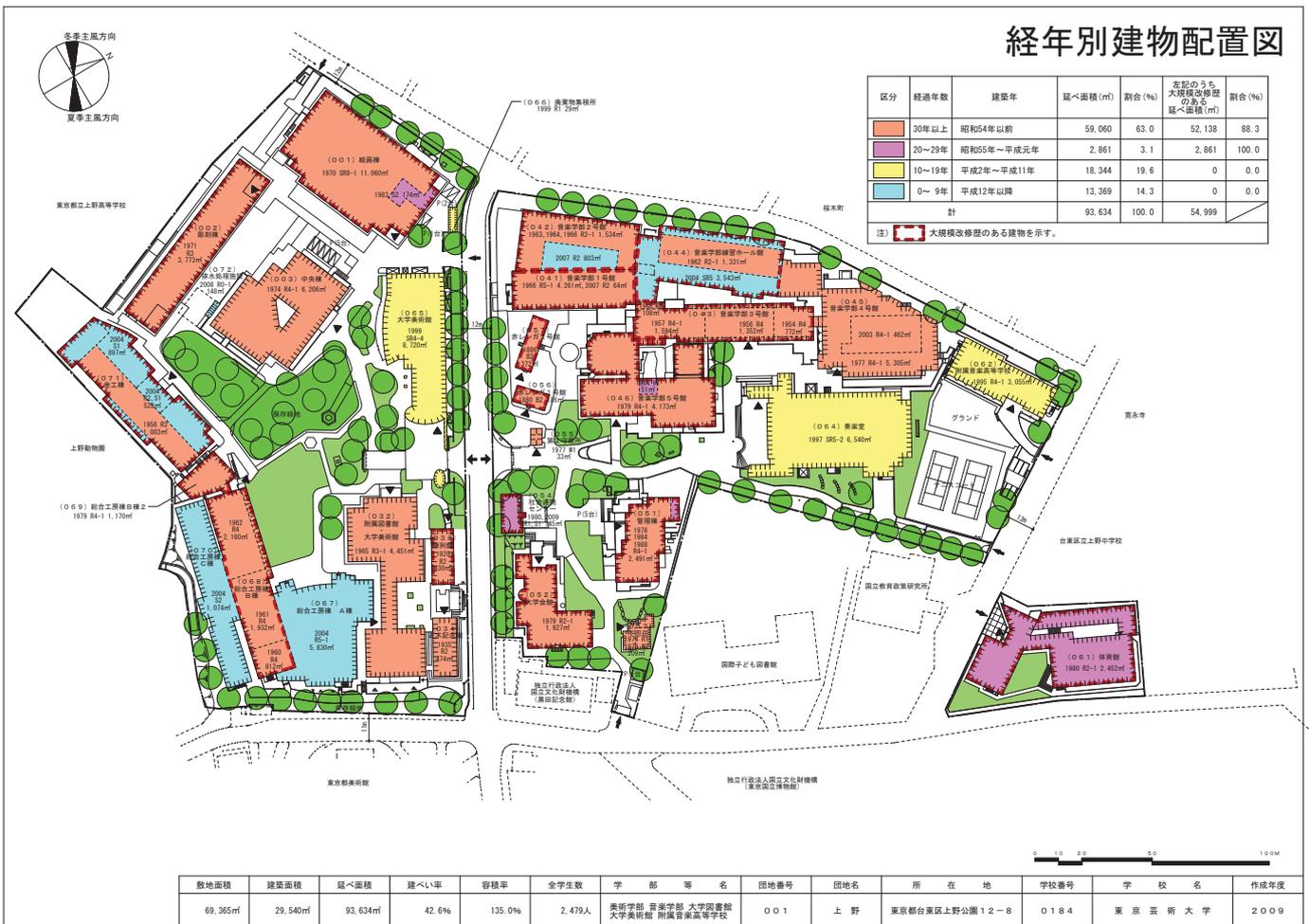
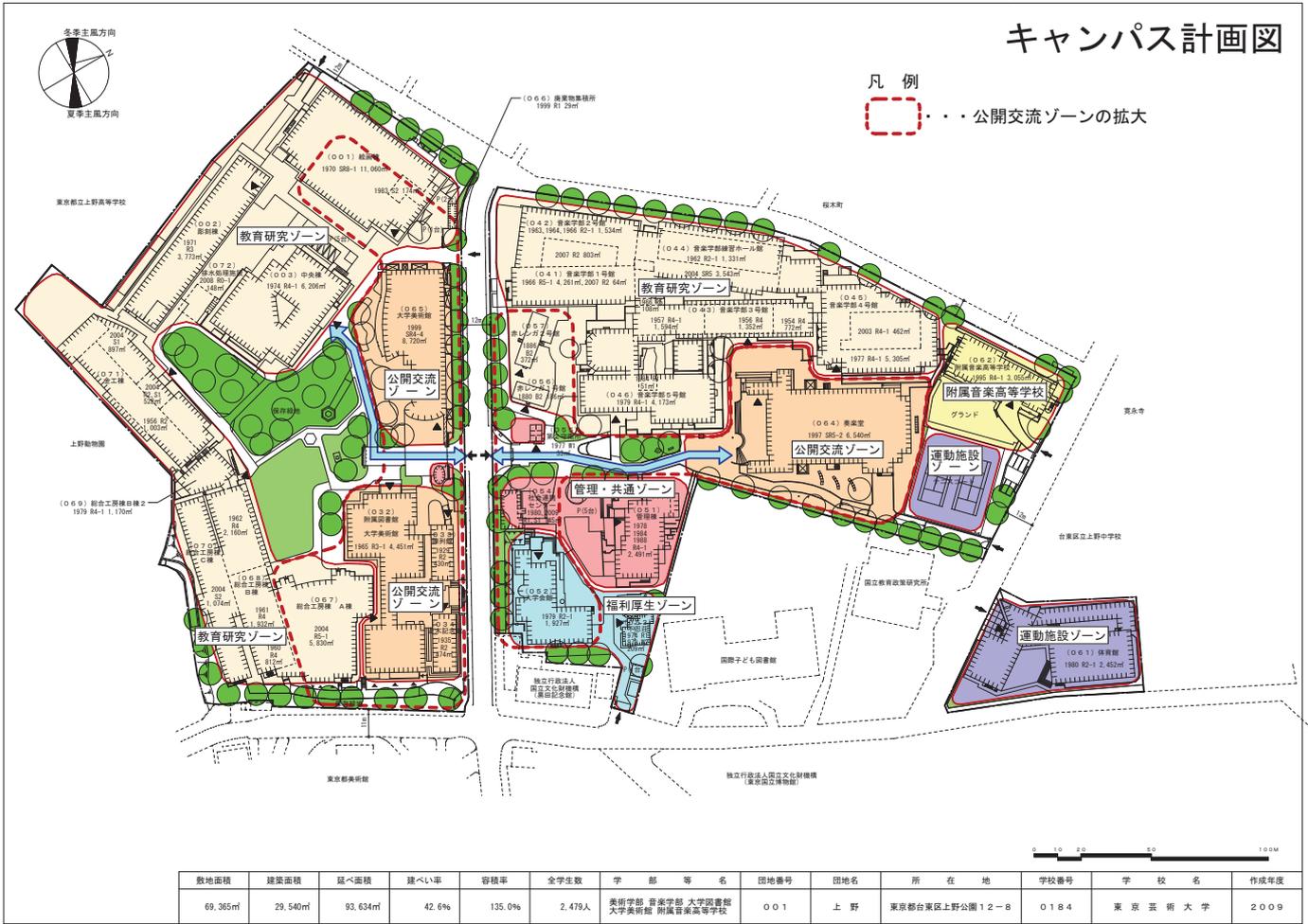
**2,676,160,944円**

**(2,677百万円)**

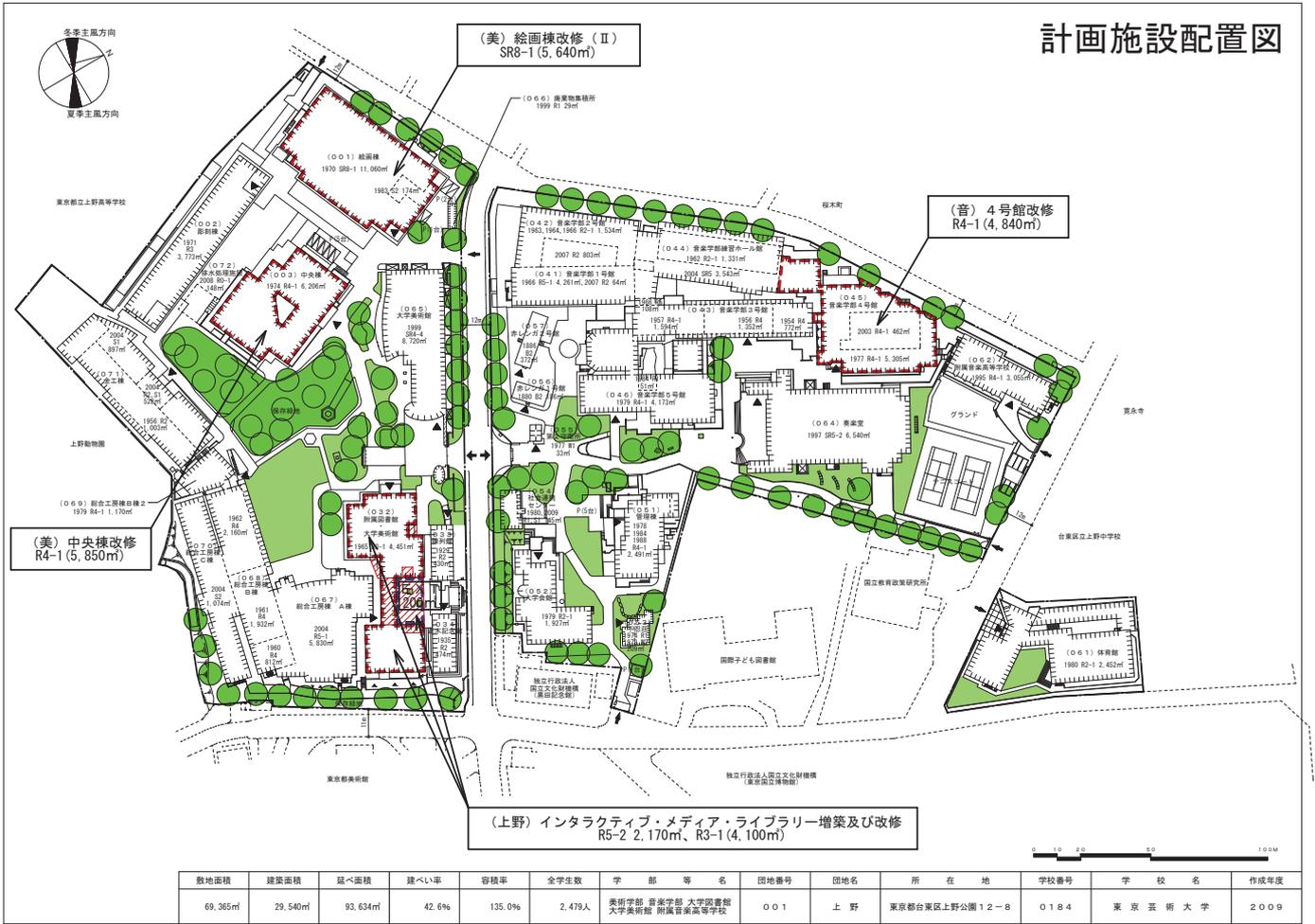
⑦平成21年度削減額（対平成17年度：②－⑥）

246,590,241円

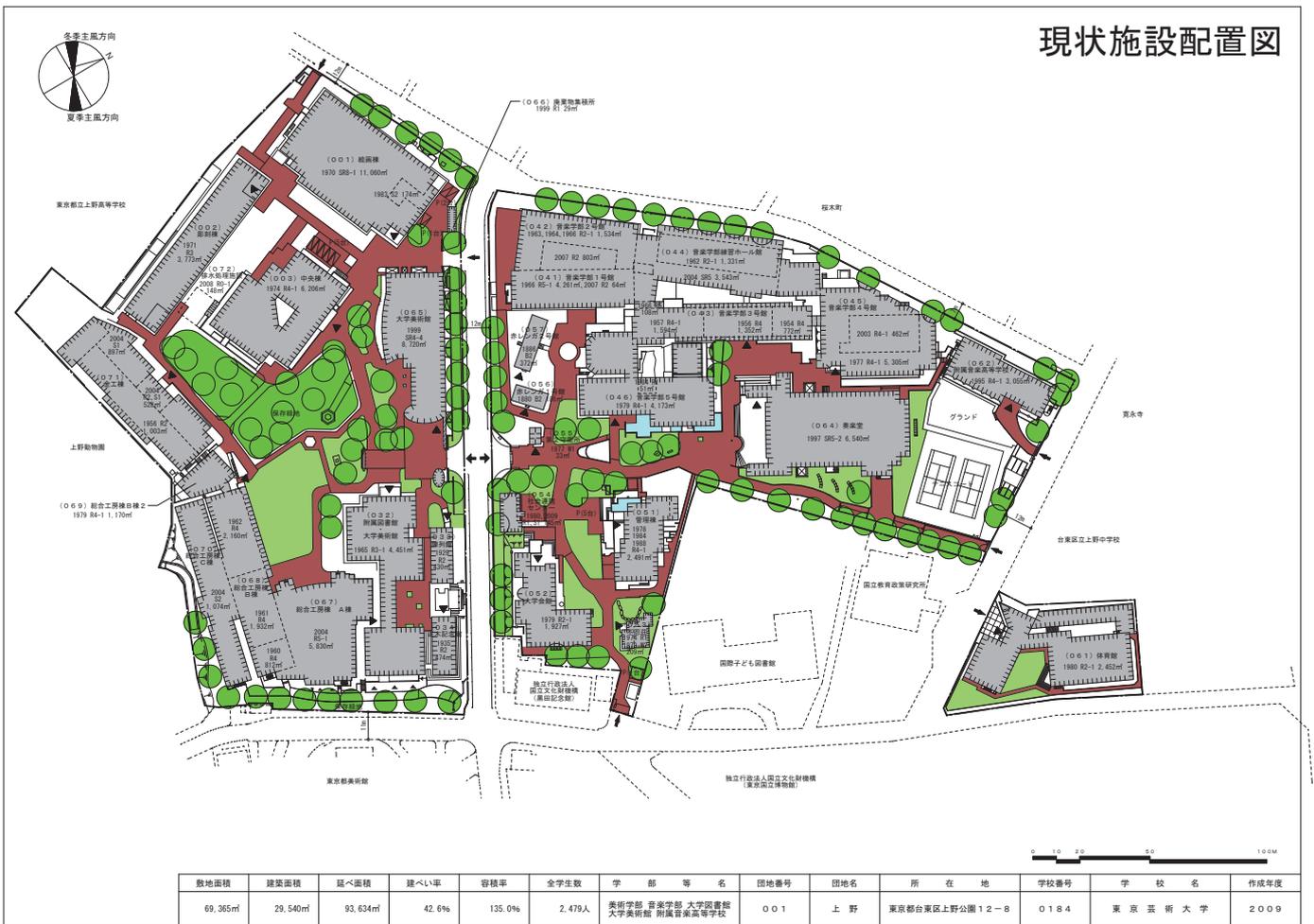
(246百万円)

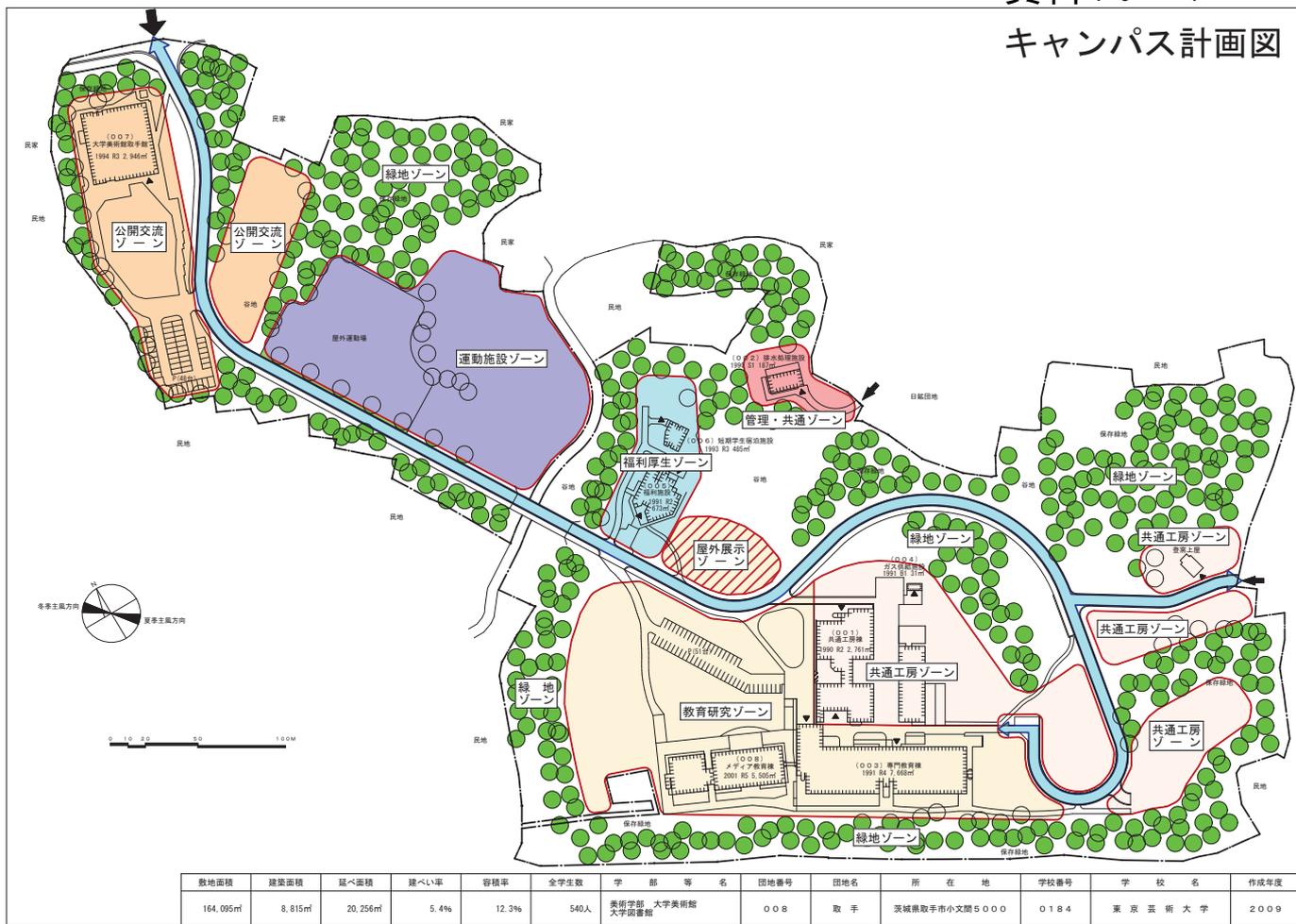


計画施設配置図



現状施設配置図

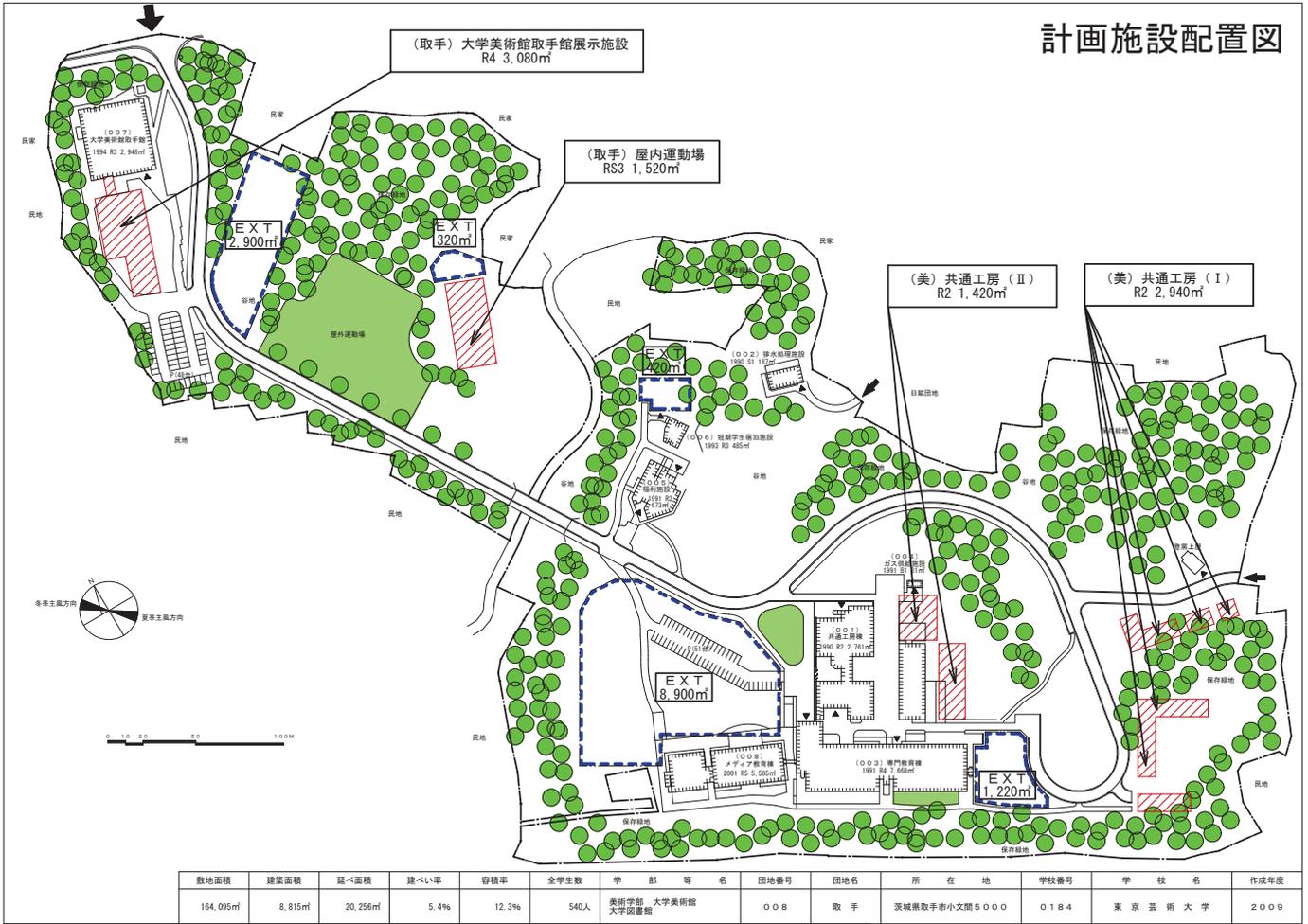




経年別建物配置図



計画施設配置図



現状施設配置図



21 芸施第 815 号  
平成 22 年 1 月 12 日

美術学部長  
音楽学部長 殿  
大学美術館長  
演奏芸術センター長

施設・環境部会長  
理事 三浦春政  
(公印省略)

平成 21 年度 施設の点検・評価に関する調査の結果による  
改善等の要請について(依頼)

「東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する内規」第 2 条に基づき実施いたしました施設の点検・評価に関する調査の結果、不具合指摘事項が確認された室等について報告いたします。

つきましては、別紙に記載された内容を確認し、下記の要領により改善内容等報告書(様式自由)を作成のうえ提出して下さい。

#### 記

1. 対象室等  
別紙の不具合指摘事項 一覧に記載されている室等
2. 記入内容(例)
  - ・調査時における使用状況、使用目的
  - ・点検、指導、改善等の実施・計画内容
  - ・その他特記事項
3. 提出先  
施設課企画係
4. 提出期限  
平成 22 年 1 月 29 日(金)

## 平成21年度 施設の点検・評価に関する調査について

1. 調査内容 施設課職員による現地調査（使用状況・使用目的等の確認）
2. 調査日 平成21年11月17日から30日
3. 不具合指摘事項 一覧

改善内容等報告書  
作成対象部局名

| 番号 | 不具合指摘事項                        | 棟名称     | 階数 | 室番号      | 室名          | 使用者      | 状況                                  |          |
|----|--------------------------------|---------|----|----------|-------------|----------|-------------------------------------|----------|
| 1  | 共用スペース使用申込書に記載された使用者又は使用目的が異なる | 中央棟     | 2  | 218      | 講師控室・国際交流室  | 美術学部     | 使用目的が講師控室・国際交流室から美術研究科リサーチセンターに変更   | 美術学部     |
| 2  |                                | 4号館     | 1  | 4-105    | 事務資料室       | 演奏芸術センター | 使用者が演奏芸術センターから弦楽に変更                 | 演奏芸術センター |
| 3  |                                | 4号館     | 1  | 4-119    | 準備室         | 音楽学部     | 使用目的が学生オーケストラ授業運営から音楽研究科リサーチセンターに変更 | 音楽学部     |
| 4  | 有効に活用されていない                    | 総合工房棟B棟 | 2  | B-208    | 大学院実習室      | 建築       | 使用目的が実習室から資料室に変更                    | 美術学部     |
| 5  |                                | 総合工房棟B棟 | 2  | B-209    | 大学院実習室      | 建築       | 使用目的が実習室から資料室に変更                    | 美術学部     |
| 6  |                                | 正木記念館   | 1  | 101A     | 展示室         | 大学美術館    | 年間の展示期間が短い                          | 大学美術館    |
| 7  | 総合工房棟A棟                        | 総合工房棟A棟 | B1 | A-005    | 暗室          | 建築       | 室前（通路）に作品・材料があり入室不可                 | 美術学部     |
| 8  |                                | 総合工房棟A棟 | B1 | A-006    | 準備室         | 建築       | 室前（通路）に作品・材料があり入室不可                 | 美術学部     |
| 9  |                                | 総合工房棟B棟 | 3  | B-317    | リフレッッシュコーナー | 美術学部     | 資材等あり                               | 美術学部     |
| 10 | 3号館、5号館                        | 3号館、5号館 | 1  |          | 外部通路（ホール外）  |          | 清掃用具等あり（1-1-7に移動）                   | 音楽学部     |
| 11 |                                | 4号館     | B1 |          | 廊下          | 音楽学部     | 機材・楽器等あり                            | 音楽学部     |
| 12 |                                | 4号館     | R  |          | 階段室         | 音楽学部     | 機材・楽器等あり                            | 音楽学部     |
| 13 | 機材や材料等により、遊離・通行に支障がある          | 総合工房棟A棟 | 2  |          | オーブンデッキ     | 美術学部     | 作品・材料等あり                            | 美術学部     |
| 14 |                                | 総合工房棟A棟 | 5  |          | 廊下          | 美術学部     | 機材・材料等あり                            | 美術学部     |
| 15 |                                | 総合工房棟B棟 | 2  |          | 廊下          | 美術学部     | 作品・材料等あり（廊下で制作）                     | 美術学部     |
| 16 | メディア教育棟                        | 1       |    | 外部（階段室外） | 美術学部        | 作品あり     | 美術学部                                |          |

H21年度 維持管理マップの作成について(説明)

平成21年度支出予算(案)及び平成21年度修繕工事等要望書(部局提出予定)に基づき本年度の各所修繕工事採択事業評価を行うことになる。各所修繕工事採択事業評価を行うに当たって、学内で諮られた中長期的な修繕計画(主なキャンパス全体)を策定し実施する必要がある。このことから各団地の建物や外構などについての維持管理状況調査を実施し、維持管理マップ(H20年度)の見直しを行った。また、策定した中長期的な修繕計画の見直しについては、劣化度の進んでいる古い建物を多く有することから概ね1年程度のサイクルで行うこととした。維持管理マップ評価項目は、漏水や外壁剥落等直に危険性が保われるものや生活環境に係わるトイレ、安全の係わる避難設備、ELV、設備関係を含む10項目に区分し、評価は、①非常に良好な状態、②多少の問題はあるが、改善の必要はない、③問題あり、対応が必要、④調査対象施設無し(×印)として評価した。評価対象団地は、借入団地4団地を含む11団地全てについて調査を行うこととした。建物全体の評価基準は、評価10項目の過半を占める評価結果により判断した。

○維持管理マップ評価項目

- 1 屋根(防水、トシ状況)
- 2 外壁(剥離、爆裂、汚れの状態)
- 3 外部建具(作動状態)
- 4 内装(床、壁、天井仕上げ材の状態、内部建具の作動状態)
- 5 トイレ(内装と器具類の汚れ、破損、換気、照明の状態)
- 6 避難設備(消防設備、避難階段、避難器具等の状態)
- 7 ELV(身障者対応、汚れの状態)
- 8 設備共通(電気設備関係、給排水管、設備関係等の状態)
- 9 バイヤリー(スロープ、自動扉、トイレ、ELV、通路幅の確保)
- 10 その他

○評価結果報告

上野校地 280 棟 一部の老朽建物を除けば良好に維持管理されている

- ① 19.679% 耐震改善に併せた整備により非常に良好な状態にある
- ② 7.71% 現在、1棟水回り改善要望あり
- ③ 7.250% 現在、3棟耐震改修により改善、1棟模様替により遮音改善

取手校地 110 棟 団地全体としては良好に維持管理されている

- ① 2.182% 新しい建物であることから良好な状態にある
  - ② 9.818% 建設後10年以上経過し使用上不具合が生じ始めた
  - ③ 0.00% 新しく造成整備された団地であることから改善対象建物は無い
- 全団地 500 棟 上野、奈良、那須団地以外は良好に維持管理されている
- ① 24.480% 計画的に修繕計画が成された建物は良好に維持されている
  - ② 19.380% 維持管理されているが一部不具合のある建物がある
  - ③ 7.140% 改善の必要な建物は上野団地に多くある

本学においては、上記調査により ③に区分した1.5割程度の建物を中長期的な修繕計画及び実施を行わなければならない。②に区分した4割の多少の問題のある建物については問題点の改善と現状維持を目指す維持管理が求められている。また、プリメンテナンス(予防保全)を十分に意識した修繕計画とすることで、今後の維持管理費削減に配慮したものとす。

維持管理マップ作成後の検討

○上野校地

上野校地には、100年建築を目指して設計施工された奏楽堂と大学美術館があり最近整備された美術学部の総合工房棟A、C棟と音楽学部2号館、練習ホール館の4棟の他、耐震補強により機能改善整備が行われた美術学部の総合工房棟B棟金工棟、彫刻棟と音楽学部1号館、2号館及び赤レンガ1号館の6棟が、合わせて、音楽学部附属高校校舎と正木記念館の2棟については良好に維持管理されている建物と言える。現在平成19年度補正予算で耐震改修を行った建物は、音楽学部5号館、体育館、管理棟、総合工房B棟の4棟であり改善の必要な箇所はこの工事で整備された。既設車庫は、社会連携センターとし改修整備したことで良好な建物となった。給水棟、陳列館、赤レンガ2号館は平成20年度施設整備補正予算により耐震改修予算が確保され今年度から整備する計画である。大学会館、附属図書館、美術学部中央棟、音楽学部4号館の4棟については改善の必要な箇所が多いことから計画的に改善計画を立てて整備する必要がある。不忍荘、守衛所の2棟については木造建物であり定期的な点検と維持管理により対応する必要はある。平成20年度に守衛所屋根の一部を修繕している。

○取手校地

取手校地は、約21年前に造成整備された新しい団地で建物も新耐震設計の建物であることから多少の問題があるが大規模な改善の必要性は認められない施設である。20年を経過した建物の屋根や外壁の一部に劣化等が生じており大規模改善を行うことにならぬ様に維持管理をする必要がある。最近施行されたハートビル法に配慮した設計が成されていない7棟についての改善が求められる。

○奈良団地

奈良団地の建物は、約37年前に建設され32年前に一部鉄骨造の食堂が増築された短期学生宿泊施設と古美術研究施設が含まれる建物である。屋根防水の劣化により10年以上前に防水改修が成されたがその後の老朽化により軒先などから漏水が生じている現況にあり改善を要する建物である。特に、トイレ、防水、宿泊室を中心に改修要望がある。このことから平成20年度補正予算と部局配分予算により耐震改修とトイレ改修整備を行う計画である。耐震改修の他、トイレ、宿泊室を含む機能改善を行う計画とする。また、更に、予算確保が許されるならば研究施設の充実と個室対応の宿泊室を整備するため車庫を取り壊し跡地に宿泊スペースを確保し既存の建物は研究室に利用する計画がある。PFIなどの外部資金を利用した施設整備手法もこの後考慮PFIなどの外部資金を利用した施設整備手法も今後考慮する必要がある。

○上石神井団地

上石神井団地は、約34年前に建設された学生寄宿舎である。屋根防水等の改修後10年以上を経過していることから漏水など不具合が生じ始めている。給食を廃止したため厨房の什器を処分し空き部屋の有効利用を図る必要がある。寄宿舎の維持管理については、一部学生自ら行う必要があるが、経費を掛け、外部に委託維持管理を行うことでより学生サービスの行き届いた健全な寄宿舎運営を行う方向で検討が成されている。外部資金等を利用し、上野校地と取手校地から利用可能な宿舍施設の整備を検討する必要がある。

○駒込団地

駒込団地は、約39年前に建設された音楽学部外人言舎(現在は宿舍)である。屋根防水等の改修後10年以上を経過していることから漏水など不具合が生じ始めている。宿舍は、家族棟4戸を有し音楽学部とも地理的に近い関係にあることから施設の有効利用を図る必要がある。

施設の使用機器が古く長期利用者以外は、民間の施設を利用しているのが現状である。

○那須団地

那須団地は、約26年前に建設された短期学生宿舎施設である。こから平成20年度営繕改修費により屋根葺き材をガルバリウム鋼板葺き改修とした。内装床の塗装劣化箇所は部分修繕とした。宿泊室の漏水・結露等による汚損が生じ始めており健全に維持管理されて居ない箇所は部分修理とする。

○松戸団地

松戸団地は、約13年前に建設された国際交流施設である。利用者は留学生と一部千葉大学生(当時の土地提供大学)が利用しており基準特別として練習室(ピアノ)とアトリエを持つ施設である。建設後11年程の経過年数であることから健全な建物であり、今後も健全な維持管理が望まれる。居室の一部に室内加湿を行ったために生じる結露によるカビが発生している箇所が生じている。部屋の利用方法についての適切な指導を行う必要がある。利用がまた、国の留学生30万人受け入れ政策に対応し増築計画があり敷地の利用が望まれている。増築希望個数は15戸分である。

○横浜1団地

横浜1団地は、約80年前に建設された古い建物をリニューアル後横浜市内から貸与された馬車道校舎であり、非常に良好な状態にある建物である。校舎として建設された建物ではないため階段の踊り場設置不足など幾つか不具合があるが大学院生クラスの者が利用することから問題視していない。法的な維持管理は横浜市が行い、利用上の改善や軽微な維持管理を横浜校地事務室が行っている状況にある。

○横浜2団地

横浜2団地は、約83年前に建設された古い鉄骨造建物をリニューアルしたスタジオと2年前にスタジオとして整備され横浜市内から貸与された新港校舎であり、多少の問題点としては、港の汽笛、屋根の雨音等と言った外部からの騒音が入り込むことが大きな問題となっている。法的な維持管理は横浜市が行い、利用上の改善や軽微な維持管理を横浜校地事務室が行っている状況にある。

○横浜3団地

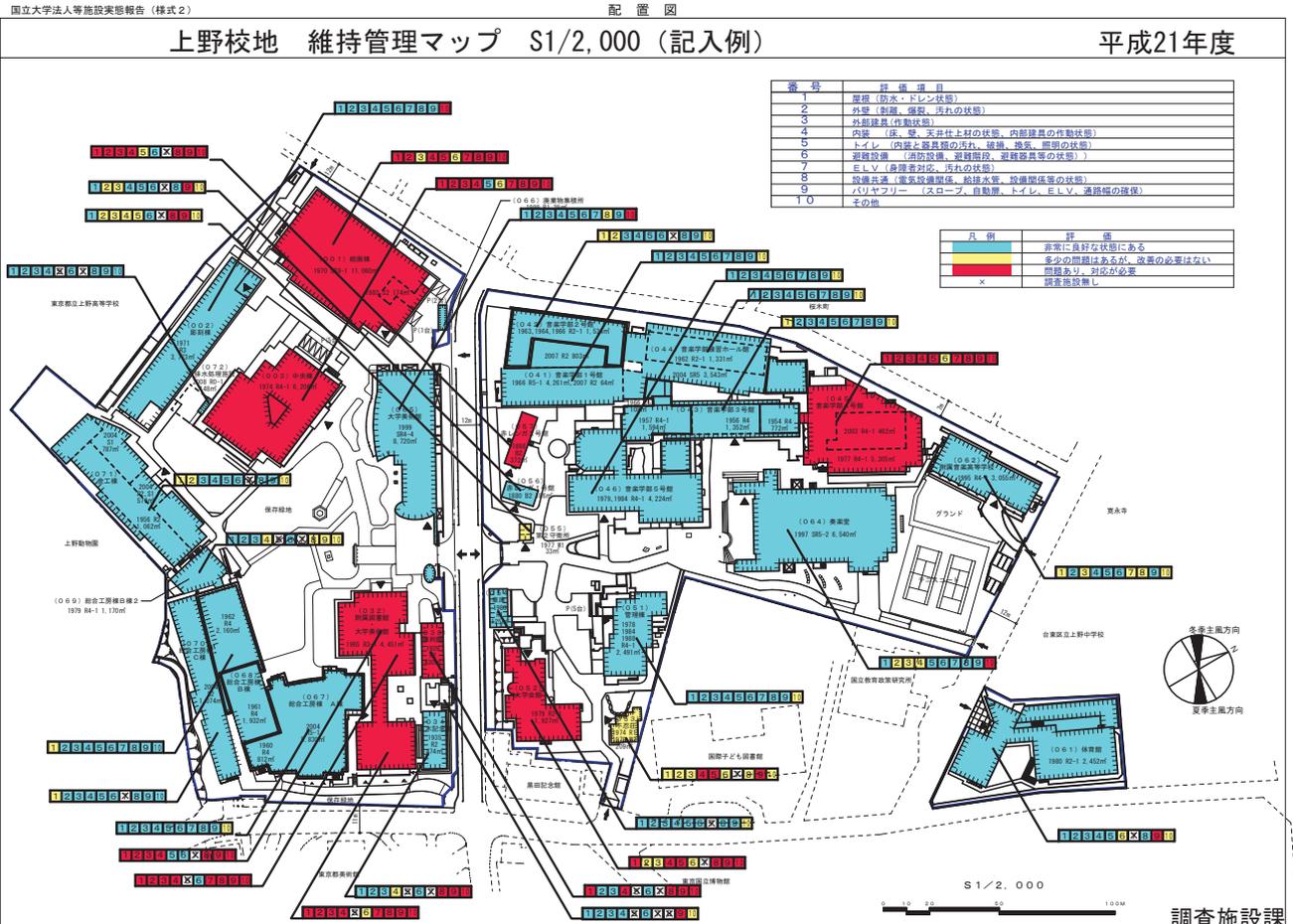
横浜3団地は、約38年前に建設されたRC5階建ての3階をリニューアル後横浜市内から貸与された万国橋校舎であり多少の問題はあるが大規模改善の必要のない施設である。校舎として建設が成された建物ではないため利用上の不具合や窓建具が老朽化しているため強風雨時に窓枠等から漏水し研究に支障を来す状況にある。漏水対応と耐震改修は横浜市側に申し入れを行い改善を求めている。法的な維持管理は横浜市が行い利用上の改善や軽微な維持管理を横浜校地事務室が行っている状況にある。

○千住校地

千住校地は、約23～52年前に建設され耐震改修が成された建物と3年前にスタジオ・講義室を含む校舎として整備された後東京都足立区から貸与された千住校舎であり、非常に良好な状態にある建物である。法的な維持管理は足立区が行い利用上の改善や軽微な維持管理を千住校地事務室が行っている状況にある。

上野校地 維持管理マップ S1/2,000 (記入例)

平成21年度



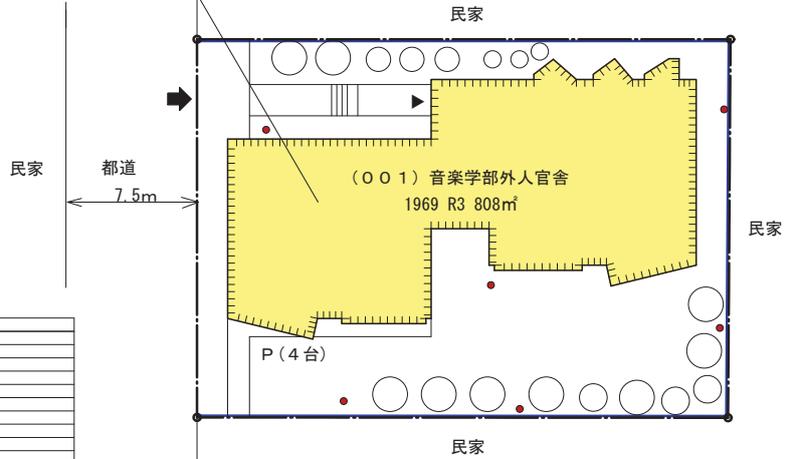


駒込団地 維持管理マップ S1/300

平成21年度

1 2 3 4 5 6 X 8 9 10

(第一種低層住居専用地域)  
(準防火地区)



| 番号 | 評価項目                               |
|----|------------------------------------|
| 1  | 屋根(防水・ドレン状態)                       |
| 2  | 外壁(剥離・亀裂・汚れの状態)                    |
| 3  | 外部建具(作動状態)                         |
| 4  | 内装(床・壁・天井仕上材の状態、内部建具の作動状態)         |
| 5  | トイレ(内装と器具類の汚れ、破損、換気、照明の状態)         |
| 6  | 避難設備(消防設備、避難階段、避難器具等の状態)           |
| 7  | E.L.V.(身障者対応、汚れの状態)                |
| 8  | 設備共通(換気設備関係、給排水管、設備関係等の状態)         |
| 9  | バリアフリー(スロープ、自動扉、トイレ、E.L.V.、通路幅の確保) |
| 10 | その他                                |

| 凡例  | 評価                 |
|---|--------------------|
| <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> | 非常に良好な状態にある        |
| <span style="background-color: #FFFFE0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> | 多少の問題はあるが、改善の必要はない |
| <span style="background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> | 問題あり、対応が必要         |
| X   | 調査施設無し             |



S1/300  
0 5 10 20M

| 敷地面積 | 建築面積 | 延べ面積 | 建ぺい率   | 容積率    | 全学生数 | 学部等名      | 団地番号 | 団地名 | 所在地             | 学校番号 | 学校名    | 作成年度 |
|------|------|------|--------|--------|------|-----------|------|-----|-----------------|------|--------|------|
| 664㎡ | 338㎡ | 808㎡ | 50.90% | 121.7% | 0人   | 外国人教師宿泊施設 | 005  | 駒込  | 東京都文京区本駒込6-5-12 | 0184 | 東京芸術大学 | 2009 |

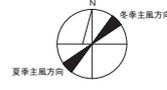
那須団地 維持管理マップ S=1/600

平成21年度

那須消防組合湯本分署

| 番号 | 評価項目                               |
|----|------------------------------------|
| 1  | 屋根(防水・ドレン状態)                       |
| 2  | 外壁(剥離・亀裂・汚れの状態)                    |
| 3  | 外部建具(作動状態)                         |
| 4  | 内装(床・壁・天井仕上材の状態、内部建具の作動状態)         |
| 5  | トイレ(内装と器具類の汚れ、破損、換気、照明の状態)         |
| 6  | 避難設備(消防設備、避難階段、避難器具等の状態)           |
| 7  | E.L.V.(身障者対応、汚れの状態)                |
| 8  | 設備共通(換気設備関係、給排水管、設備関係等の状態)         |
| 9  | バリアフリー(スロープ、自動扉、トイレ、E.L.V.、通路幅の確保) |
| 10 | その他                                |

| 凡例  | 評価                 |
|---|--------------------|
| <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> | 非常に良好な状態にある        |
| <span style="background-color: #FFFFE0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> | 多少の問題はあるが、改善の必要はない |
| <span style="background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> | 問題あり、対応が必要         |
| X   | 調査施設無し             |

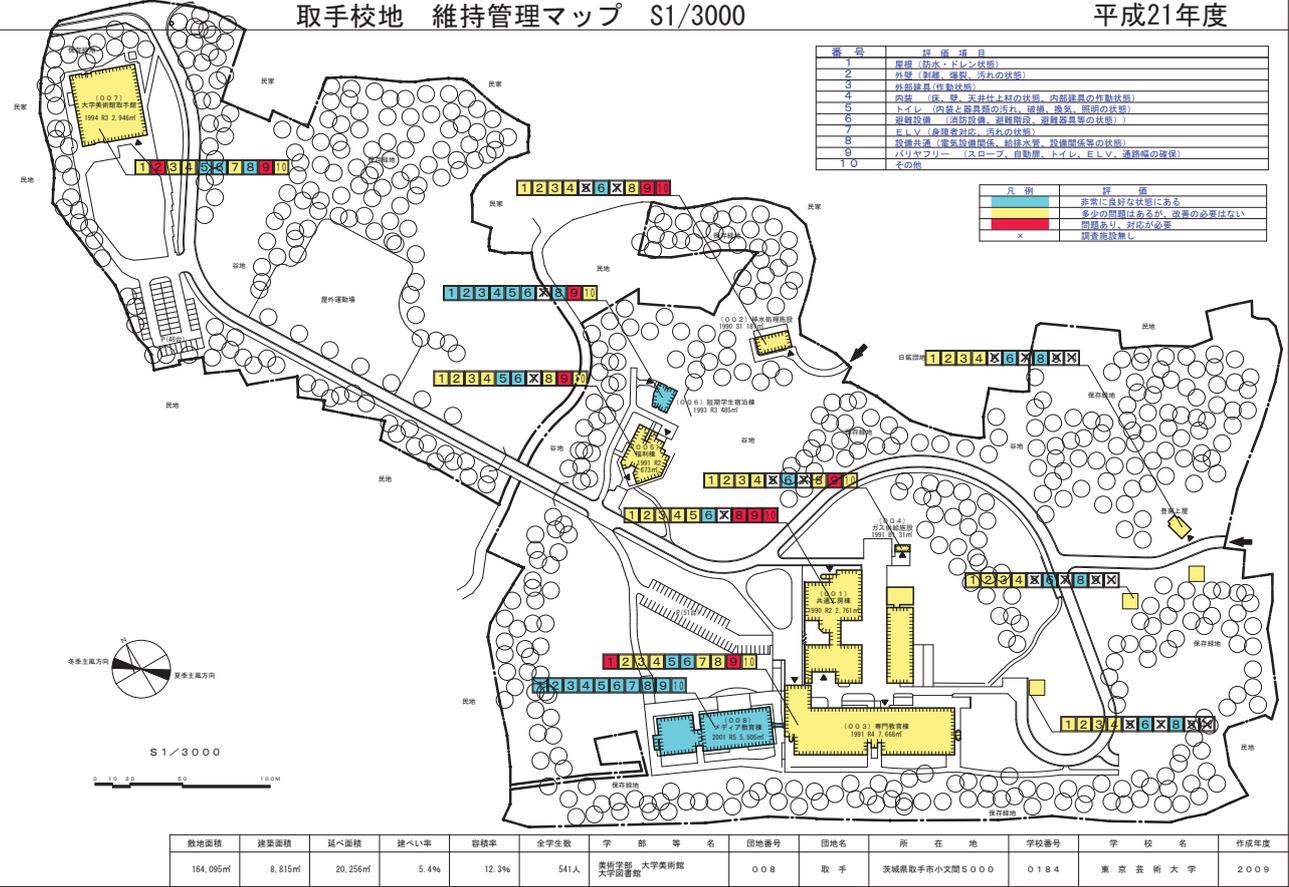


S=1/600  
0 5 10 20M

| 敷地面積   | 建築面積 | 延べ面積 | 建ぺい率  | 容積率   | 全学生数 | 学部等名  | 団地番号 | 団地名 | 所在地                  | 学校番号 | 学校名    | 作成年度 |
|--------|------|------|-------|-------|------|-------|------|-----|----------------------|------|--------|------|
| 3,908㎡ | 534㎡ | 728㎡ | 13.7% | 18.6% | 0人   | 教職員施設 | 007  | 那須  | 栃木県那須郡那須町大字湯本213-333 | 0184 | 東京芸術大学 | 2009 |

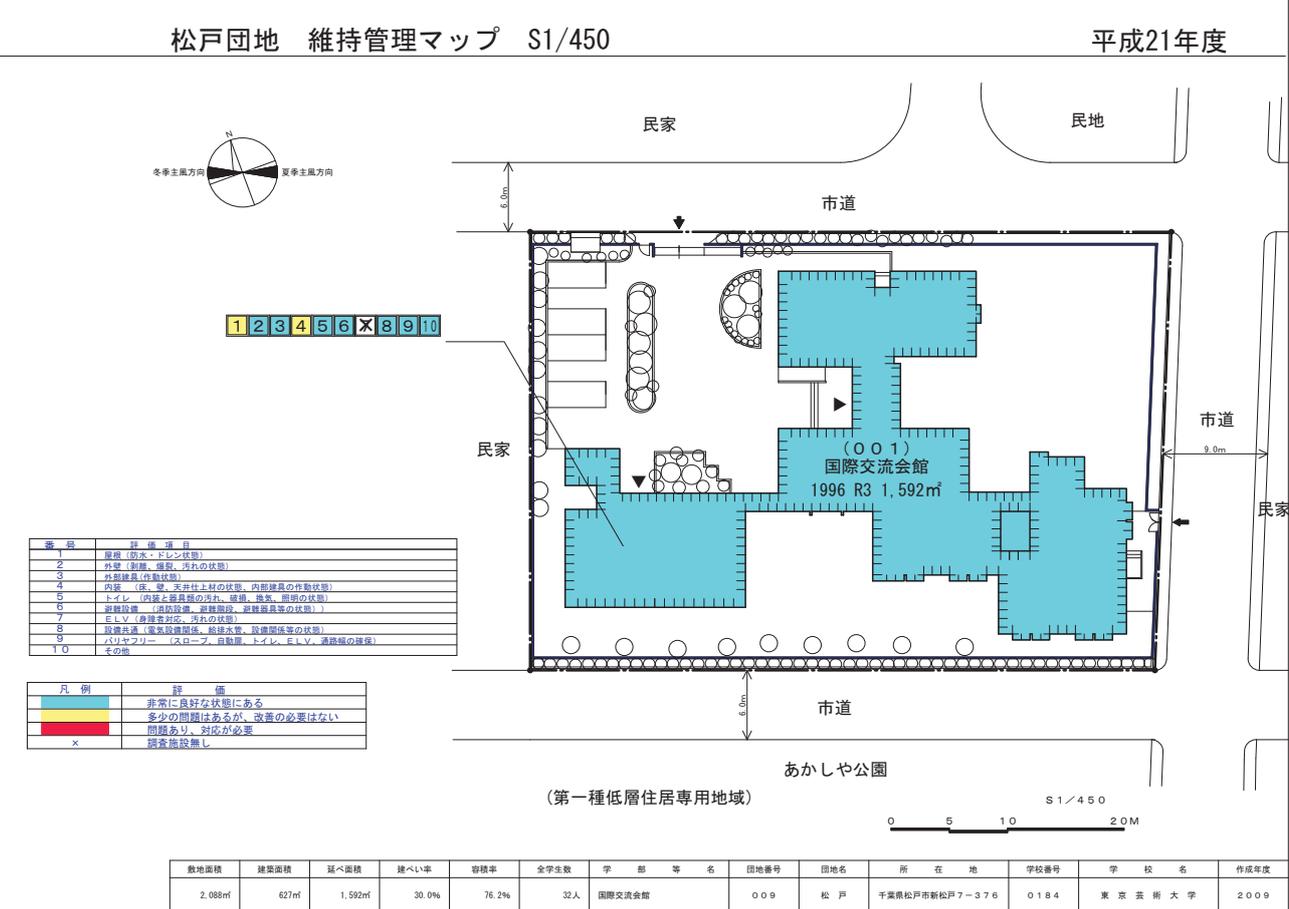
取手校地 維持管理マップ S1/3000

平成21年度



松戸団地 維持管理マップ S1/450

平成21年度



横浜1団地（馬車道校舎） 維持管理マップ S1/450

平成21年度

国道133号



S1/450

0 5 10 20M

| 番号 | 評価項目                              |
|----|-----------------------------------|
| 1  | 屋根（防水・ドレン状態）                      |
| 2  | 外壁（塗膜、腐食、汚れの状態）                   |
| 3  | 外廊器具（作動状態）                        |
| 4  | 内装（床、壁、天井・木材の状態、内廊器具の作動状態）        |
| 5  | トイレ（内装と器具類の汚れ、腐食、塗膜、腐食の状態）        |
| 6  | 避難設備（消火設備、避難階段、避難器具等の状態）          |
| 7  | E.L.V（身障者対応、活弁の状態）                |
| 8  | 設備点検（電気設備点検、給排水管、設備関係等の状態）        |
| 9  | バリアフリー（スロープ、自動扉、トイレ、E.L.V、誘導線の確保） |
| 10 | その他                               |

| 凡例 | 評価                 |
|----|--------------------|
| ■  | 非常に良好な状態にある        |
| ■  | 多少の問題はあるが、改善の必要はない |
| ■  | 問題あり、対応が必要         |
| x  | 調査実施無し             |

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

馬車道

(001) 馬車道校舎  
1929 R4-1 1,517㎡

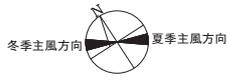
隣家

隣家

| 敷地面積 | 建築面積 | 延べ面積   | 建ぺい率  | 容積率    | 全学生数 | 学部等名  | 団地番号 | 団地名 | 所在地             | 学校番号 | 学校名    | 作成年度 |
|------|------|--------|-------|--------|------|-------|------|-----|-----------------|------|--------|------|
| 825㎡ | 557㎡ | 1,517㎡ | 67.5% | 183.9% | 78人  | 映像研究科 | 010  | 横浜1 | 神奈川県横浜市中区本町4-44 | 0184 | 東京芸術大学 | 2009 |

横浜2団地（新港校舎） 維持管理マップ S1/2000

平成21年度



S1/2000

0 10 20 40 60M

| 番号 | 評価項目                       |
|----|----------------------------|
| 2  | 屋根（防水・ドレン状態）               |
| 3  | 外壁（塗膜、腐食、汚れの状態）            |
| 4  | 外廊器具（作動状態）                 |
| 5  | 内装（床、壁、天井・木材の状態、内廊器具の作動状態） |
| 6  | トイレ（内装と器具類の汚れ、腐食、塗膜、腐食の状態） |
| 7  | 避難設備（消火設備、避難階段、避難器具等の状態）   |
| 8  | E.L.V（身障者対応、活弁の状態）         |
| 9  | 設備点検（電気設備点検、給排水管、設備関係等の状態） |
| 10 | その他                        |

| 凡例 | 評価                 |
|----|--------------------|
| ■  | 非常に良好な状態にある        |
| ■  | 多少の問題はあるが、改善の必要はない |
| ■  | 問題あり、対応が必要         |
| x  | 調査実施無し             |

1 2 3 4 5 6 x 8 9 10

配置図

アレーン

横浜港

横橋

(001) 新港校舎  
1929 S1 1,902㎡  
(借用面積 1,643㎡)

隣家

横橋

横浜港

P(11台)

敷地利用計画

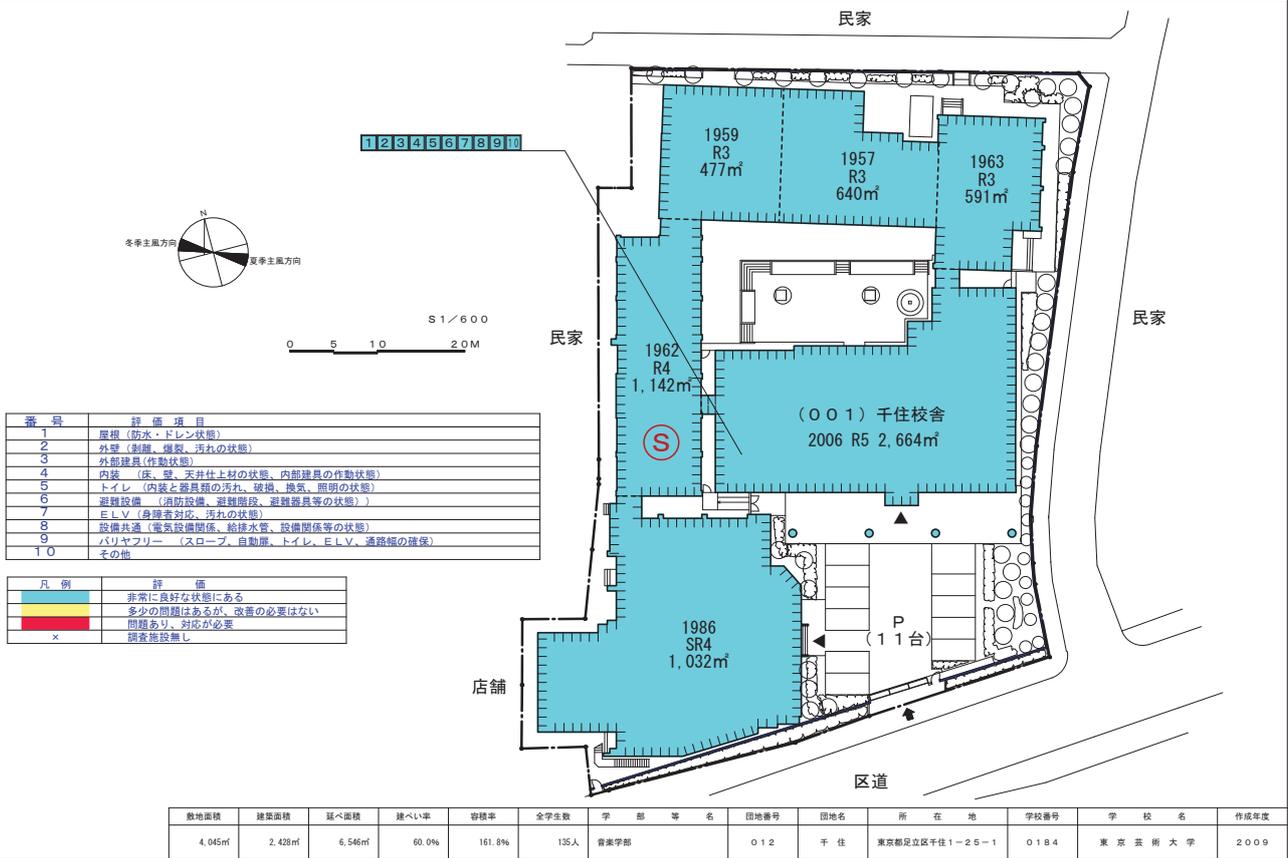
港湾施設

港湾道路

| 敷地面積                    | 建築面積   | 延べ面積                    | 建ぺい率  | 容積率   | 全学生数 | 学部等名  | 団地番号 | 団地名 | 所在地               | 学校番号 | 学校名    | 作成年度 |
|-------------------------|--------|-------------------------|-------|-------|------|-------|------|-----|-------------------|------|--------|------|
| 6,383㎡<br>(借用面積 4,851㎡) | 2,637㎡ | 2,505㎡<br>(借用面積 1,338㎡) | 41.3% | 39.2% | 37人  | 映像研究科 | 011  | 横浜2 | 神奈川県横浜市中区新港町2-5-1 | 0184 | 東京芸術大学 | 2009 |

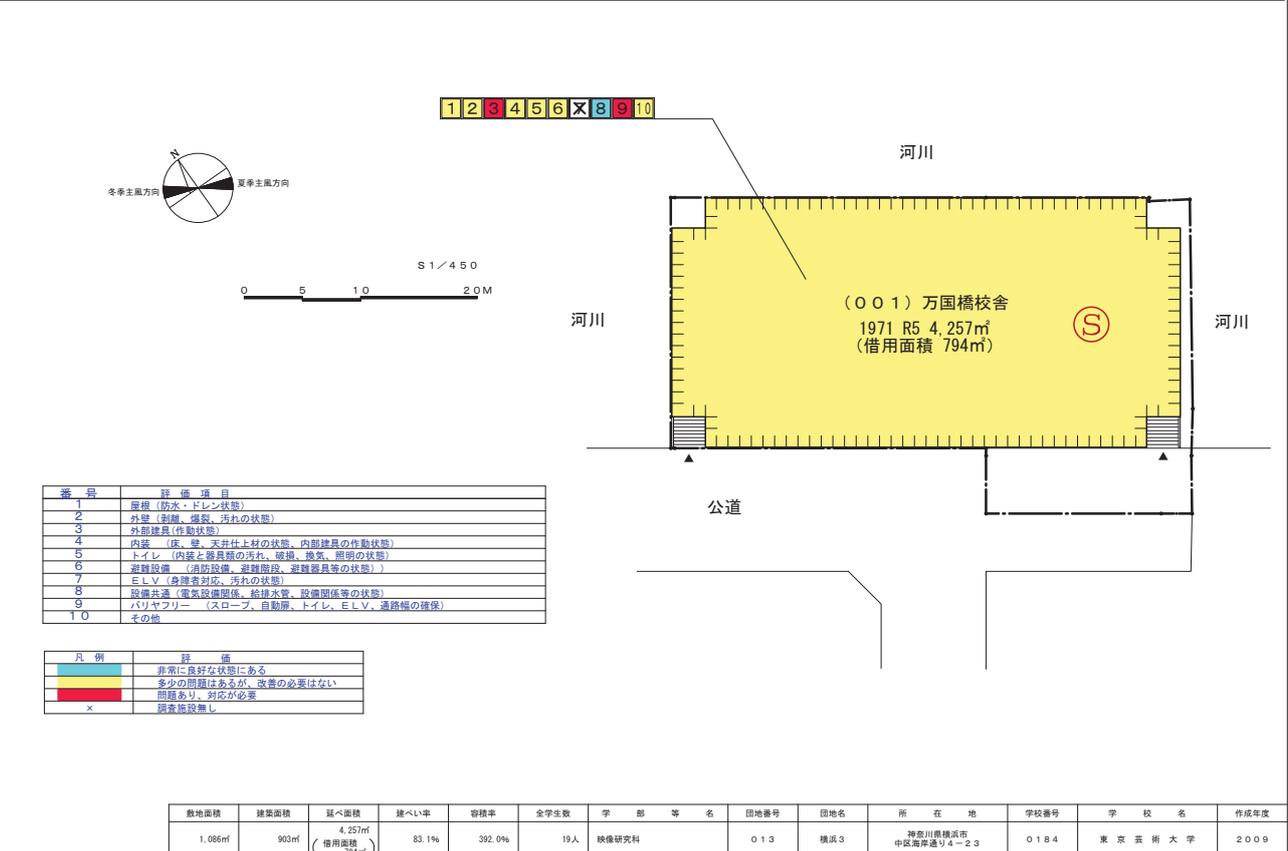
千住校地 維持管理マップ S1/600

平成21年度



横浜3団地（万国橋校舎）維持管理マップ S1/450

平成21年度



## 平成21年度各所修繕工事採択事業評価の考え方について

|      |  |
|------|--|
| 第一段階 | 各学部より提出された平成21年度各所修繕工事等要望書(様式1)より事業を一覧表に整理 |
| 現場調査 | 各学部より提出された要求事業について、各部局立ち会いの下に施設課が現場調査を実施   |
| 第二段階 | 下表の評価基準・配点区分による評価を実施                       |

## 評価基準・配点区分

| 評価区分 | 摘 要  | 配 点 |
|------|--|-----|
| 緊急対応 | 早急に対応しなければ危険である場合、又は被害が拡大する恐れがある場合、その他政策的に早期に対処しなければ成らない場合 | 100 |
| 法 令  | 関係法令等に抵触している。  | 90  |
| 安全管理 | 安全・衛生管理上処置する必要がある。   | 80  |
| 省エネ等 | 省エネルギー及び地球温暖化対策に対する改善効果が高い。                                | 70  |
| 若手研究 | 若手研究者教育等に資する。  | 60  |
| 学生支援 | 学生の教育研究に資する。   | 50  |
| 老朽劣化 | 老朽劣化度が激しい。   | 40  |
| 環境改善 | 特にトイレに対する環境改善を図る。  | 40  |
| 模様替等 | 模様替え   | 30  |
| その他  | その他部局の要求が高い等   | 30  |

## 評価点による評価区分

| 評価   | A  | A+ | B  | C  | D  | E  | 外                   |
|------|----|----|----|----|----|----|---------------------|
| 超えない |    |    | 90 | 80 | 70 | 50 | 各所修繕としての執行が相応しくないもの |
| 以上   | 90 | 80 | 70 | 50 | 30 |    |                     |

A, A+評価のうち、予算措置等の判断により下記に区分する

| 評価 |                                       |
|----|---------------------------------------|
| A+ | 1. 当該年度各所修繕事業として実施するのが相応しい(採択事項)      |
| A  | 2. 他の予算措置等で実施する方が望ましいもの (他の予算で採択する事項) |







| 年度                | 種別 | 品目   | 内容                             | 単価        | 数量        | 金額         | 備考     | 実施時期    | 完了時期    | 完了率  | 進捗状況 | 備考 |
|-------------------|----|------|--------------------------------|-----------|-----------|------------|--------|---------|---------|------|------|----|
| 92                | 外  | 不学設備 | 46 (上野) 暖房改修                   | 75,600    | 75,600    | 暖房設備補助金    |        |         |         |      |      |    |
| 93                | E  | 不学設備 | 47 大学本部附属(1~10)内及び緑地附属(10)暖房改修 | 5,000     | 5,000     | 5,000      | 5,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 94                | A+ | 施設費  | 48 取手実務部附属暖房改修                 | 4,000     | 4,000     | 4,000      | 4,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 95                | A+ | 施設費  | 49 附属工務課                       | 1,300     | 1,300     | 1,300      | 1,300  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 96                | A+ | 施設費  | 50 大学本部附属(10)内及び緑地附属(10)暖房改修   | 2,000     | 2,000     | 2,000      | 2,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 97                | A+ | 施設費  | 51 附属工務課                       | 1,000     | 1,000     | 1,000      | 1,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 98                | A+ | 施設費  | 52 附属工務課                       | 700       | 700       | 700        | 700    | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 99                | A+ | 施設費  | 53 P・C B 処理 (附属工務課)            | 0         | 0         | 0          | 0      |         |         |      |      |    |
| 100               | A+ | 施設費  | 54 附属工務課                       | 1,800     | 1,800     | 1,800      | 1,800  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 101               | A+ | 施設費  | 55 附属工務課                       | 3,400     | 3,400     | 3,400      | 3,400  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 102               | A+ | 施設費  | 56 附属工務課                       | 1,500     | 1,500     | 1,500      | 1,500  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 103               | A+ | 施設費  | 57 附属工務課                       | 9,000     | 9,000     | 9,000      | 9,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 104               | A+ | 施設費  | 58 附属工務課                       | 4,000     | 4,000     | 4,000      | 4,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 105               | A+ | 施設費  | 59 附属工務課                       | 3,000     | 3,000     | 3,000      | 3,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 106               | A+ | 施設費  | 60 附属工務課                       | 2,000     | 2,000     | 2,000      | 2,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 107               | A+ | 施設費  | 61 附属工務課                       | 900       | 900       | 900        | 900    | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 108               | A+ | 施設費  | 62 附属工務課                       | 4,600     | 4,600     | 4,600      | 4,600  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 109               | A+ | 施設費  | 63 附属工務課                       | 1,000     | 1,000     | 1,000      | 1,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 110               | A+ | 施設費  | 64 附属工務課                       | 1,500     | 1,500     | 1,500      | 1,500  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 111               | A+ | 施設費  | 65 附属工務課                       | 750       | 750       | 750        | 750    | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 112               | A+ | 施設費  | 66 附属工務課                       | 8,000     | 8,000     | 8,000      | 8,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 113               | A+ | 施設費  | 67 附属工務課                       | 1,000     | 1,000     | 1,000      | 1,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 114               | A+ | 施設費  | 68 附属工務課                       | 2,000     | 2,000     | 2,000      | 2,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 115               | A+ | 施設費  | 69 附属工務課                       | 0         | 0         | 0          | 0      |         |         |      |      |    |
| 116               | A+ | 施設費  | 70 附属工務課                       | 2,400     | 2,400     | 2,400      | 2,400  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 117               | A+ | 施設費  | 71 附属工務課                       | 0         | 0         | 0          | 0      |         |         |      |      |    |
| 118               | A+ | 施設費  | 72 附属工務課                       | 800       | 800       | 800        | 800    | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 119               | A+ | 施設費  | 73 附属工務課                       | 600       | 600       | 600        | 600    | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 120               | A+ | 施設費  | 74 附属工務課                       | 1,000     | 1,000     | 1,000      | 1,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 121               | A+ | 施設費  | 75 附属工務課                       | 200       | 200       | 200        | 200    | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 122               | A+ | 施設費  | 76 附属工務課                       | 1,000     | 1,000     | 1,000      | 1,000  | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 123               | A+ | 施設費  | 77 附属工務課                       | 77        | 77        | 77         | 77     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 124               | A+ | 施設費  | 78 附属工務課                       | 78        | 78        | 78         | 78     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 125               | A+ | 施設費  | 79 附属工務課                       | 79        | 79        | 79         | 79     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 126               | A+ | 施設費  | 80 附属工務課                       | 80        | 80        | 80         | 80     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 127               | A+ | 施設費  | 81 附属工務課                       | 81        | 81        | 81         | 81     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 128               | A+ | 施設費  | 82 附属工務課                       | 82        | 82        | 82         | 82     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 129               | A+ | 施設費  | 83 附属工務課                       | 83        | 83        | 83         | 83     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 130               | A+ | 施設費  | 84 附属工務課                       | 84        | 84        | 84         | 84     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 131               | A+ | 施設費  | 85 附属工務課                       | 85        | 85        | 85         | 85     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 132               | A+ | 施設費  | 86 附属工務課                       | 86        | 86        | 86         | 86     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 133               | A+ | 施設費  | 87 附属工務課                       | 87        | 87        | 87         | 87     | 2021.10 | 2021.10 | 100% |      |    |
| 計 (72件)           |    |      |                                | 2,828,534 | 2,865,772 | 91,150,000 | 31,196 | 285,193 | 56,900  |      |      |    |
| 予備金               |    |      |                                | 54,600    | 54,600    | 54,600     | 54,600 | 54,600  | 54,600  |      |      |    |
| 工事総額 (6ヶ月間の修繕費) 計 |    |      |                                | 2,883,134 | 2,920,372 | 91,204,600 | 31,250 | 285,193 | 56,900  |      |      |    |
| 工事総額 (6ヶ月間の修繕費) 計 |    |      |                                | 2,828,534 | 2,865,772 | 91,150,000 | 31,196 | 285,193 | 56,900  |      |      |    |
| 計                 |    |      |                                | 57,162    | 57,162    | 57,162     | 57,162 | 57,162  | 57,162  |      |      |    |

※学内事務局からの修繕要望を平成21年度当初に聞き取り調査を行い修繕事項及び修繕計画の総額を算出することとする。  
 現時点において、平成20年度の修繕要望の積み残し事項をリストアップしたものである。  
 上記リストアップに基づく修繕費算出により修繕総額が年間予算 5,000万円の 8倍強となっている。このことから運営上の必要性と緊急性等に配慮し 10年先までの修繕計画を行う。  
 更に、年度の当初に新たな修繕要望を提出された場合は修繕計画の見直しを行うこととする。  
 修繕項目について概ね5年計画で全て実施されることが施設の機能的維持と利用するために重要である。

— 平成21年度の当初施設等維持管理費要求事項  
 — 平成21年度の当初施設等維持管理費以外の予算 (施設整備費補助金、営繕工事、目的積立金、部局配分予算等による。)  
 — 青色・黄色以外は、昨年度不具合事項の積み残し事項。コスト削減により得られた予算で、緊急を要するものから順に修繕することになる。

## 4. 省エネルギーキャンペーンへの取組

## 施設・環境部会

近年、大気中の温室効果ガス（約9割はエネルギー起源の二酸化炭素）が地球温暖化を進行させ、地球環境に悪影響を及ぼすことがわかり、1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で温室効果ガスの排出を定めた「京都議定書」が採択された。

これにより日本は対象ガスの排出を2008年からの5年間で1990年比の6%を削減することが義務づけられた。

なお、最近開催されていた気候枠組条約第15回締約国会議（COP15）では、2020年までに1990年比の25%削減するという中期目標としていたが、採択は次回に延期された。

## 1. 国の省エネルギー施策

「エネルギーの合理化に関する法律」（省エネ法）は、石油危機を契機に1979年（昭和54年）に制定された。

省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてエネルギーの合理化に関する所要の措置を講じることとし、もって国民経済の健全な発展を寄与することを目的としている。

なお、京都議定書の日標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減させるため、平成20年5月に省エネ法が改正された。（施行日は平成22年4月1日）

\*削減目標：2008年～2012年（1990年度比）6%

## 主な改正ポイント

## 1) 指定基準の改正

・事業場（団地）ごとから、大学全体での管理となる。

→従来は上野団地のみ対象であったが、石神井団地（石神井寮）、駒込団地（外国人宿舎）、松戸団地（国際交流会館）を除く、全ての団地が対象となる。

なお、エネルギー使用量が原油換算で1500KL以上は第2種エネルギー管理指定工場、3000KL以上は第1種エネルギー管理指定工場となる。（上野団地：2708KL、取手団地：565KL）

## 2) 報告書等の提出単位の変更

・各報告書等の提出が事業場単位から大学全体での提出となる。

→全ての団地の年間エネルギー使用量（燃料、ガス、電気）を把握する。

## 3) エネルギー管理統括者等の創設

・エネルギー管理統括者（企業等の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者）、エネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者）

\*1をそれぞれ1名選任し、大学全体としてのエネルギー管理体制を推進する。

\*1 エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任

## 2. 地方自治体の省エネルギー施策

東京都において、気候変動がもたらす驚異から、都民の生命、財産、健康を守ることに、東京都自身の持続的な発展を可能とすることを目的に、環境確保条例を公布し「地球温暖化対策計画書制度」を創設し、2002年4月より施行された。

なお、削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくすとともに、省エネ・CO2削減を現場スタッフの努力の問題から、経営層が真剣に考慮すべきトピックマネジメントの課題とし、さらなる総量削減を図るために、平成19年6月に環境確保条例が改正された。（施行日は平成22年4月1日）

\*東京都全体の削減目標：2020年までに（2000年度比）25%

事業所当たりの削減目標は2020年までに（2000年度比）8%の予定

## 主な改正ポイント

## 1) 温室効果ガス排出量の削減

（エネルギー使用量原油換算1500KL以上の事業所）

→対策推進義務から、排出総量の削減義務と排出量取引制度を導入した。

（上野団地のみ2708KL）

## 2) 報告書の作成・提出・公表（計画期間：5年）

→毎年度提出する報告書を、同じ様式に統一（東京都HPで公表）

## 3) 温室効果ガス排出量の（年間）の算定

→自己申告より、登録検証機関「検証」を得て報告（新たな費用が発生）

## 4) 体制整備

→テナント事業者として削減対策を計画化する義務

## 5) 罰則規定

→義務不足量×最大1.3倍の削減をするよう措置命令

命令違反の場合は違反事実の公表

また、知事が命令不足量を調達し対策事業者にその費用を請求

(罰金の上限50万円)

平成21年12月21日

## 省エネルギー推進組織の整備について

## 3. 本学における省エネルギー推進方針

(達成目標)

- ①エネルギー・温室効果ガスとも、床面積当たりの消費量・排出量を原単位において毎年1%削減する。(原単位：総消費量・排出量/床面積㎡)  
 部局単位で、エネルギー・温室効果ガスを原単位ベースで年1%削減することを目標とする。

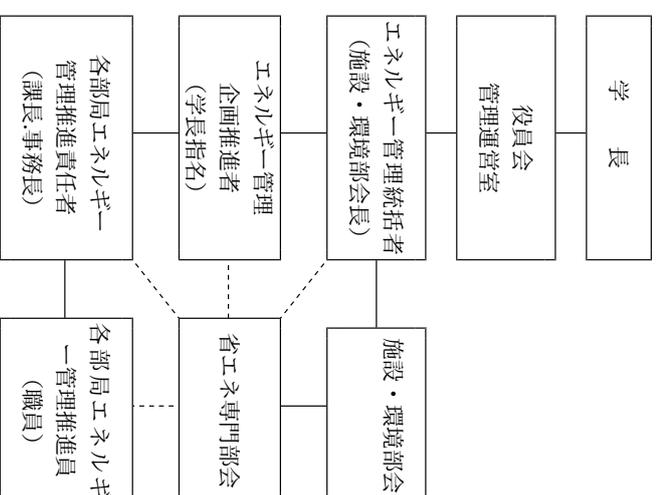
(達成のためのアクション)

- ①全学的なエネルギー管理・推進体制の整備  
 ②教職員・学生が参加する省エネルギー行動（HP等の活用）  
 ③老朽化した設備機器等の更新（高効率機器の採用）、グリーン購入法に適合した製品の購入  
 ④建物新築又は改修時の建物の省エネルギー化（断熱強化等）  
 ⑤部局別のエネルギー消費量及び光熱水料金のHPでの公表（学内専用）

本学はエネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化に関する法律、東京都地球温暖化対策計画書制度への対応が法的に義務づけられている。これらのいずれの法律も温室効果ガスの排出抑制を図る必要があり、各事業者が自ら排出抑制対策を立案し、実施し、対策の効果をチェックしなければならない。

そのためには学内の推進組織を整備し、着実に実行する必要がある。

## 1. 学内の推進組織



\*施設・環境部会内に省エネ専門部会を設置し、温室効果ガスの排出抑制対策（省エネ対策）に関することについて協議する。

## 2. 各部署エネルギー管理推進責任者

| 部署名      | 役職等      | 氏名 | 備考 |
|----------|----------|----|----|
| 事務局      | 総務課長     |    |    |
|          | 会計課長     |    |    |
|          | 社会連携推進課長 |    |    |
|          | 施設課長     |    |    |
|          | 学生支援課長   |    | *1 |
| 美術学部     | 事務長      |    | *2 |
| 音楽学部     | 事務長      |    |    |
| 附属図書館    | 事務長      |    |    |
| 大学美術館    | 事務長      |    |    |
| 取手校地     | 事務室長     |    |    |
| 大学院映像研究科 | 事務長      |    |    |
| 千住校地     | 事務室長     |    |    |

\*1 那須研修施設含む

\*2 古美術研究施設含む

## 3. 各部署エネルギー管理推進員

| 部署名      | 役職等                 | 氏名 | 備考 |
|----------|---------------------|----|----|
| 事務局      | 総務課<br>総務係長         |    |    |
|          | 会計課<br>総務係長         |    |    |
|          | 社会連携推進課<br>社会連携推進係長 |    |    |
|          | 施設課<br>総務係長         |    |    |
|          | 学生支援課<br>総務係長       |    | *1 |
| 美術学部     | 庶務係長                |    |    |
|          | 古美術研究施設<br>専門職員     |    |    |
| 音楽学部     | 庶務係長                |    |    |
| 附属図書館    | 総務係長                |    |    |
| 大学美術館    | 企画係長                |    |    |
| 取手校地     | 総務係長                |    |    |
| 大学院映像研究科 | 総務係長                |    |    |
| 千住校地     | 総務係長                |    |    |

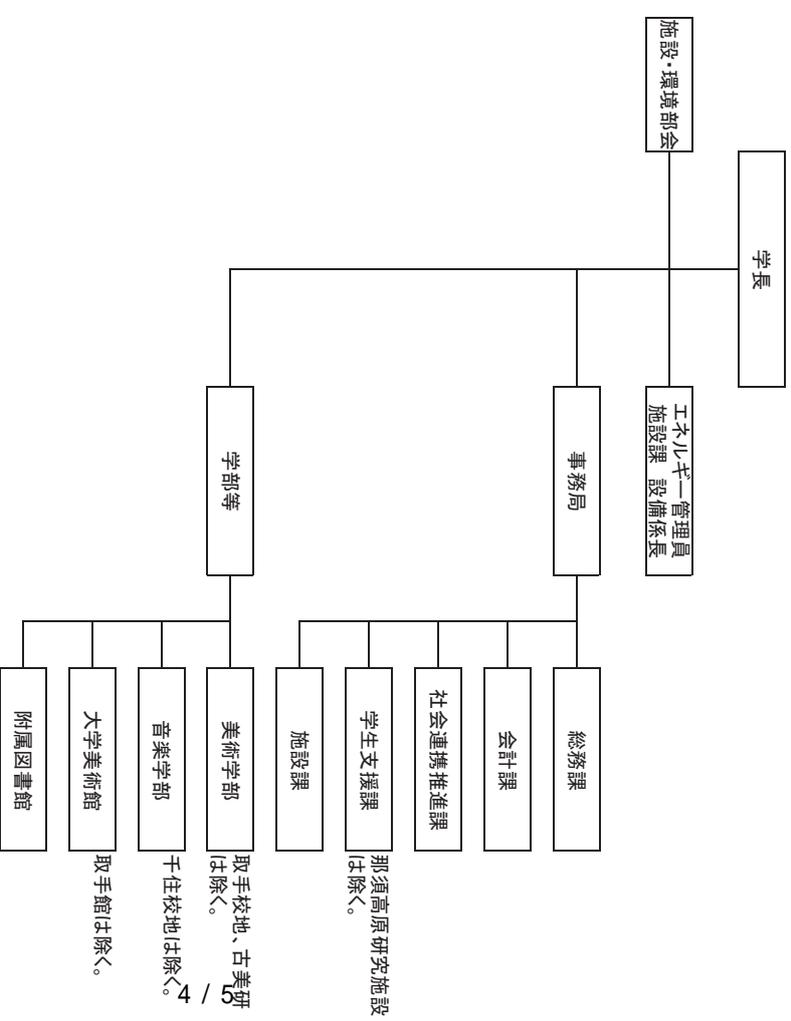
\*1 那須研修施設含む

4. 業務内容

- 1) エネルギー管理企画推進者
  - ・関係法令に従って燃料等及び電気の使用の合理化に関する業務を掌握する。
  - ・各部署エネルギー管理推進責任者より、各部署内での温室効果ガスの排出抑制対策（省エネ対策）遵守状況の報告を受けるとともに、その内容をエネルギー管理統括者に定期的に報告を行う。
- 2) エネルギー管理推進責任者
  - ・当該部署における空調設備、照明設備、昇降機設備等に関するエネルギー消費について適正な管理を行うものとする。
  - ・当該部署エネルギー管理推進員より、部署内での温室効果ガスの排出抑制対策（省エネ対策）遵守状況の報告を受けるとともに、その内容をエネルギー管理企画推進者に定期的に報告を行う。
- 3) エネルギー管理推進員
  - ・当該部署内での温室効果ガスの排出抑制対策（省エネ対策）遵守状況を確認し、エネルギー管理推進責任者に定期的に報告を行う。

省エネ法に基づくエネルギー管理体制

<現行>



<改正後>

資料 10 - 4

施設・環境部会

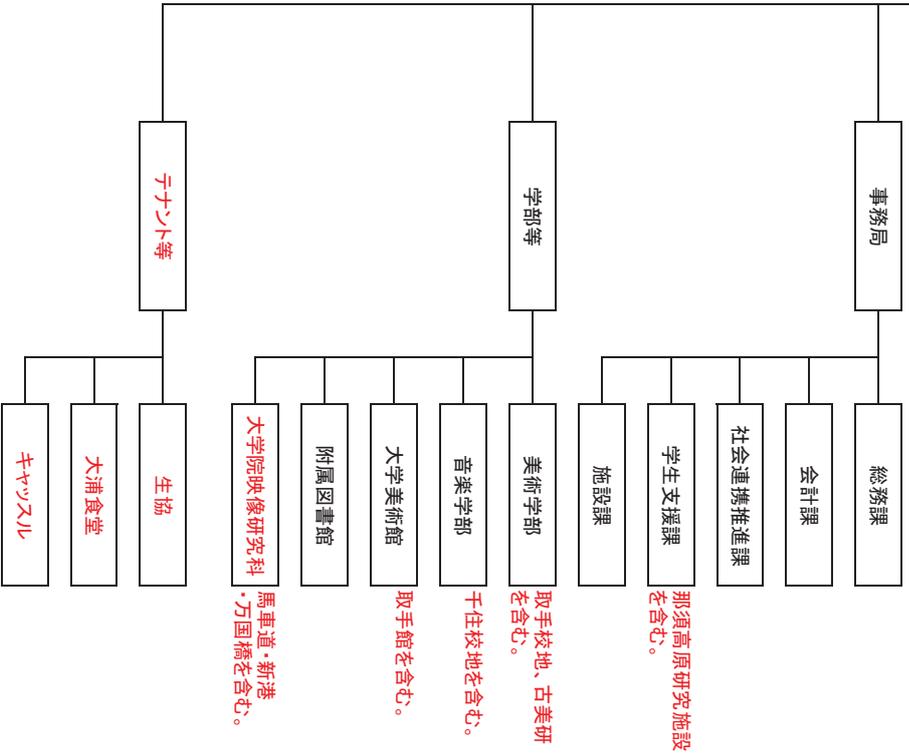
学長

エネルギー管理統括者  
施設環境部会長

エネルギー管理企画推進者  
\*1

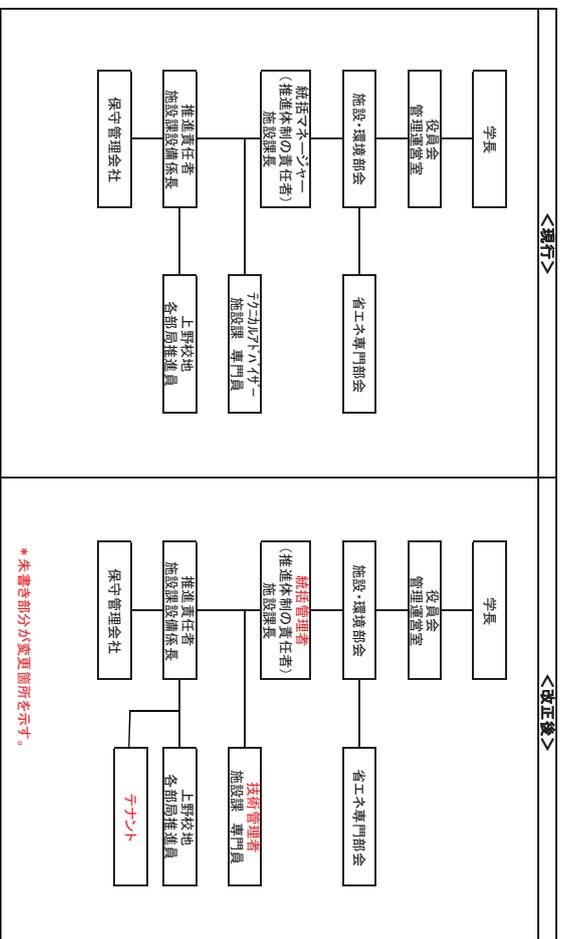
\* 朱書き部分が変更箇所を示す。

\* 1 エネルギー管理士の資格が必要



\* 各部署にてエネルギー管理推進員を選任

東京都地球温暖化対策の推進体制



## 東京芸術大学新型インフルエンザ等患者発生時対応マニュアル

### 基本方針

---

本マニュアルは、文部科学省“新型インフルエンザ対策に関する行動計画”，“新型インフルエンザ対策ガイドライン”および“東京都新型インフルエンザ対策行動計画”などに基づいて、本学の状況に応じた対応策を作成、確認し、新型インフルエンザによる学生、教職員等への健康被害を最小限度にとどめ、かつ、本学が果たすべき教育・研究・社会貢献への新型インフルエンザの影響を可能な限り少なくすることを目的として作成されたものである。

なお、今後の状況の変化等を踏まえて、このマニュアルを随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

### 対応策

---

日本国内でのインフルエンザ蔓延状況に伴い、新型インフルエンザの確認検査は現在ほとんど行われていません。従って、A型インフルエンザと診断された場合は新型インフルエンザとみなします。

#### 1. 学生がA型インフルエンザに感染した場合（疑いを含む）

疑わしい症状があれば、速やかにかかりつけの医師あるいは近隣の病院等で受診する。（学内の保健管理センターでは、インフルエンザの検査・投薬は行えない。）

〔A型インフルエンザではない場合〕

医療機関においてA型インフルエンザでないと診断された場合、医療機関の指示に従う。



〔A型インフルエンザと診断された場合〕

①医療機関においてA型インフルエンザと診断された場合、学生支援課総務係（050-5525-2065）に連絡する。学生支援課総務係は、保健管理

センター及び関係部署に報告する。

②解熱剤なしで37度未満が2日間経過するまで自宅待機する。

③休校措置については、関係部署で協議のうえ、学長に上申し、大学休校の可否を決定する。なお、大学休校を決定した場合は速やかに文部科学省に報告する。

④総務課広報係は、報道機関への対応を行う。

⑤本学は発熱などのインフルエンザ様の症状の発症による自宅療養期間における授業・実習・定期試験等については、学生の教育的不利益が生じないように配慮する。

## 2. 教職員等がA型インフルエンザに感染した場合（疑いを含む）

疑わしい症状があれば、本人がかかりつけの医師あるいは近隣の病院等で受診する。（学内の保健管理センターでは、インフルエンザの検査・投薬は行えない。）

〔A型インフルエンザではない場合〕

医療機関においてA型インフルエンザでないと診断された場合、医療機関の指示に従う。



〔A型インフルエンザと診断された場合〕

①医療機関においてA型インフルエンザと診断された場合、総務課職員・共済係（050-5525-2019）に連絡する。総務課職員・共済係は、保健管理センター及び関係部署に報告する。罹患者を就業禁止とする。

②解熱剤なしで37度未満が2日間経過するまで自宅待機する。

③大学閉鎖措置については、関係部署で協議のうえ、学長に上申し、大学閉鎖の可否を決定する。なお、大学閉鎖を決定した場合は速やかに文部科学省に報告する。

④総務課広報係は、報道機関への対応を行う。

### 3. A型インフルエンザ患者に濃厚接触した場合

インフルエンザは飛沫感染であり、患者の半径2メートル以内に喀痰や唾液などが、せきやくしゃみに乗って届く。この範囲で接触した人が対象となる。

#### 【一般学生】

登校可能とする。ただし、マスク着用を必須とし、4日間毎日検温をして、発熱・咽喉痛・咳・痰等がある場合は、最寄りの医療機関や保健所で直ちに適切な治療を受ける。

#### 【実習中の学生】

実習先の実習の担当者及び学生支援課学務係（050-5525-2076）に報告し、実習継続許可があった場合は、発熱の有無などの健康チェックを毎日行い、症状が全くでなければ、マスクを着用し、手洗いを普段よりも入念に励行したうえで実習を継続することとする。ただし、少しでも体調が悪くなった場合には、直ちに帰宅し、学生支援課学務係及び教育実習担当者に連絡する。

#### 【教職員】

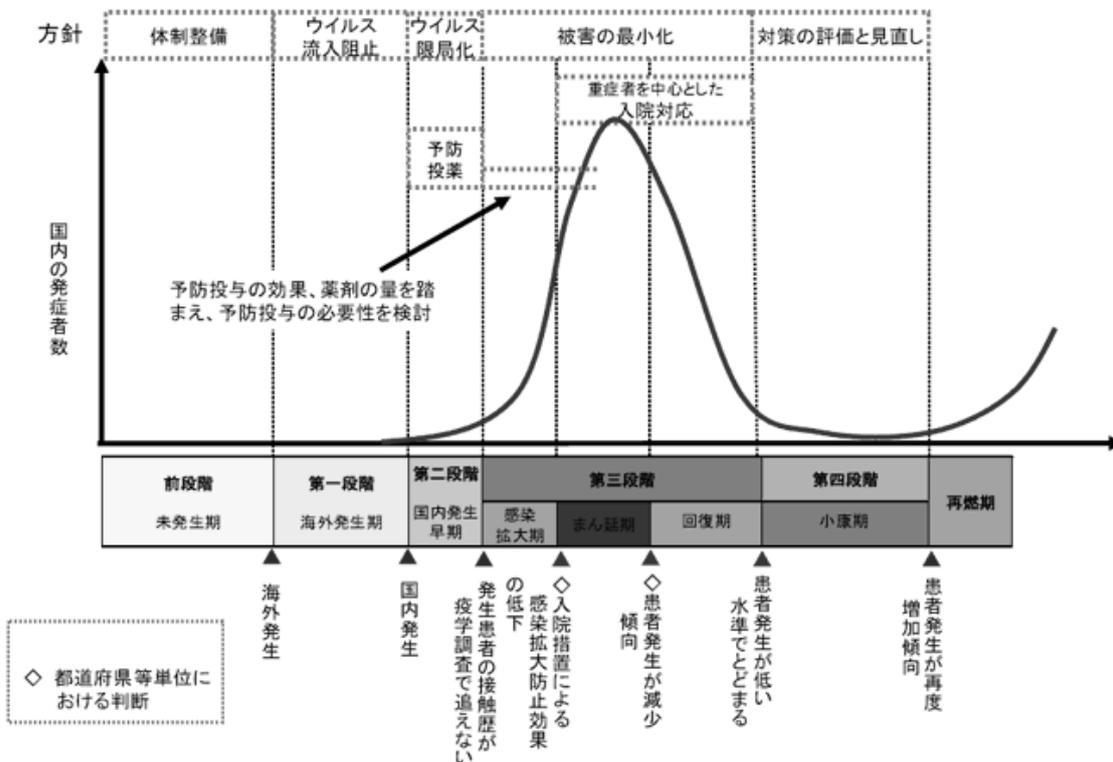
出勤可能とする。ただし、マスク着用を必須とし、4日間毎日検温をして、発熱・咽喉痛・咳・痰等がある場合は、最寄りの医療機関や保健所で直ちに適切な治療を受ける。

### 大学休校と大学閉鎖

|      |   |
|------|---|
| 大学休校 | 講義・演習、実習、サークル活動、ボランティア活動の停止、および学内の商業施設の閉鎖。学内のライフラインはすべて正常機能を保ち、中断により支障を来すような実験は継続できる。 |
| 大学閉鎖 | 行政からの指導または大学の自主判断で、キャンパス内への出入りは原則禁止。キャンパスを管理する必要最小限の職員が入構できる。                         |

参 考

| 発生段階                              | 状態   |
|-----------------------------------|--|
| 前段階（未発生期）                         | 新型インフルエンザが発生していない状態                              |
| 第一段階（海外発生期）                       | 海外で新型インフルエンザが発生した状態                              |
| 第二段階（国内発生早期）                      | 国内で新型インフルエンザが発生した状態                              |
| 第三段階<br><small>（各都道府県の判断）</small> | 国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態                  |
|                                   | 感染拡大期<br>各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態      |
|                                   | まん延期<br>各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 |
| 回復期<br>各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態  |  |
| 第四段階（小康期）                         | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                         |



「平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書(H21.11.19)への対応状況

| 改善を要する課題等について       |  | 担当理事室長・<br>部局長等名                     | 平成21年度末までに課題を改善するための実行計画  | 21年度末までの対応状況  |
|---------------------|--|--------------------------------------|---|---|
| 記載箇所(頁)             | 記載内容   |                                      |   |   |
| 項目別評価の項目：(2)財務内容の改善 |  |                                      |   |   |
| 2頁 17-18行目          | 外部資金比率が5.5% (対前年度比1.6%増) となっており、外部資金獲得に向けた取組が期待される。  | 管理・運営室長<br>／会計課長<br>研究推進室／社<br>会連携課長 | 引き続き、外部資金獲得に向けた各種の取組を行うとともに、平成21年度からは新たに下記の取組を行う。<br><br>記<br>外部資金獲得に向け、教員のインセンティブを高める方策として、外部資金獲得を目指した助学的研究に研究経費を支援する「東京芸術大学(研究・教育)プロジェクト制度」を導入する。   | <b>対応済み</b><br>科学研究費補助金獲得に向けた説明会や研究助成に係る情報提供により、本年度は科学研究費及び共同研究が増額であった。また、3件の助学的研究経費を伴うプロジェクトを採択し、外部資金獲得に向けた体制等を整備した。 |
| 2頁 25-26行目          | 一般管理費比率が7.2% (対前年度比1.5%増) となっていることから、削減に向けた取組が期待される。 | 管理・運営室長<br>／会計課長                     | 平成20年度の一般管理比率である7.2%についての削減を図るため、光熱水費の削減や複数年契約による各種契約費の削減、管理的経費の抑制について、引き続き積極的に推進するとともに、平成21年度からは新たに下記の方策を行う。<br><br>記<br>(管理的経費の抑制方策)<br>○複数年契約の推進により経費削減(新規契約：AED貸借契約)<br>○廊下等共通部分の照明機器の改修による節電(人感センサー方式の導入)<br>○空調設備の高効率機器への更新又は改修による節電<br>○太陽光発電設備の新設による契約電力の減(基本電力料金の削減、及び電気使用料金の削減) | <b>対応済み</b><br>本年度の一般管理費比率は4.4%となり、前年度より2.8ポイント削減した。  |

| 改善を要する課題等について            |  | 記載箇所(頁) |
|--------------------------|--|---------|
| 記載内容                     |  |         |
| 2頁 29-31行目               | <p>中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。</p> |         |
| 担当理事室長・<br>担部局長等名        | <p>管理・運営室長<br/>                 /総務課長</p>  |         |
| 平成21年度末までに課題を改善するための実行計画 | <p>東京芸術大学人件費削減計画に基づき、着実に人件費削減に取り組む予定である。</p>   |         |
| 21年度末までの対応状況             | <p><b>対応済み</b><br/>                 人件費削減計画は18年10月に策定。(削減実績については、資料8-1を参照願う。)</p>                                |         |

「平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書(H20.12.8)への対応状況

| 改善を要する課題等について            |  | 担当理事室長・<br>部局長等名 | 平成20年度末までに課題を改善するための実行計画   | 21年度末までの対応状況           |
|--------------------------|--|------------------|--|------------------------|
| 記載箇所(頁)                  | 記載内容   |                  |  |                        |
| 項目別評価の項目：(1)業務運営の改善及び効率化 |  |                  |  |                        |
| 2頁 6-9行目                 | 任期更新に係る教員について教育、研究、学内運営、社会貢献等の観点から評価を実施し、任期更新の可否を審査している。任期を付していない教員については、人事評価の方針が構築されていないため、これらについて評価の取扱いを明確にすることが期待される。 | 管理・運営室長<br>／総務課長 | 引き続き、外部資金獲得に向けた各種の取組を行うとともに、平成21年度からは新たに下記の取組を行う。<br><br>外部資金獲得に向け、教員のイノベーションを高める方策として、外部資金獲得を旨とした助走的研究に研究経費を支援する「東京芸術大学(研究・教育)プロジェクト制度」を導入する。<br><br>記  | <b>対応済み</b><br>左記のとおり。 |
| 2頁 10-12行目               | 事務系教員の人事評価システムについては、他大学の状況の調査を行い、評価システムを検討を開始しているが、今後、計画的に事務系職員の人事評価システムを構築し、実施していくことが期待される。                             | 管理・運営室長<br>／総務課長 | 平成20年度の一般管理比率である7.2%についての縮減を図るため、光熱水費の削減や複数年契約による各種契約費の削減、管理的経費の抑制について、引き続き積極的に推進するとともに、平成21年度からは新たに下記の方策を行う。<br><br>記<br><br>(管理的経費の抑制方策)<br>○複数年契約の推進により経費削減(新規契約：ABD賃貸借契約)<br>○廊下等共通部分の照明機器の改修による節電(人感センサー方式の導入)<br>○空調設備の高効率機器への更新又は改修による節電<br>○太陽光発電設備の新設による契約電力の減(基本電力料金の削減、及び電気使用料金の削減) | <b>対応済み</b><br>左記のとおり。 |
| 2頁 15-16行目               | 目的積立金の未使用率が93.8%となっているが、今後、目的積立金を計画的に戦略的意図に沿った事業に使用していくことが期待される。   | 管理・運営室長<br>／会計課長 | 目的積立金執行計画を立てて、計画的な執行を図る。   | <b>対応済み</b><br>左記のとおり。 |

| 改善を要する課題等について               |  | 担当理事室長・<br>部局長等名             | 平成20年度末までに課題を改善するための実行計<br>画   | 21年度末までの対応状況  |
|-----------------------------|--|------------------------------|--|---|
| 記載箇所(頁)                     | 記載内容   |                              |  |   |
| 項目別評価の項目：(2)財務内容の改善         |  |                              |  |   |
| 3頁 13-15行目                  | 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。                                      | 管理・運営室長<br>／総務課長             | 東京芸術大学人件費削減計画に基づき、着実に人件費削減に取り組む予定である。  | <b>対応済み</b><br>人件費削減計画は18年10月に策定。(21年度までの削減実績については、資料8-1を参照願う。) |
| 項目別評価の項目：(3)自己点検・評価及び情報提供   |  |                              |  |   |
| 3頁 下から2行目-4頁 1行目            | 芸術分野(美術・音楽)における評価・分析手法について調査検討を行っているが、中期計画の達成に向けて、評価・分析方法の検討を進め、計画的に試案の作成を行っていくことが期待される。   | 企画評価室長<br>／総務課企画評価<br>師・広報室長 | メセナ協議会に加入している企業等に「芸術大学への期待」に関するアンケート調査を実施し(11月～2月)、その結果を参考にして、芸術分野の教育研究組織としての評価・分析方法についてのレビューを21年度中にまとめる。                                  | <b>対応済み</b><br>左記のとおり。  |
| 項目別評価の項目：(4)その他業務運営に関する重要事項 |  |                              |  |   |
| 4頁 下から10-7行目                | 平成18年度評価結果で評価委員会が指摘した事項については、ビジュアルが策定されやすい全学的な危機管理マニュアルが策定されており、取組が行われている。今後は、全学的な危機管理を徹底するため、危機管理マニュアルの周知や、防災・安全管理研修等の予防的措置を継続的に実施していくことが期待される。 | 管理・運営室長<br>／総務課長             | 危機管理マニュアル及び安全管理指針を紙媒体で学内に配付するとともに本学HPにも掲載して学内周知をはかった。<br>また、AED(自動体外式除細動器)講習会、消防訓練等実施し危機管理に備えるとともに、予防的措置として毎月1回定期的に衛生管理者が定期点検及び学内巡視を行っている。 | <b>対応済み</b><br>左記のとおり。  |

「平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書(H19.12.8)への対応状況

| 改善を要する課題等について            |   | 担当理事室長・部局長等名          | 平成19年度末までに課題を改善するための実行計画   | 21年度末までの対応状況  |
|--------------------------|---|-----------------------|--|---|
| 項目別評価の項目：(1)業務運営の改善及び効率化 |   |                       |  |   |
| 記載箇所(頁)                  | 記載内容  |                       |  |   |
| 2頁 12-14行目               | 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。 | 管理・運営室長<br>／<br>総務課長  | 引き続き、外部資金獲得に向けた各種の取組を行うとともに、平成21年度からは新たに下記の取組を行う。<br><br>記<br>外部資金獲得に向け、教員のインセンティブを高める方策として、外部資金獲得を目指した助走的研究に研究経費を支援する「東京芸術大学(研究・教育)プロジェクト制度」を導入する。  | <b>対応済み</b><br>人件費削減計画は18年10月に策定。<br>(21年度までの削減実績については、資料8-1を参照願う。) |
| 2頁 16-17行目               | 中期計画については、経営協議会において審議すべき事項であるが、報告事項として扱われていることから、適切な審議を行うことが求められる。  | 企画評価室長<br>／<br>総務課参事役 | 平成20年度の一般管理比率である7.2%についての削減を図るため、光熱水費の削減や複数年契約による各種契約費の削減、管理的経費の抑制について、引き続き積極的に推進するとともに、平成21年度からは新たに下記の方策を行う。<br><br>記<br>(管理的経費の抑制方策)<br>○複数年契約の推進により経費削減(新規契約：ABD賃貸借契約)<br>○廊下等共通部分の照明機器の改修による節電(人感センサー方式の導入)<br>○空調設備の高効率機器への更新又は改修による節電<br>○太陽光発電設備の新設による契約電力の減(基本電力料金の削減、及び電気使用料金の削減) | <b>対応済み</b><br>(平成21年度については、資料2-2のとおり。)                             |
| 2頁 19-21行目               | 年度計画【「事務組織の見直しを行い、適切な事務組織を構築する(実績報告書17頁)】について、素案作成の段階にとどまっていたことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。                 | 管理・運営室長<br>／<br>総務課長  | 前年度実施した業務量調査の結果をうけ、業務の改善・効率化WGを立ち上げ、組織または人員配置の見直し及び本部と部局との重複業務の解消等簡素化できる業務の洗い出しを行い、11月に報告を受けた。これを元に事務組織の具体的な見直しを決定し、平成20年4月及び8月に段階的に実行に移し、適正な事務組織を構築する。  | <b>対応済み</b><br>(見直しの方針については、平成19事業年度の資料編の資料11-1-1-2参照)              |

| 改善を要する課題等について                |  | 担当理事室長・<br>部局長等名     | 平成19年度末までに課題を改善するための実行計<br>画  | 21年度末までの対応状況   |
|------------------------------|--|----------------------|---|--|
| 項目別評価の項目：(4) その他業務運営に関する重要事項 |  |                      |   |  |
| 記載箇所(頁)                      | 記載内容   |                      |   |  |
| 1頁 8-10行目                    | 災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的な対応が求められる。  | 管理・運営室長<br>／<br>総務課長 | 災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的な対応については、「東京芸術大学危機管理マニュアル」に基づいては、管理・運営室で作成中であり、芸術大学、電気・ガス等の安全使用を定めた東京委員会において作成中であり、両マニュアルとも今年度中に作成完了する予定である。 | <b>対応済み</b><br>平成20年3月に危機管理マニュアルを策定した。(平成19事業年度の資料編の資料10-1を参照願う) |
| 4頁 6-8行目                     | 平成17年度年度評価で評価委員会が指摘した事項(災害、事件・事故、薬品管理等)については、芸術学部における有害物質等の取扱規程や、マニュアル等の検討にとどまっておらず、早急な対応が求められる。 |                      |   |  |

「平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果の課題」の改善実行計画書(H18.12.18)への対応状況

| 改善を要する課題等について             |   | 記載箇所(頁) | 記載内容                    | 理事室等名  | 平成18年度末までに課題を改善するための実行計画 | 21年度末までの対応状況  |
|---------------------------|---|---------|-------------------------|--|--------------------------|---|
| 項目別評価の項目：(1)業務運営の改善及び効率化  |   |         |                         |  |                          |   |
| 1頁 6-8行目                  | 任期更新時における評価方法についても、適切な検討と実施が期待される。  |         |                         |  |                          |   |
| 2頁 8-10行目                 | 任期の更新時における評価制度として、学部等の特性に応じた、教育、研究、学内運営、社会貢献等の多面的に評価できる評価制度を学部ごとに作成することとして検討を行っている。 |         | 管理・運営室<br>(人事・総務部<br>会) | 外部資金獲得に向け、教員のインセンティブを高める方策として、外部資金獲得を目指した助走的研究に研究経費を支援する「東京芸術大学(研究・教育)プロジェクト制度」を導入する。                          | 記                        | <b>対応済み</b><br>平成18年9月に『任期更新時の再任評価実施要項』を制定。任期更新時の評価を開始した。(参考：平成21年度は、8名が更新評価を実施するとともに任期を付していない2名の教員についても、任期更新時の評価を準拠し教員評価を行った。) |
| 1頁 8-9行目                  | 中長期的、具体的な財政計画については、新たに生じた政府の総人件費改革の動向等を踏まえ、今後、着実な取組を行うことが期待される。                     |         | 管理・運営室<br>(人事・総務部<br>会) | 総人件費改革を踏まえ、常勤役員及び承継職員人件費を平成21年度までに4%、平成22年度までに5%削減するよう人件費削減計画を策定した。さらに諸手当等の給与制度を改正して人件費の抑制を行うこととした。(人事・総務部会)   |                          | <b>対応済み</b><br>人件費削減計画は18年10月に策定。(21年度までの削減実績については、資料8-1を参照願う。)   |
| 2頁 28-30行目                | 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標が設定されている。なお、今後、中期目標・中期計画の達成に向け、着実に人件費削減の取組を行うことが期待される。    |         | 管理・運営室<br>(人事・総務部<br>会) | 平成18年4月1日に監査室を設置し、東京芸術大学監査室規則及び東京芸術大学内部監査実施要領に基づき立案した内部監査計画に基づき内部監査(科研について一部実施済み)を開始した。また、監事の業務監査と連携した監査を実施した。 |                          | <b>対応済み</b><br>左記のとおり。(監事監査、内部監査の実施状況については、資料3-1-1~3-1-4を参照願う。)   |
| 2頁 32-33行目                | 監事監査における指摘内容を具体的に大学運営に反映させるなど、監査機能の充実に求められる。  |         | 監査室                     |  |                          |   |
| 項目別評価の項目：(3)自己点検・評価及び情報提供 |   |         |                         |  |                          |   |
| 3頁 23行目                   | 経営協議会の意見を踏まえ、平成18年度に外部評価を実施することとしている。   |         | 企画・評価室                  | 外部評価委員を委嘱(美術7名、音楽5名)し、12月に会議を開催し、委員より意見を聴取し、課題を整理し、報告書を取りまとめることとしている。指摘された改善すべき事項については、検討課題として今後の学部運営に活用する。    |                          | <b>対応済み</b><br>平成18年12月に美術学部、音楽学部において「社会から見た芸術大への要望、意見」を中心テーマに外部評価を実施した。  |

| 改善を要する課題等について           |  | 理事室等名   | 平成18年度末までに課題を改善するための実行計画  | 21年度末までの対応状況   |
|-------------------------|--|---------|---|--|
| 記載箇所(頁)                 | 記載内容   | 広報室     | 平成18年6月1日、藝大ウェブサイトの全面リニューアルを実施した。<br>従来の各部署から得た情報を広報担当者が作成し、ウェブサイトへ掲載していた方法を改め、情報提供部局において情報を作成し、広報責任部局が承認するだけで瞬時に掲載できるシステムを導入したことにより、責任体制を確立させ、迅速な対応が取れるようになった。 | <b>対応済み</b><br>左記のとおり。   |
| 1頁 9-10行目<br>3頁 25-26行目 | ウェブサイトの更新について、今日のインターネット社会における重要性や迅速対応の必要性に照らし、適時適切に更新が行われるよう一層の努力が期待される。                    | 広報室     | 平成17年度に実施した学内の有害物質使用状況、作業内容等調査を基に全学の安全管理マニュアル作成に向けて検討した結果、各科・専攻等に上り作業内容等の違いが大きいいため、各科ごとに実態に即した安全管理マニュアルの整備を検討することとした。(安全衛生委員会)                                  | <b>対応済み</b><br>平成20年3月に危機管理マニュアルを策定した。(平成19事業年度の資料編の資料10-1を参照願う) |
| 項目別評価の項目                | 項目：(4) その他業務運営に関する重要事項   |         |   |  |
| 4頁 6-8行目                | 災害、事件・事故対応、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が求められる。 | 安全衛生委員会 |   |  |